

資料編

【資料 1】	モスクワ宣言	1
【資料 2】	国際軍事法廷規約	7
【資料 3】	ニュルンベルク裁判起訴状（ドイツ語版から章題名等私訳）	16
【資料 4】	国際連合国際法委員会「ニュルンベルク軍事法廷規約および同判決において実 現されたる国際法の諸原理」1950	22
【資料 5】	ニュルンベルク国際軍事法廷被告人別訴因・罪状	24
【資料 5-b】	付録 A に記された、各被告人の罪状書き	25
【資料 6】	審理カレンダー	33
【資料 7】	ジャクソン検事冒頭陳述 ——部分的私訳——	40
【資料 8】	ナウヨックスの宣誓供述書	56
【資料 9】	ゲーリングのハイドリヒ宛手紙（「最終解決」）	58
【資料 10】	個別判決文（全文日本語訳）	59
【資料 11】	個別判決結果（有罪／無罪）	115
【資料 11-b】	個別判決結果（量刑）	116

【資料 1】 モスクワ宣言

Full text of "United Nations Documents 1941-1945" (国連文書 1941-1945 全文)

https://archive.org/stream/unitednationsdoc031889mbp/unitednationsdoc031889mbp_djvu.txt より

MOSCOW CONFERENCE 1

October 19-30, 1943

Communique, November 1, 1943

1. DECLARATION OF THE FOUR NATIONS ON GENERAL SECURITY
2. DECLARATION ON ITALY
3. DECLARATION ON AUSTRIA
4. DECLARATION ON ATROCITIES 【この部分は末尾に私訳付き】

DECLARATION OF THE FOUR NATIONS ON GENERAL SECURITY

The Governments of the United States, the United Kingdom, the U.S.S.R. and China: united in their determination, in accordance with the declaration by the United Nations of January 1, 1942, and subsequent declarations, to continue hostilities against those Axis Powers with which they respectively are at war until such Powers have laid down their arms on the basis of unconditional surrender; conscious of their responsibility to secure the liberation of themselves and the people allied to them from the menace of aggression; recognizing the necessity of ensuring rapid and orderly transit from war to peace and of establishing and maintaining international peace and security with the least diversion of this world's human and economic resources for armaments; jointly declare:

1. That their united action, pledged for the prosecution of the war against their respective enemies, will be continued for the organization and maintenance of peace and security;
2. That those of them at war with a common enemy will act together in all matters relating to the surrender and disarmament of that enemy;
3. That they will take all measures deemed by them to be necessary to provide against any violation of the terms imposed on the enemy;

4. That they recognize the necessity of establishing at the earliest practicable date a general international organization, based on the principle of the sovereign equality of all peace-loving States and open to membership by all such States, large or small, for the maintenance of international peace and security;

5. That for the purpose of maintaining international peace and security pending the re-establishment of law and order and the inauguration of a system of general security they will consult with each other, and, as occasion requires, with other members of the United Nations, with a view to joint action on behalf of the community of Nations;

6. That after the termination of hostilities they will not employ their military forces within the territories of other States except for the purposes envisaged in this declaration and after joint consultation, and;

7. That they will confer and co-operate with one another and with other members of the United Nations to bring about a practicable general agreement with respect to the regulation of armaments in the post-war period.

DECLARATION ON ITALY

The Foreign Secretaries of the United States, United Kingdom and Soviet Union have established that their three Governments are in complete agreement that Allied policy towards Italy must be based upon the fundamental principle that Fascism and all its evil influence and emanations shall be utterly destroyed and that the Italian people shall be given every opportunity to establish governmental and other institutions based upon democratic principles.

The Foreign Secretaries of the United States and United Kingdom declare that the action of their governments from the inception of invasion of Italian territory, in so far as paramount military requirements have permitted, has been based upon this policy.

In furtherance of this policy in the future the Foreign Secretaries of the three Governments are agreed that the following measures are important and should be put into effect:

- 1 . It is essential that the Italian Government should be made more democratic by the introduction of representatives of those sections of the Italian people who have always opposed Fascism.
2. Freedom of speech, of religious worship, of political belief, of press and of public meeting shall be restored in full measure to the Italian people who shall also be entitled to form anti-Fascist political groups.
3. All institutions and organizations created by the Fascist regime shall be suppressed.
4. All Fascist or pro-Fascist elements shall be removed from administration and from institutions and organizations of a public character.
5. All political prisoners of the Fascist regime shall be released and accorded a full amnesty.
6. Democratic organs of local government shall be created.
7. Fascist chiefs and army generals known or suspected to be war criminals shall be arrested and handed over to justice.

In making this declaration the three Foreign Secretaries recognize that so long as active military operations continue in Italy the time at which it is possible to give full effect to the principles set out above will be determined by the C. in G. on the basis of instructions received through the combined Chiefs of Staff. The three Governments parties to this declaration will at the request of any one of them consult on this matter.

It is further understood that nothing in this resolution is to operate against the right of the Italian people ultimately to choose their own form of government.

DECLARATION ON AUSTRIA

The Governments of the United Kingdom, the Union of Soviet Socialist Republics and the United States have agreed that Austria, the first free country to fall a victim to Nazi aggression, shall be liberated from German domination.

They regard the annexation imposed upon Austria by Germany's penetration of March 15, 1938, as null and void. They consider themselves in no way bound by any changes effected in Austria since that date. They declare they wish to see re-established a free and independent Austria, and thereby to open the way for the Austrian people themselves as well as those neighbouring states which will be faced with similar problems, to find that political and economic security which is the only basis for lasting peace.

Austria is reminded however that she has a responsibility which she cannot evade for participation in the war on the side of Hitlerite Germany and that in the final settlement account will inevitably be taken of her own contribution to her liberation.

DECLARATION ON ATROCITIES

The United Kingdom, the United States and the Soviet Union have received from many quarters evidence of atrocities, massacres and cold-blooded mass executions which are being perpetrated by the Hitlerite forces in many of the countries they have overrun and from which they are now being steadily expelled. The brutalities of Hitlerite domination are no new thing and all peoples or territories in their grip have suffered from the worst form of Government by terror. What is new is that many of these territories are now being redeemed by the advancing armies of the liberating Powers and that, in their desperation, the recoiling Hitlerite Huns are redoubling their ruthless cruelties. This is now evidenced with particular clearness by the monstrous crimes of the Hitlerites on the territory of the Soviet Union which is being liberated from the Hitlerites, and on French and Italian territory.

Accordingly the aforesaid three Allied Powers, speaking in the interests of the 32 United Nations, hereby solemnly declare and give full warning of their declaration as follows: At the time of the granting of any armistice to any Government which may be set up in Germany, those German officers and men and members of the Nazi party who have been responsible for or have taken a consenting part in the above atrocities, massacres and executions will be sent back to the countries in which their abominable deeds were done in order that they may be judged and punished according to the laws of those liberated countries and of the Free Governments which will be erected therein. Lists will be compiled in all possible detail from all these countries having regard especially to the invaded parts of the Soviet Union, to Poland and Czechoslovakia, to Yugoslavia and

Greece including Crete and other islands, to Norway, Denmark, the Netherlands, Belgium, Luxemburg, France and Italy. Thus Germans who take part in wholesale shootings of Polish officers or in the execution of French, Dutch, Belgian or Norwegian hostages or of Cretan peasants, or who have shared in the slaughters inflicted on the people of Poland or in the territories of the Soviet Union which are now being swept clear of the enemy, will know that they will be brought back to the scene of their crimes and judged on the spot by the peoples whom they have outraged. Let those who have hitherto not imbrued their hands with innocent blood beware lest they join the ranks of the guilty, for most assuredly the three Allied Powers will pursue them to the uttermost ends of the earth and will deliver them to the accusers in order that justice may be done.

The above declaration is without prejudice to the case of German criminals, whose offences have no particular geographical location and who will be punished by a joint decision of the Governments of the Allies.

STATEMENT ON ATROCITIES

残虐行為についての声明

Signed by President Roosevelt, Prime Minister Churchill and Premier Stalin.

大統領ルーズヴェルト、首相チャーチルおよび首相スターリンにより署名されている

連合王国、合衆国およびソヴィエト連邦は、多くの筋より、ヒトラーの軍隊によって、彼らが侵略し、しかし今やそこからは着実に追い払われつつあるところの、多くの国々において犯されている残虐行為、大量虐殺および冷酷な集団的処刑の証拠資料を受け取っている。ヒトラー支配の残虐行為は、今に始まったことではなく、彼らが支配した民族あるいは地域はすべて、最悪の恐怖政治形態に苦しめられてきた。現在新たに生じている状況は、これらの地域が、解放者たる列強の前進する軍勢によって今や救出されつつあり、後退するヒトラーの文化破壊集団は、自暴自棄のあまり、情け容赦のない残酷行為を倍加させつつある、ということである。このことは、今やヒトラー集団から解放されつつあるソヴィエト連邦領土およびフランス、イタリアの領土における、彼らの極悪非道の犯罪によって、とりわけ明瞭に立証される。

それゆえ、前記の連合三強国は、32の連合諸国を代弁して、ここに厳かに宣言し、以下のとおり、詳細な警告を与えるものである：

ドイツに設立されるであろう政府に対して、何らかの形での停戦を認める時点で、上記の残虐行為、大量虐殺および処刑の責任者であったか、または同意のうえでそれらに関与した、ドイツ人士官と兵卒およびナチス成員たちは、彼らが憎むべき行為をそこで働いたところの、その国に送還されたうえで、その解放された国およびそこに設立されるであろう自由政府の法律に従って裁かれ処罰されることになる。可能な限り詳細なるリストが、これらの国々、とりわけソヴィエト連邦の侵略された領土、ポーランドおよびチェコスロヴァキア、ユーゴスラビアおよびクレタその他島嶼を含むギリシア、ノルウェー、デンマーク、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フランスおよびイタリアから、収集され編集されるであろう。そうして、ポーランド人将校たちの大量射殺やフランス人、オランダ人、ベルギー人、ノルウェー人の捕虜あるいはクレタ島の農民たちの処刑に関与しているドイツ人たち、またポーランドの人民に対して、または、今はすでに敵軍を一掃しつつあるソヴィエト連邦の領土内において働かれた大量殺戮に加わったドイツ人たちは、彼ら自身の犯罪の現場に連れ戻され、かつ彼らが暴行を加えたところのその国民によってその場で裁かれることを、思い知ることになるであろう。今までのところは自らの手を罪ない者たちの血で染めるに至っていない者たちは、犯罪者たちの仲間入りをしないように、気をつけるがよかろう、というのも、絶対に間違いなく、連合三強国は、犯罪者たちを地の最果てまでも追い詰め、正義が実行されるよう、彼らを告発者たちの手に引き渡すだろうからである。

上記宣言は、その犯行が特定の地理的位置に限定されていなくて、連合政府の共同の決定によって処罰されることになるであろうところの、ドイツ人犯罪者たちの場合に対しては、何らの予備的決定を含むものではない。

【資料 2】 国際軍事法廷規約

<https://www.legal-tools.org/doc/64ffdd/>より

CHARTER OF THE INTERNATIONAL MILITARY TRIBUNAL
(Annexed to the London Agreement)

I. CONSTITUTION OF THE INTERNATIONAL MILITARY TRIBUNAL

Article 1. In pursuance of the Agreement signed on the 8th day of August 1945 by the Government of the United States of America, the Provisional Government of the French Republic, the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of the Union of Soviet Socialist Republics, there shall be established an International Military Tribunal (hereinafter called "the Tribunal") for the just and prompt trial and punishment of the major war criminals of the European Axis.

Article 2. The Tribunal shall consist of four members, each with an alternate. One member and one alternate shall be appointed by each of the Signatories. The alternates shall, so far as they are able, be present at all sessions of the Tribunal. In case of illness of any member of the Tribunal or his incapacity for some other reason to fulfill his functions, his alternate shall take his place.

Article 3. Neither the Tribunal, its members nor their alternates can be challenged by the prosecution, or by the Defendants or their Counsel. Each Signatory may replace its members of the Tribunal or his alternate for reasons of health or for other good reasons, except that no replacement may take place during a Trial, other than by an alternate.

Article 4.

(a) The presence of all four members of the Tribunal or the alternate for any absent member shall be necessary to constitute the quorum.

(b) The members of the Tribunal shall, before any trial begins, agree among themselves upon the selection from their number of a President, and the President shall hold office during the trial, or as may otherwise be agreed by a vote of not less than three members. The principle of rotation of presidency for successive trials is agreed. If, however, a session of the Tribunal takes place on the territory of one of the four Signatories, the

representative of that Signatory on the Tribunal shall preside.

(c) Save as aforesaid the Tribunal shall take decisions by a majority vote and in case the votes are evenly divided, the vote of the President shall be decisive: provided always that convictions and sentences shall only be imposed by affirmative votes of at least three members of the Tribunal.

Article 5. In case of need and depending on the number of the matters to be tried, other Tribunals may be set up; and the establishment, functions, and procedure of each Tribunal shall be identical, and shall be governed by this Charter.

II. JURISDICTION AND GENERAL PRINCIPLES

Article 6. The Tribunal established by the Agreement referred to in Article 1 hereof for the trial and punishment of the major war criminals of the European Axis countries shall have the power to try and punish persons who, acting in the interests of the European Axis countries, whether as individuals or as members of organizations, committed any of the following crimes.

The following acts, or any of them, are crimes coming within the jurisdiction of the Tribunal for which there shall be individual responsibility:

(a) **CRIMES AGAINST PEACE:** namely, planning, preparation, initiation or waging of a war of aggression, or a war in violation of international treaties, agreements or assurances, or participation in a common plan or conspiracy for the accomplishment of any of the foregoing;

(b) **WAR CRIMES:** namely, violations of the laws or customs of war. Such violations shall include, but not be limited to, murder, ill-treatment or deportation to slave labor or for any other purpose of civilian population of or in occupied territory, murder or ill-treatment of prisoners of war or persons on the seas, killing of hostages, plunder of public or private property, wanton destruction of cities, towns or villages, or devastation not justified by military necessity;

(c) **CRIMES AGAINST HUMANITY:** namely, murder, extermination, enslavement, deportation, and other inhumane acts committed against any civilian population, before or during the war; or persecutions on political, racial or religious grounds in execution of

or in connection with any crime within the jurisdiction of the Tribunal, whether or not in violation of the domestic law of the country where perpetrated.

Leaders, organizers, instigators and accomplices participating in the formulation or execution of a common plan or conspiracy to commit any of the foregoing crimes are responsible for all acts performed by any persons in execution of such plan.

Article 7. The official position of defendants, whether as Heads of State or responsible officials in Government Departments, shall not be considered as freeing them from responsibility or mitigating punishment.

Article 8. The fact that the Defendant acted pursuant to order of his Government or of a superior shall not free him from responsibility, but may be considered in mitigation of punishment if the Tribunal determines that justice so requires.

Article 9. At the trial of any individual member of any group or organization the Tribunal may declare (in connection with any act of which the individual may be convicted) that the group or organization of which the individual was a member was a criminal organization.

After the receipt of the Indictment the Tribunal shall give such notice as it thinks fit that the prosecution intends to ask the Tribunal to make such declaration and any member of the organization will be entitled to apply to the Tribunal for leave to be heard by the Tribunal upon the question of the criminal character of the organization. The Tribunal shall have power to allow or reject the application. If the application is allowed, the Tribunal may direct in what manner the applicants shall be represented and heard.

Article 10. In cases where a group or organization is declared criminal by the Tribunal, the competent national authority of any Signatory shall have the right to bring individual to trial for membership therein before national, military or occupation courts. In any such case the criminal nature of the group or organization is considered proved and shall not be questioned.

Article 11. Any person convicted by the Tribunal may be charged before a national, military or occupation court, referred to in Article 10 of this Charter, with a crime other than of membership in a criminal group or organization and such court may, after

convicting him, impose upon him punishment independent of and additional to the punishment imposed by the Tribunal for participation in the criminal activities of such group or organization.

Article 12. The Tribunal shall have the right to take proceedings against a person charged with crimes set out in Article 6 of this Charter in his absence, if he has not been found or if the Tribunal, for any reason, finds it necessary, in the interests of justice, to conduct the hearing in his absence.

Article 13. The Tribunal shall draw up rules for its procedure. These rules shall not be inconsistent with the provisions of this Charter.

III. COMMITTEE FOR THE INVESTIGATION AND PROSECUTION OF MAJOR WAR CRIMINALS

Article 14. Each Signatory shall appoint a Chief Prosecutor for the investigation of the charges against and the prosecution of major war criminals.

The Chief Prosecutors shall act as a committee for the following purposes:

- (a) to agree upon a plan of the individual work of each of the Chief Prosecutors and his staff,
- (b) to settle the final designation of major war criminals to be tried by the Tribunal,
- (c) to approve the Indictment and the documents to be submitted therewith,
- (d) to lodge the Indictment and the accompany documents with the Tribunal,
- (e) to draw up and recommend to the Tribunal for its approval draft rules of procedure, contemplated by Article 13 of this Charter. The Tribunal shall have the power to accept, with or without amendments, or to reject, the rules so recommended.

The Committee shall act in all the above matters by a majority vote and shall appoint a Chairman as may be convenient and in accordance with the principle of rotation: provided that if there is an equal division of vote concerning the designation of a

Defendant to be tried by the Tribunal, or the crimes with which he shall be charged, that proposal will be adopted which was made by the party which proposed that the particular Defendant be tried, or the particular charges be preferred against him.

Article 15. The Chief Prosecutors shall individually, and acting in collaboration with one another, also undertake the following duties:

- (a) investigation, collection and production before or at the Trial of all necessary evidence,
- (b) the preparation of the Indictment for approval by the Committee in accordance with paragraph (c) of Article 14 hereof,
- (c) the preliminary examination of all necessary witnesses and of all Defendants,
- (d) to act as prosecutor at the Trial,
- (e) to appoint representatives to carry out such duties as may be assigned them,
- (f) to undertake such other matters as may appear necessary to them for the purposes of the preparation for and conduct of the Trial.

It is understood that no witness or Defendant detained by the Signatory shall be taken out of the possession of that Signatory without its assent.

IV. FAIR TRIAL FOR DEFENDANTS

Article 16. In order to ensure fair trial for the Defendants, the following procedure shall be followed:

- (a) The Indictment shall include full particulars specifying in detail the charges against the Defendants. A copy of the Indictment and of all the documents lodged with the Indictment, translated into a language which he understands, shall be furnished to the Defendant at reasonable time before the Trial.
- (b) During any preliminary examination or trial of a Defendant he will have the right to give any explanation relevant to the charges made against him.

(c) A preliminary examination of a Defendant and his Trial shall be conducted in, or translated into, a language which the Defendant understands.

(d) A Defendant shall have the right to conduct his own defense before the Tribunal or to have the assistance of Counsel.

(e) A Defendant shall have the right through himself or through his Counsel to present evidence at the Trial in support of his defense, and to cross-examine any witness called by the Prosecution.

V. POWERS OF THE TRIBUNAL AND CONDUCT OF THE TRIAL

Article 17. The Tribunal shall have the power

(a) to summon witnesses to the Trial and to require their attendance and testimony and to put questions to them

(b) to interrogate any Defendant,

(c) to require the production of documents and other evidentiary material,

(d) to administer oaths to witnesses,

(e) to appoint officers for the carrying out of any task designated by the Tribunal including the power to have evidence taken on commission.

Article 18. The Tribunal shall

(a) confine the Trial strictly to an expeditious hearing of the cases raised by the charges,

(b) take strict measures to prevent any action which will cause reasonable delay, and rule out irrelevant issues and statements of any kind whatsoever,

(c) deal summarily with any contumacy, imposing appropriate punishment, including exclusion of any Defendant or his Counsel from some or all further proceedings, but

without prejudice to the determination of the charges.

Article 19. The Tribunal shall not be bound by technical rules of evidence. It shall adopt and apply to the greatest possible extent expeditious and nontechnical procedure, and shall admit any evidence which it deems to be of probative value.

Article 20. The Tribunal may require to be informed of the nature of any evidence before it is entered so that it may rule upon the relevance thereof.

Article 21. The Tribunal shall not require proof of facts of common knowledge but shall take judicial notice thereof. It shall also take judicial notice of official governmental documents and reports of the United Nations, including the acts and documents of the committees set up in the various allied countries for the investigation of war crimes, and of records and findings of military or other Tribunals of any of the United Nations.

Article 22. The permanent seat of the Tribunal shall be in Berlin. The first meetings of the members of the Tribunal and of the Chief Prosecutors shall be held at Berlin in a place to be designated by the Control Council for Germany. The first trial shall be held at Nuremberg, and any subsequent trials shall be held at such places as the Tribunal may decide.

Article 23. One or more of the Chief Prosecutors may take part in the prosecution at each Trial. The function of any Chief Prosecutor may be discharged by him personally, or by any person or persons authorized by him.

The function of Counsel for a Defendant may be discharged at the Defendant's request by any Counsel professionally qualified to conduct cases before the Courts of his own country, or by any other person who may be specially authorized thereto by the Tribunal.

Article 24. The proceedings at the Trial shall take the following course:

(a) The Indictment shall be read in court.

(b) The Tribunal shall ask each Defendant whether he pleads "guilty" or "not guilty."

(c) The prosecution shall make an opening statement.

(d) The Tribunal shall ask the prosecution and the defense what evidence (if any) they wish to submit to the Tribunal, and the Tribunal shall rule upon the admissibility of any such evidence.

(e) The witnesses for the Prosecution shall be examined and after that the witnesses for the Defense. Thereafter such rebutting evidence as may be held by the Tribunal to be admissible shall be called by either the Prosecution or the Defense.

(f) The Tribunal may put any question to any witness and to any defendant, at any time.

(g) The Prosecution and the Defense shall interrogate and may cross-examine any witnesses and any Defendant who gives testimony.

(h) The Defense shall address the court.

(i) The Prosecution shall address the court.

(j) Each Defendant may make a statement to the Tribunal.

(k) The Tribunal shall deliver judgment and pronounce sentence.

Article 25. All official documents shall be produced, and all court proceedings conducted, in English, French and Russian, and in the language of the Defendant. So much of the record and of the proceedings may also be translated into the language of any country in which the Tribunal is sitting, as the Tribunal is sitting, as the Tribunal considers desirable in the interests of the justice and public opinion.

VI. JUDGMENT AND SENTENCE

Article 26. The judgment of the Tribunal as to the guilt or the innocence of any Defendant shall give the reasons on which it is based, and shall be final and not subject to review.

Article 27. The Tribunal shall have the right to impose upon a Defendant, on conviction, death or such other punishment as shall be determined by it to be just.

Article 28. In addition to any punishment imposed by it, the Tribunal shall have the right to deprive the convicted person of any stolen property and order its delivery to the Control Council for Germany.

Article 29. In case of guilt, sentences shall be carried out in accordance with the orders of the Control Council for Germany, which may at any time reduce or otherwise alter the sentences, but may not increase the severity thereof. If the Control Council for Germany, after any Defendant has been convicted and sentenced, discovers fresh evidence which, in its opinion, would found a fresh charge against him, the Council shall report accordingly to the Committee established under Article 14 hereof, for such action as they may consider proper, having regard to the interests of justice.

VII. EXPENSES

Article 30. The expenses of the Tribunal and of the Trials, shall be charged by the Signatories against the funds allotted for maintenance of the Control Council of Germany.

【資料 3】ニュルンベルク裁判起訴状（ドイツ語版から章題名等私訳）

I. アメリカ合衆国、フランス共和国、グレートブリテン・北アイルランド連合王国、ソヴィエト連邦共和国は、署名人ロバート・H・ジャクソン、フランソワ・ド・マントン、ハートリー・ショークロス、R.A.ルーデンコを、主要戦争犯罪人たちに対する告訴審理の目的のため、かつその者たちの訴追のために、適法に彼らの国の代表者に任命した。1945年8月8日のロンドン協定およびこの協定に付随した法廷規約を実行に移すことにおいて、上記諸政府は、平和に対する犯罪、戦争の法に対する犯罪、以下に詳説する意味における人道に対する犯罪、および法廷規約に定義されている如きこれらの犯罪を行なうことを共に計画し共謀したことを以て、下記の者たちを告発し、かつそれに応じて、後に挙げる諸訴因を理由としてその者たちを起訴する： ヘルマン・ヴィルヘルム・ゲーリング、ドルフ・ヘス、ヨアヒム・フォン・リッペントロフ、ロベルト・ライ、ヴィルヘルム・カイテル、エルンスト・カルテンブルンナー、アルフレート・ローゼンベルク、ハンス・フランク、ヴィルヘルム・フリック、ユリウス・シュトライヒャー、ヴァルター・フンク、ヒャルマル・シャハト、グスタフ・クルupp・フォン・ボーレン-ハルバッハ、カール・デーニッツ、エーリヒ・レーダー、バルドゥール・フォン・シーラッハ、フリッツ・ザウッケル、アルフレート・ヨードル、マルティン・ボルマン、フランツ・フォン・パーペン、アルトゥール・ザイス-インクヴァルト、アルベルト・シュペーア、コンスタンティン・フォン・ノイラート、ハンス・フリッチェ、なお、これらの者を、個人として、と同時に、以下に挙げる諸集団および諸組織の成員としても告発し起訴するものである。

II. 以下に挙げる——今はすでに解消してしまった——諸集団および諸組織は、その目的達成のための方途と手段とのゆえに、それらの成員であった被告人たちの有罪宣告と関連して、犯罪的と宣告されるべきである： ドイツ国家政府、国家社会主義ドイツ労働者党の政治的指導者集団、保安局（一般に“SD”として知られている）を含む NSDAP 親衛隊（一般に“SS”として知られている）、秘密国家警察（一般に“Gestapo”として知られている）、突撃隊（一般に“SA”として知られている）、参謀本部および国防軍最高司令部

上記諸集団および諸組織の正体とそれらへの所属の様態は、後に付録 B において、より正確に定義される。

訴因 1——共同計画すなわち共謀

III. 犯罪の確認

IV. 共謀の共同計画の本質および展開の詳細

- (A) 共同計画すなわち共謀の中心点としてのナチ党
- (B) 共謀の共同の諸目的および諸方法
- (C) 共同計画すなわち共謀における諸原則とその適用
 1. 国家機構の統制達成のための第一歩
 2. 達成された統制
 3. 統制の強固化
- (D) ドイツに対する全体主義的統制の達成——政治面

(E) ドイツにおける全体主義的統制の達成——経済面——および侵略戦争のための経済の企画と流動化

(F) 外国に対する侵略のためのナチ党的統制の利用

1. 1933年中頃における謀略の状況およびさらなる諸計画
2. ナチ共謀者たちはヴェルサイユ条約の完全な廃棄を目標に設定し、それに対応する諸計画を策定した、それら諸計画はすべて、下記に示されるように、後のより大きな侵略諸行為の道を拓くものであり、1936年3月7日までに実行に移された
3. オーストリアおよびチェコスロヴァキアに対する侵略
4. ポーランドに対する侵略計画の公式表現：侵略戦争の準備と開始、1939年3月から同9月まで
5. 戦争の、全般的侵略戦争への拡張：デンマーク、ノルウェー、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ユーゴスラヴィアおよびギリシアに対する侵略の企画と実行、1939年から1941年4月まで
6. 1939年8月23日の不可侵条約を破っての、ソヴィエト連邦領域への、ドイツ軍の侵入、1941年6月22日
7. イタリアおよび日本との協力および合衆国に対する侵略戦争：1936年から1941年12月まで

(G) 謀略の実行においてなされた、それに対しては共謀者に責任がある、戦争犯罪および人道の諸原則に対する犯罪

(H) 個人、集団および組織の、第1部において列挙された犯罪に対する責任

訴因2——平和に対する犯罪

V. 犯罪の確認

VI. 計画され、準備され、開始され、推進された諸戦争の列挙

A. 本起訴状がこの訴因2において係わっているところの諸戦争およびそれらが始まった日付は、次のとおりである：対ポーランド1939年9月1日、対英国およびフランス1939年9月3日、対デンマークおよびノルウェー1940年4月9日、対ベルギー、オランダおよびルクセンブルク1940年5月10日、対ユーゴスラヴィアおよびギリシア1941年4月6日、対ソヴィエトロシア1941年6月22日、対アメリカ合衆国1941年12月11日

B. 起訴状の訴因1を参照のこと。そこには、これらの諸戦争が被告人たちの側からの侵略戦争であったということが、確認されている。

C. 本起訴状の付録Cを参照のこと。そこには、被告人たちによって、これらの諸戦争を計画し、準備し、かつ開始することにおいて犯された、国際的条約、協定、保障に対する違反の故を以てする起訴の根拠づけが含まれている。

VII. 諸個人、諸集団および組織の、訴因2に示された犯罪に対する責任

訴因3——戦争犯罪

VIII. 犯罪の確認

- (A) 被占領地域の、あるいは被占領地域に住む、および海洋上にある、一般市民の殺害および虐待
- (B) 奴隷的労働その他の目的のための、占領された国々からの一般市民の——国外も含めての——強制移送
 - 1. 西側の国々から
 - 2. 東側の国々から
- (C) 捕虜その他ドイツが交戦状態にあった国々の軍所属者および海洋上の人員の殺害および虐待
 - 1. 西側の国々において
 - 2. 東側の国々において
- (D) 人質の殺害
 - 1. 西側の国々において
 - 2. 東側の国々において
- (E) 公共および私的の財産の掠奪
 - 1. 西側の国々
 - 2. 東側の国々
- (F) 集団罰金の徴収
- (G) 大小の諸都市や村々の悪辣な破壊と何らの軍事的理由による必然性もない荒らしまくり
 - 1. 西側の国々
 - 2. 東側の国々
- (H) 民間人労働者徴用の強制的な方法
 - 1. 西側の国々
 - 2. 東側の国々
- (I) 被占領地域の一般住民に対する、敵国への忠誠の誓いの強要
- (J) 被占領地域のゲルマン化

IX. 諸個人、諸集団および諸組織の、訴因 3 に挙げられた諸犯罪に対する責任

訴因 4——人道に対する犯罪

X. 犯罪の確認

(A) 戦争前または戦争中における一般市民に対する殺害、絶滅、奴隷化、強制移送およびその他の非人道的な行為

(B) 訴因 1 に述べられた共同計画の実行の際の、またそれとの関連における、政治的、人種的および宗教的な理由による迫害

XI. 訴因 4 の対象を形成している犯罪に対する諸個人、諸集団および諸組織の責任

「訴因 4——人道に対する犯罪」部分の私訳

X. 犯罪の確認

1945 年 5 月 8 日以前のかかなりの年数の間、すべての被告人たちは、ドイツにおいて、1939 年 9 月 1 日

より後ドイツ軍によって占領されていた国々において、かつオーストリア、チェコスロヴァキア、イタリアにおいて、そしてまた海洋上において、人道に対する犯罪を行なった。

すべての被告人たちは、他の者たちと協力して、規約第 6 条(c)に定義されているような、人道に対する犯罪を行なうための共同計画ないしは共謀を企み、かつそれを実行に移した。この計画は、とりわけ、ナチ党に対して敵対的であったか、またはその疑いのあったすべての者たちの、そしてまた、訴因 1 に示された共同計画に反対していたか、またはその疑いのあったすべての者たちの、殺害と迫害とを、内容に含んでいた。

上述の人道に対する犯罪は、被告人たち、およびその者たちの行為に被告人たちが（規約第 6 条によって）責任を持たなくてはならぬところの、他の人物たちによって行なわれた。何故なら、かの人物たちは、上記の戦争犯罪を行なうに際しては、まさにその戦争犯罪を行なおうという共同計画と共謀とを、すなわち、その作成と実行とにすべての被告人たちが指導者、組織者、教唆者そして共犯者として参加したところの共同計画と共謀とを実行すべく行為したからである。

これらの方法および犯罪は、国際的協定、国際的刑罰法規、およびすべての文明化された諸国民の刑法に由来する、刑法の普遍的諸原則に対する違反であって、かつ被告人たちの組織的行動の構成要素であった。これらの行為は、規約第 6 条に反していた。

当検察局はまた、訴因 3 において申し述べられた諸事実をも、同時に人道に対する犯罪を意味しているとみなされるべき、と主張するものである。

(A) 戦争前または戦争中における一般市民に対する殺害、絶滅、奴隷化、強制移送およびその他の非人道的な行為

上記目的のために、被告人たちは、ドイツにおいて、ナチス政権と訴因 1 に述べられた共同計画すなわち共謀とに対して敵対的であったか、そのように思われたか、あるいはまた、ナチス政権と共同計画すなわち共謀とに対して将来において敵対的になるかもしれないと思われた、すべての市民の迫害、弾圧および絶滅の政策を推し進めた。彼らは、そういう人物たちを、法律的裁判なしに、投獄し、「保護検束」下に置き、あるいは強制収容所に送り、そして彼らを迫害、恥ずかしめ、強奪、奴隷化、拷問および殺害の目に遭わせた。

共謀者たちの意志を実行するために、特別裁判所が設置された。国と党との特権的部局には、ナチス的に作られた法すら踏み越えて仕事をして、「好ましくない」とみなされた、すべての傾向と要因とを根絶やしにすることが、許された。さまざまな強制収容所のうちには、1933年に創設されたブーヘンヴァルト収容所や 1934年に創設されたダッハウ収容所が含まれる。これらおよび他の諸収容所において、市民たちは、奴隷的労働に使役され、殺害され、また、訴因 3 で上に挙げられた仕方を含む、さまざまな仕方で虐待された。これらの行為およびこの政策は、1939年9月1日以降は、1945年5月8日まで、被占領諸地域に拡張された。

(B) 訴因 1 に述べられた共同計画の実行の際の、またそれとの関連における、政治的、人種的および宗教的な理由による迫害

訴因 1 に述べられた共同計画の実行の際に、またそれとの関連において、上に示されたとおり、ドイツ政権の対立者たちは根絶やしにされ、迫害された。これらの迫害は、ユダヤ人たちに対して向けられた。それらはまた、その政治的信念や精神的志向がナチスの諸目的とは対立していると思われた人物たちにも向けられた。ユダヤ人たちは、1933 年以來、組織的に迫害された。彼らは、自由を奪われ、強制収容所に入れられ、そこで殺害されたり虐待されたりした。彼らの財産は差し押さえられた。何十万ものユダヤ人たちが、1939 年 9 月 1 日以前に、このような仕方であられた。

1939 年 9 月 1 日以後、ユダヤ人迫害は倍増した。何百万ものユダヤ人たちが、ドイツおよび占領された西部の国々から、東部の国々へ、絶滅のために送られた。

下記の詳細事項は、ただ事例であるにすぎない。他の諸例の証拠を提出する権利は、留保されている。ナチスが殺害した人々のうちには、ドルフス首相、社会民主主義者ブライトシャイト、共産主義者テールマンがあった。彼らは、多数の政治関係、宗教関係の人物たちを強制収容所に入れた、例えば、シュシュニック首相、ニーメラー司祭らである。

ゲシュタポ長官の命令によって、1938 年 11 月、アンティセミティズムの示威行動が全ドイツで催された。ユダヤ人の財産は破壊され、3 万のユダヤ人たちが捕らえられ、強制収容所に入れられて、彼らの財産は差し押さえられた。

起訴状 VIII 項 A で述べられた、殺害され虐待された人々のうちには、数百万のユダヤ人たちがあった。幾多のユダヤ人たちが大量殺戮のうちには、下記の事例がある：

キスロヴォドスクでは、すべてのユダヤ人たちが、財産を差し出すよう強制された。2 千人が、ミネラルニージェ・ヴォディの対戦車防御用塹壕内で射殺された。さらに加えて、4,300 のユダヤ人たちが、同じ塹壕内で射殺された。

6 万のユダヤ人たちが、リガ近くのドウィナにある島で射殺された。

2 万のユダヤ人たちが、ルツスクで射殺された。

3 万 2 千のユダヤ人たちが、サルニーで射殺された。

6 万のユダヤ人たちが、キエフとドニエプロペトロフスクで射殺された。

過重労働によって倒れた何千人ものユダヤ人たちが、毎週、ガス車両の中で毒殺された。

ドイツ軍が、赤軍によって退却を余儀なくされた時、彼らはユダヤ人たちの解放を許すよりも、ユダヤ人たちを絶滅することにした。多くの強制収容所とゲットーとが建設され、そこにユダヤ人たちは収監され、拷問を受け、飢えに苦しめられ、情け容赦のない蛮行と終局的な絶滅とにさらされたのである。

およそ 7 万のユダヤ人たちが、ユーゴスラヴィアで殺された。

XI. 訴因 4 の対象を形成している犯罪に対する諸個人、諸集団および諸組織の責任

これについては、起訴状付録 A に含まれている、訴因 4 で挙げられた犯罪に対する個々の被告人の責任に関わる陳述を参照、さらにまた、起訴状付録 B に含まれている、起訴状の訴因 4 で示された犯罪に対する、ここで犯罪的諸集団および諸組織呼ばれている諸集団および諸組織の責任に関わる陳述を参照のこと。

以上、これをもって、本起訴状は、英語、フランス語、ロシア語で、法廷に提出されるが、各原文は同等の有効性を持っている。そして、その中で、上に挙げられた被告人たちに対してなされた告訴は、これをもって、法廷に引き渡される。

【資料 4】 国際連合国際法委員会「ニュルンベルク軍事法廷規約および同判決において実現されたる国際法の諸原理」 1950

* 国際連合の中に設置された国際法委員会において、ロンドン規約——すでに「ニュルンベルク規約」と呼ばれるようになっていた——を追認・支持する形で作成された文書

**Principles of International Law Recognized in the Charter of the
Nürnberg Tribunal and in the Judgment of the Tribunal
1950**

Text adopted by the International Law Commission at its second session, in 1950 and submitted to the General Assembly as a part of the Commission's report covering the work of that session. The report, which also contains commentaries on the principles, appears in *Yearbook of the International Law Commission, 1950*, vol. II, para. 97.

**Principles of International Law Recognized in the Charter of the Nürnberg Tribunal and in the
Judgment of the Tribunal**

Principle I

Any person who commits an act which constitutes a crime under international law is responsible therefor and liable to punishment.

Principle II

The fact that internal law does not impose a penalty for an act which constitutes a crime under international law does not relieve the person who committed the act from responsibility under international law.

Principle III

The fact that a person who committed an act which constitutes a crime under international law acted as Head of State or responsible Government official does not relieve him from responsibility under international law.

Principle IV

The fact that a person acted pursuant to order of his Government or of a superior does not relieve him from responsibility under international law, provided a moral choice was in fact possible to him.

Principle V

Any person charged with a crime under international law has the right to a fair trial on the facts and law.

Principle VI

The crimes hereinafter set out are punishable as crimes under international law:

(a) Crimes against peace:

(i) Planning, preparation, initiation or waging of a war of aggression or a war in violation of international treaties, agreements or assurances;

(ii) Participation in a common plan or conspiracy for the accomplishment of any of the acts mentioned under (i).

(b) War crimes:

Violations of the laws or customs of war which include, but are not limited to, murder, ill-treatment or deportation to slave-labour or for any other purpose of civilian population of or in occupied territory, murder or ill-treatment of prisoners of war, of persons on the seas, killing of hostages, plunder of public or private property, wanton destruction of cities, towns, or villages, or devastation not justified by military necessity.

(c) Crimes against humanity:

Murder, extermination, enslavement, deportation and other inhuman acts done against any civilian population, or persecutions on political, racial or religious grounds, when such acts are done or such persecutions are carried on in execution of or in connection with any crime against peace or any war crime.

Principle VII

Complicity in the commission of a crime against peace, a war crime, or a crime against humanity as set forth in Principle VI is a crime under international law.

第6原理 (Principle VI) :

以下に述べる犯罪は、国際法の下における犯罪として罰せられるべきである :

(a) 平和に対する犯罪

(i) 侵略戦争すなわち国際的条約、協定、保障に違反した戦争を計画し準備し開始しまたは遂行すること

(ii) (i)に挙げられたいづれかの行動の実行のための共同の計画または謀議に参加すること

(b) 戦争犯罪

—— [略] ——

(c) 人道に対する犯罪

—— [略] ——

* 「平和に対する犯罪」に下位区分を設けて、「侵略戦争（狭義の「平和に対する犯罪」）」と「共謀」とを位置づけようとするところに、ロンドン規約第8条に対する事後修正の意図が窺われる。たしかに、これなら、少なくとも形の上では困難なく「4訴因訴状」に対応できることになる。

【資料5】ニュルンベルク国際軍事法廷被告人別訴因・罪状

訴因（○印=該当）

1: 共謀

2: 平和に対する犯罪

3: 戦争犯罪

4: 人道に対する犯罪

(a) 戦争前あるいは戦争中における一般市民に対する謀殺、絶滅、奴隷化、移送その他非人道的行為

(b) 政治的、人種的および宗教的な理由づけによる迫害

名前	主な役職・称号	訴因			
		1	2	3	4
マルティン・ボルマン	党書記局長、ヒトラー秘書	○		○	○
カール・デーニッツ	海軍元帥、海軍最高司令官（43~）、後継元首	○	○	○	
ハンス・フランク	国務大臣（無任所）、ポーランド総督(1939~)	○		○	○
ヴィルヘルム・フリック	内相(~43)、バーメン・メーレン総督（43~）	○	○	○	○
ハンス・フリッツェ	宣伝省放送新聞部長、ニュース局編集長	○		○	○
ヴァルター・フンク	経済相、国立銀行総裁	○	○	○	○
ヘルマン・ゲーリング	国家元帥、国会議長、プロイセン首相、空軍相	○	○	○	○
ルドルフ・ヘス	総統代理・国務大臣（~41.5）	○	○	○	○
アルフレート・ヨードル	陸軍少将、国防軍統合幕僚長(39~)	○	○	○	○
エルンスト・カルテンブルンナー	保安警察・保安局・国家保安本部長官(43~)	○		○	○
ヴィルヘルム・カイテル	陸軍元帥、国防軍最高司令部長官(38~)	○	○	○	○
グスタフ・クルupp・フォン・ボーレン／ハルバッハ	重工業クルupp・コンツェルン会長	○	○	○	○
ロベルト・ライ	党組織部長、ドイツ労働戦線指導者	○		○	○
コンスタンティン・フォン・ノイラート	外相(~38)、バーメン・メーレン総督(39~43)	○	○	○	○
フランツ・フォン・パーペン	副首相(~34)、駐墺(34~38)/トルコ(39~44)大使	○	○		
エーリヒ・レーダー	海軍元帥、海軍最高司令官(35~43)	○	○	○	
ヨアヒム・フォン・リッペントロプ	駐英大使(36~38)、外相(38~)	○	○	○	○
アルフレート・ローゼンベルク	東方植民相、党世界観教育長	○	○	○	○
フリッツ・ザウケル	テューリンゲン知事、4年計画労役管理主任(42~)	○	○	○	○
ヒャルマル・シャハト	国立銀行総裁(~39)、経済相(34~37)	○	○		
バルドゥール・フォン・シーラッハ	党青年指導局長(~40)、ウィーン地区長官(40~)	○			○
アルトゥール・ザイス-インクヴァルト	オーストリア総督(38~39)、オランダ総督(40~)	○	○	○	○
アルベルト・シュペーア	軍備軍需生産相(42~)	○	○	○	○
ユリウス・シュトライヒャー	フランケン地区長官、『シュテュルマー』編集長	○			○

【資料 5-b】

付録 A に記された、各被告人の罪状書き

ゲーリング

被告人ゲーリングは、1932 年から 1945 年までの期間において、NSDAP 党员、突撃隊全国指導者、親衛隊大将、国会議員・議長、プロイセン内務大臣、プロイセン警察長官、プロイセン秘密国家警察長官、プロイセン国家評議会議長、4 か年計画委員長、空軍大臣、国防問題大臣評議会議長、秘密閣僚評議会員、ヘルマン・ゲーリング・コンツェルン会長、ヒトラー後継予定者であった。被告人ゲーリングは、上記の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のような仕方で利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられた、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配の確立を促進し、また、訴因 1 に挙げられた、戦争のための軍事的および経済的準備を促進した、彼は、訴因 1 および 2 に挙げられた、ナチ共謀者たちによって企てられた、諸侵略戦争と国際的条約、協定、保障に反する諸戦争との計画および準備に参加した、また、彼は、起訴状の訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および起訴状の訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪——それらの中には、人々や財産に対する多くのさまざまな種類の犯罪がある——を認可し、指揮し、かつそれらに参加した。

リップントロプ

被告人リップントロプは、1932 年から 1945 年までの期間において、NSDAP 党员、国家社会主義国民議会議員、総統対外政策顧問、外交問題 NSDAP 代表、軍縮問題ドイツ特別使節、特任大使、駐ロンドン大使、リップントロップ特別機関組織者・指導者、外務大臣、秘密閣僚評議会員、総統司令本部政治参与および親衛隊大将であった。被告人リップントロプは、上記の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のような仕方で利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられたナチ共謀者たちの権力掌握、および訴因 1 に挙げられた戦争準備を促進した、彼は、訴因 1 および 2 に挙げられた、ナチ共謀者たちによって企てられた、諸侵略戦争と国際的条約、協定、保障に反する諸戦争との計画および準備に参加した、彼は、総統指導原理に一致して、訴因 1 に挙げられたナチ共謀者たちの外交政策計画を実行し、あるいはその実行責任を引き受けた、また、彼は、訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪——それらの中には、被占領地域における人々や財産に対する多くのさまざまな種類の犯罪がある——を認可し、指揮し、かつそれらに参加した。

ヘス

被告人ヘスは、1921 年から 1941 年までの期間において、NSDAP 党员、総統代理、無任所国務大臣、国会議員、国家防衛関連大臣評議会員、秘密閣僚評議会員、被告人ゲーリングに次ぐ第二位総統後継予定者、親衛隊大将、突撃隊大将であった。被告人ヘスは、上記の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のような仕方で利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられた、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配の確立を促進し、また、訴因 1 に挙げられた、戦争のための軍事的、経済的および心理的準備を促進した、彼は、訴因 1 および 2 に挙げられた、諸侵略戦争と国際的条約、協

定、保障に反する諸戦争との政治的計画および準備に参加した、彼は、訴因 1 に挙げられた、ナチ共謀者たちの外交政策的諸計画の準備と企画に参加した、また、彼は、訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪——それらのうちには、人々や財産に対する多くのさまざまな種類の犯罪が含まれる——を認可し、指揮し、かつそれらに参加した。

カルテンブルンナー

被告人カルテンブルンナーは、1932 年から 1945 年までの期間において、NSDAP 党员、親衛隊大将、国会議員、警察隊大将、オーストリア公安庁次官、警察庁長官、ウィーン・下オーストリア・上オーストリア警察署長、国家保安本部長官、保安警察および保安局長官であった。被告人カルテンブルンナーは、上記の諸地位および彼の個人的影響力を、次のような仕方で利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられた、暴力的併合後におけるオーストリアに対する支配の確立を促進し、また、彼は、訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪、とりわけ強制収容所の体制に現われた人道に対する諸犯罪を認可し、指揮し、かつそれらに参加した。

ローゼンベルク

被告人ローゼンベルクは、1920 年から 1945 年までの期間において、NSDAP 党员、国家社会主義国民議会議員、党世界観および対外政策指導者、国家社会主義的新聞「フェルキッシャー・ベオーバハター（＝国民的観察者）」および「NS 月刊誌」発行者、党対外政策局指導者、党精神的・世界観的综合教育特命委員、東方占領地域担当大臣、「労働投入本部ローゼンベルク」組織者、親衛隊および突撃隊大将であった。被告人ローゼンベルクは、上記の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因 1 において言及されたナチ共謀者たちの教説を展開し、普及させ、拡張した、彼は、訴因 1 に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配の確立を促進した、彼は、訴因 1 に挙げられたとおり、心理的な戦争準備を促進した。彼は、訴因 1 および 2 に挙げられた、諸侵略戦争と国際的条約、協定、保障に反する諸戦争との政治的計画および準備に参加した、彼は、訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪——それらのうちには、人々や財産に対する多くのさまざまな種類の犯罪がある——を認可し、指揮し、かつそれらに参加した。

フランク

被告人フランクは、1932 年から 1945 年までの期間において、NSDAP 党员、親衛隊大将、国会議員、無任所国務大臣、司法均制化国家委員、国際裁判部およびドイツ法学アカデミー会長、ロツツ民事管理局長、西プロイセン・ポーゼン・ロツツ・クラカウ軍事管区最高長官、被占領ポーランド地域総督であった。被告人フランクは、上記の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のことのために利用した、すなわち、訴因 1 に挙げられた、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配の確立を促進すること、そしてまた、彼は、訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪を、とりわけ被占領地域を管理した際において諸戦争犯罪と人道に対する諸犯罪とを認可

し、指揮し、かつそれらに参加した。

ボルマン

被告人ボルマンは、1925年から1945年までの期間において、NSDAP 党员、国会議員、突撃隊最高指導本部長、「党支援銀行」創業者・指導者、全国指導者、総統代理書記局長、党裁判所長、総統秘書、国家防衛関連大臣評議員、国民前衛組織者・指導者、親衛隊大将、突撃隊大将であった。被告人ボルマンは、上記の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配の確立を促進した、また、彼は、訴因 1 に挙げられた、戦争の諸準備を促進した、そしてまた、彼は、訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪——それらのうちには、人々や財産に対する数多くのさまざまな種類の犯罪がある——を認可し、指揮し、かつそれらに参加した。

フリック

被告人フリックは、1932年から1945年までの期間において、NSDAP 党员、全国指導者、親衛隊大将、国会議員、内務大臣、プロイセン内務大臣、国政選挙管理委員長、国家行政管理全権委員長、オーストリア・ドイツ再統一のための中央事務所長、ズデーテン・メーメル・ダンツィヒ・編入東方領土・オイペン・マルメディ・モレスネ統合のための中央事務所長、ベーメン・メーレン保護領の中央事務所長、下シュタイエルマルク・上ケルンテン・ノルウェー・エルザス・ロートリンゲンおよびその他すべての占領地域の総督、ベーメン・メーレン保護領総督であった。被告人フリックは、上記の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配の確立を促進した、彼は、訴因 1 および 2 に挙げられた、ナチ共謀者たちによる、諸侵略戦争と国際的条約、協定、保障に反する諸戦争との計画および準備に参加した、そしてまた、彼は、訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪、とりわけ被占領地域における人と財産に対する諸犯罪を認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

ライ

被告人ライは、1932年から1945年までの期間において、NSDAP 党员、全国指導者、党組織指導者、国会議員、ドイツ労働戦線総裁、突撃隊大将、外国人労働者福祉のための中央監督局共同組織者であった。被告人ライは、上記の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配の確立を促進した、彼は、訴因 1 に挙げられた、戦争の諸準備を促進した、彼は、訴因 3 に挙げられた諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられた人道に対する諸犯罪、とりわけ侵略戦争を強行する際に、人々を労働へと暴力で強制することによって犯された諸戦争犯罪および人道に対する諸犯罪を、認可し、指揮し、かつ、これらの諸犯罪に参加した。

ザウッケル

被告人ザウッケルは、1921年から1945年までの期間において、NSDAP 党员、テューリンゲンのガウ長・太守、国会議員、被告人ライと共に4か年計画内における労働投入策全権委員、外国人労働者支援庁長官、親衛隊大将、突撃隊大将であった。被告人ザウッケルは、上記の諸役職および彼の個人的影響力を、次のようにして利用した、すなわち、彼は、訴因1に挙げられたナチ共謀者たちの権力掌握を促進した、彼は、訴因1および2に挙げられているように、侵略戦争および条約、協定、保障に対する違反を意味するような戦争の、経済的準備に参加した、彼は、訴因3に挙げられた諸戦争犯罪および訴因4に挙げられた人道に対する諸犯罪、とりわけ、被占領地域の住民たちを強制して占領下の国々やドイツで奴隷的な労働者として働かせることを主内容とする、諸戦争犯罪および人道の諸原則に対する諸犯罪を、認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

シュペーア

被告人シュペーアは、1932年から1945年までの期間において、NSDAP 党员、全国指導者、国会議員、軍備弾薬大臣、建設隊組織トート指導者、4か年計画国家軍備全権委員、軍備評議会議長であった。被告人シュペーアは、上記の諸役職および彼の個人的影響力を、次のような仕方で利用した、すなわち、彼は、訴因1および2に挙げられているように、ナチ共謀者たちの、侵略戦争および条約、協定、保障に対する違反を意味するような戦争の、軍事的かつ経済的な計画と準備とに参加した、彼は、訴因3に挙げられた諸戦争犯罪および訴因4に挙げられた人道に対する諸犯罪を、とりわけ、侵略戦争を強行していた期間中における、人々の強制労働への徴用使役を、認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

フンク

被告人フンクは、1932年から1945年までの期間において、NSDAP 党员、ヒトラーの経済顧問、国家社会主義国民議会議員、政府広報室長、国民啓蒙宣伝省長官、経済大臣、プロイセン経済大臣、ドイツ国立銀行総裁、国家防衛関連大臣評議会経済全権委員であった。被告人フンクは、彼の上記諸役職、彼の個人的影響力および総統との親密な関係を、次のような仕方で利用した、すなわち、彼は、訴因1に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配権力の確立を促進した、彼は、訴因1および2に挙げられているように、ナチ共謀者たちの、侵略戦争および国際的条約、協定、保障に対する違反を意味するような戦争の、軍事的かつ経済的な計画と準備とに参加した、彼は、訴因3に挙げられた諸戦争犯罪および訴因4に挙げられている如き人道に対する諸犯罪を、とりわけ、被占領地域の経済的掠奪と関連して、人々と財産とに対する諸犯罪を、認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

シャハト

被告人シャハトは、1932年から1945年までの期間において、NSDAP 党员、国会議員、経済大臣、無任所國務大臣、ドイツ国立銀行総裁であった。被告人シャハトは、彼の上記諸役職、彼の個人的影響力および総統との親密な関係を、次のような仕方で利用した、すなわち、彼は、訴因1に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配権力の確立を促進した、彼は、訴因1に挙げ

られた戦争準備を促進した、彼は、訴因 1 および 2 に挙げられた、侵略戦争および国際的条約、協定、保障に対する違反を意味するような戦争の、軍事的かつ経済的な計画と準備とに参加した。

パーペン

被告人パーペンは、1932 年から 1945 年までの期間において、NSDAP 党员、国会議員、国家首相、国家副首相、ザール地域特別全権委員、ヴァチカンとの政教条約交渉委員、駐ウィーン大使、駐トルコ大使であった。被告人パーペンは、彼の上記諸役職、彼の個人的影響力および総統との親密な関係を、次のような仕方を利用して、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握を促進し、彼らのドイツに対する支配権力の確立に参加した、彼は、訴因 1 に挙げられたように、戦争準備を促進し、かつ、訴因 1 および 2 に挙げられたように、ナチ共謀者たちの、侵略戦争および国際的条約、協定、保障に対する違反を意味するような戦争の、政治的な計画と準備とに参加した。

クルupp

被告人クルuppは、1932 年から 1945 年の間において、フリードリヒ・クルupp株式会社社長、全国経済評議会委員、ドイツ産業連合総裁、経済相傘下石炭・鉄鋼・金属生産グループ会長であった。被告人クルuppは、前述の諸地位、彼の個人的影響力および総統への関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、ナチ共謀者たちの権力掌握を促進し、訴因 1 に挙げられたように、彼らのドイツに対する支配権力を強化し確立した、彼は、訴因 1 に挙げられたように、戦争準備を促進した、彼は、訴因 1 および 2 に挙げられたように、ナチ共謀者たちの、侵略戦争および国際的条約、協定、保障に違反した戦争の、軍事および経済的な計画と準備とに参加した。彼は、訴因 3 に挙げられている如き諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられている如き人道に対する諸犯罪を、とりわけ、侵略戦争を強行していた最中における、人々の労働への徴用使役を、認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

ノイラート

被告人ノイラートは、1932 年から 1945 年の間において、ナチ党员、親衛隊大将、国会議員、国务大臣、外務大臣、秘密閣僚評議会議長、ベーメン・メーレン保護領総督であった。被告人ノイラートは、前述の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握を促進した、そしてまた彼は、訴因 1 に挙げられたように、戦争準備を強化し堅固にした、彼は、訴因 1 および 2 に挙げられているように、ナチ共謀者たちの、侵略戦争および国際的条約、協定、保障に違反した戦争の、政治的な計画と準備とに参加した、彼は、訴因 1 に挙げられているように、総統指導原理に一致して、ナチ共謀者たちの対外政策的計画の責任を引き受けた、彼は、訴因 3 に挙げられている如き諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられている如き人道に対する諸犯罪を認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した、とりわけ、被占領地域における人々と財産とに対する諸犯罪が含まれている。

シーラッハ

被告人シーラッハは、1924年から1945年までの時期において、ナチ党员、国会議員、突撃隊最高司令本部付全国青年指導者、ナチ党青年教育全国指導者、ドイツ国青年指導者、ヒトラーユーゲント指導者、国家防衛委員、ウィーン太守・ガウ知事であった。被告人シーラッハは、前述の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因1に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配権力の確立を促進した、そして、彼は、訴因1に挙げられたように、戦争の心理的かつ教育的準備およびナチ支配下の諸組織の軍国主義化を強化し堅固にした、彼は、訴因4に挙げられている如き人道に対する諸犯罪、特に反ユダヤ人的対策を認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

ザイス-インクヴァルト

被告人ザイス-インクヴァルトは、1932年から1945年までの間に、ナチ党员、親衛隊大将、オーストリア国家評議員、オーストリア内務大臣・保安大臣、オーストリア連邦首相、ドイツ国会議員、ドイツ内閣閣僚、無任所大臣、南ポーランド民生局長官、占領ポーランド地域総督代理、占領オランダ総督であった。被告人ザイス-インクヴァルトは、前述の諸地位、彼の個人的影響力を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因1に挙げられているように、ナチ共謀者たちによるオーストリアの占拠、編入、支配を促進した、彼は、訴因1および2に挙げられているように、ナチ共謀者たちの、侵略戦争および国際的条約、協定、保障に違反する戦争の、政治的な計画と準備とに参加した、彼は、訴因3に挙げられている如き諸戦争犯罪および訴因4に挙げられている如き、人々と財産とに対する多くのさまざまな種類の犯罪を含む、人道に対する諸犯罪を認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

シュトライヒャー

被告人シュトライヒャーは、1932年から1945年までの間において、ナチ党员、国会議員、突撃隊大将、フランケン・ガウ知事、反ユダヤ人的新聞「シュテュルマー (=前衛)」の編集主幹であった。被告人シュトライヒャーは、前述の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因1に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配権力の確立を促進した、彼は、訴因4に挙げられている如き人道に対する諸犯罪、特にまた、訴因1および4に挙げられている如きユダヤ人迫害の煽動を認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

カイテル

被告人カイテルは、1938年から1945年までの間に、国防軍最高司令部長官、秘密閣僚評議員、国家防衛関連大臣評議員であり、陸軍元帥であった。被告人カイテルは、前述の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、告訴状の訴因1に挙げられているように、戦争の軍事的準備を促進した、彼は、訴因1および2に挙げられているように、ナチ共謀者たちの、侵略戦争および国際的条約、協定、保障に違反する戦争の、政治的な計画と準備とに参加した、彼は、計画の実行の責任を引き受け、訴因4に挙げられているように、ナチ共謀者たちの、諸侵

略戦争および国際的条約、協定、保障に違反する諸戦争の計画を実行した、彼は、訴因 3 および 4 に挙げられている如き、諸戦争犯罪と人道に対する諸犯罪とを、とりわけまた、戦争捕虜および被占領地域一般住民の虐待と結びつけた、諸戦争犯罪と人道に対する諸犯罪とを、認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

ヨードル

被告人ヨードルは、1932 年から 1945 年までの間に、国防軍作戦本部中佐、国防軍最高司令部作戦本部長、陸軍少将、国防軍統合幕僚本部長、陸軍中將であった。被告人ヨードルは、前述の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられたように、ナチ共謀者たちの権力掌握および彼らのドイツに対する支配権力の確立を促進した、彼は、訴因 1 に挙げられているように、戦争の準備を強化し堅固にした、彼は、訴因 1 および 2 に挙げられているように、ナチ共謀者たちの、諸侵略戦争および国際的条約、協定、保障に違反する諸戦争の、軍事的な計画と準備とに参加した、彼は、訴因 3 に挙げられている如き諸戦争犯罪および訴因 4 に挙げられている如き、人々と財産とに対する多くのさまざまな種類の犯罪を含む、人道に対する諸犯罪を認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

レーダー

被告人レーダーは、1928 年から 1945 年までの間において、ドイツ海軍最高司令官、海軍大将、海軍元帥、ドイツ海軍監察官であり、秘密閣僚評議員であった。被告人レーダーは、前述の諸地位および彼の個人的影響力を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられたように、戦争準備を促進した、彼は、訴因 1 および 2 に挙げられているように、ナチ共謀者たちの、侵略戦争および国際的条約、協定、保障に違反する戦争の、政治的な計画と準備とに参加した、彼は、計画を実行し、訴因 1 および 2 に挙げられているように、ナチ共謀者たちの、諸侵略戦争および国際的条約、協定、保障に違反する諸戦争の計画の実行の責任を引き受けた、彼は、訴因 3 に挙げられている如き諸戦争犯罪、特に海戦における諸戦争犯罪を認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

デーニッツ

被告人デーニッツは、1932 年から 1945 年までの間において、U-ボート艇隊「ヴェディゲン」司令官、U-ボート兵科司令官、海軍中將、海軍大将、海軍元帥かつドイツ海軍最高司令官であり、ヒトラーの顧問、そしてドイツ政府の長としてのヒトラー後継者であった。被告人デーニッツは、前述の諸地位、彼の個人的影響力および総統への親密な関係を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因 1 に挙げられたように、戦争準備を促進した、彼は、訴因 1 および 2 に挙げられているように、ナチ共謀者たちの、侵略戦争および国際的条約、協定、保障に違反する戦争の、軍事的な計画と準備とに参加した、そして彼は、訴因 3 に挙げられている如き諸戦争犯罪、特に海洋上における人員と財産とに対する諸犯罪を認可し、指揮し、かつこれらの諸犯罪に参加した。

フリッチェ

被告人フリッチェは、1933年から1945年までの間において、ナチ党员、ドイツ公式ニュース局主幹、国家宣伝省放送報道局長、国家宣伝省本部長、ナチ党宣伝部放送局長、全ドイツ放送政治組織全権委員であった。被告人フリッチェは、前述の諸地位および彼の個人的影響力を、次のようなことのために利用した、すなわち、彼は、訴因1に挙げられているように、ナチ共謀者たちの基本的諸原理を流布させ利用し尽した、彼は、訴因3に挙げられているように、諸戦争犯罪の実行を擁護し、それらを行なうよう励まし煽動した、また、訴因4に挙げられている如き人道に対する諸犯罪を、とりわけ反ユダヤ人的な方策と被占領地域の情け容赦ない搾取とを、行なうよう励まし煽動した。

【資料6】 審理カレンダー

法廷第1日	1945年11月20日(火)	起訴状朗読
第2日	11月21日(水)	被告人罪状認否、英米検察冒頭陳述・証拠調べ↓
第3日	11月22日(木)	
第4日	11月23日(金)	
第5日	11月26日(月)	
第6日	11月27日(火)	
第7日	11月28日(水)	
第8日	11月29日(木)	
第9日	11月30日(金)	
第10日	12月1日(土)	
第11日	12月3日(月)	
第12日	12月4日(火)	
第13日	12月5日(水)	
第14日	12月6日(木)	
第15日	12月7日(金)	
第16日	12月10日(月)	
第17日	12月11日(火)	
第18日	12月12日(水)	
第19日	12月13日(木)	
第20日	12月14日(金)	
第21日	12月17日(月)	
第22日	12月18日(火)	
第23日	12月19日(水)	
第24日	12月20日(木)	
第25日	1946年1月2日(水)	
第26日	1月3日(木)	
第27日	1月4日(金)	
第28日	1月7日(月)	
第29日	1月8日(火)	
第30日	1月9日(水)	
第31日	1月10日(木)	
第32日	1月11日(金)	
第33日	1月14日(月)	
第34日	1月15日(火)	

第 35 日	1 月 16 日 (水)	
第 36 日	1 月 17 日 (木)	フランス検察冒頭陳述・証拠調べ↓
第 37 日	1 月 18 日 (金)	
第 38 日	1 月 19 日 (土)	
第 39 日	1 月 21 日 (月)	
第 40 日	1 月 22 日 (火)	
第 41 日	1 月 23 日 (水)	
第 42 日	1 月 24 日 (木)	
第 43 日	1 月 25 日 (金)	
第 44 日	1 月 28 日 (月)	
第 45 日	1 月 29 日 (火)	
第 46 日	1 月 30 日 (水)	
第 47 日	1 月 31 日 (木)	
第 48 日	2 月 1 日 (金)	
第 49 日	2 月 2 日 (土)	
第 50 日	2 月 4 日 (月)	
第 51 日	2 月 5 日 (火)	
第 52 日	2 月 6 日 (水)	
第 53 日	2 月 7 日 (木)	
第 54 日	2 月 8 日 (金)	ソ連検察冒頭陳述・証拠調べ↓
第 55 日	2 月 9 日 (土)	
第 56 日	2 月 11 日 (月)	
第 57 日	2 月 12 日 (火)	
第 58 日	2 月 13 日 (水)	
第 59 日	2 月 14 日 (木)	
第 60 日	2 月 15 日 (金)	
第 61 日	2 月 18 日 (月)	
第 62 日	2 月 19 日 (火)	
第 63 日	2 月 20 日 (水)	
第 64 日	2 月 21 日 (木)	
第 65 日	2 月 22 日 (金)	
第 66 日	2 月 23 日 (土)	
第 67 日	2 月 25 日 (月)	
第 68 日	2 月 26 日 (火)	
第 69 日	2 月 27 日 (水)	
第 70 日	2 月 28 日 (木)	

第71日	3月1日(金)	
第72日	3月2日(土)	
第73日	3月4日(月)	
第74日	3月5日(火)	
第75日	3月6日(水)	
第76日	3月7日(木)	
第77日	3月8日(金)	ゲーリング弁護関連↓
第78日	3月11日(月)	
第79日	3月12日(火)	
第80日	3月13日(水)	
第81日	3月14日(木)	
第82日	3月15日(金)	
第83日	3月16日(土)	
第84日	3月18日(月)	
第85日	3月19日(火)	
第86日	3月20日(水)	
第87日	3月21日(木)	
第88日	3月22日(金)	
第89日	3月23日(土)	
第90日	3月25日(月)	ヘス弁護関連↓
第91日	3月26日(火)	リップントロプ弁護関連↓
第92日	3月27日(水)	
第93日	3月28日(木)	
第94日	3月29日(金)	
第95日	3月30日(土)	
第96日	4月1日(月)	
第97日	4月2日(火)	
第98日	4月3日(水)	カイテル弁護関連↓
第99日	4月4日(木)	
第100日	4月5日(金)	
第101日	4月6日(土)	
第102日	4月8日(月)	
第103日	4月9日(火)	
第104日	4月10日(水)	
第105日	4月11日(木)	カルテンブルンナー弁護関連↓
第106日	4月12日(金)	

第 107 日	4 月 13 日 (土)	
第 108 日	4 月 15 日 (月)	ローゼンベルク 弁護関連 ↓
第 109 日	4 月 16 日 (火)	
第 110 日	4 月 17 日 (水)	
第 111 日	4 月 18 日 (木)	フランク 弁護関連 ↓
第 112 日	4 月 23 日 (火)	フリック 弁護関連 ↓
第 113 日	4 月 24 日 (水)	
第 114 日	4 月 25 日 (木)	
第 115 日	4 月 26 日 (金)	シュトライヒャー 弁護関連 ↓
第 116 日	4 月 29 日 (月)	
第 117 日	4 月 30 日 (火)	シャハト 弁護関連 ↓
第 118 日	5 月 1 日 (水)	
第 119 日	5 月 2 日 (木)	
第 120 日	5 月 3 日 (金)	フンク 弁護関連 ↓
第 121 日	5 月 4 日 (土)	
第 122 日	5 月 6 日 (月)	
第 123 日	5 月 7 日 (火)	
第 124 日	5 月 8 日 (水)	デーニッツ 弁護関連 ↓
第 125 日	5 月 9 日 (木)	
第 126 日	5 月 10 日 (金)	
第 127 日	5 月 11 日 (土)	
第 128 日	5 月 13 日 (月)	
第 129 日	5 月 14 日 (火)	
第 130 日	5 月 15 日 (水)	レーダー 弁護関連 ↓
第 131 日	5 月 16 日 (木)	
第 132 日	5 月 17 日 (金)	
第 133 日	5 月 18 日 (土)	
第 134 日	5 月 20 日 (月)	
第 135 日	5 月 21 日 (火)	
第 136 日	5 月 22 日 (水)	
第 137 日	5 月 23 日 (木)	シーラッハ 弁護関連 ↓
第 138 日	5 月 24 日 (金)	
第 139 日	5 月 27 日 (月)	
第 140 日	5 月 28 日 (火)	
第 141 日	5 月 29 日 (水)	ザウツケル 弁護関連 ↓
第 142 日	5 月 30 日 (木)	

第 143 日	5 月 31 日 (金)	
第 144 日	6 月 1 日 (土)	
第 145 日	6 月 3 日 (月)	ヨードル弁護関連↓
第 146 日	6 月 4 日 (火)	
第 147 日	6 月 5 日 (水)	
第 148 日	6 月 6 日 (木)	
第 149 日	6 月 7 日 (金)	
第 150 日	6 月 8 日 (土)	
第 151 日	6 月 10 日 (月)	ザイス - インクヴァルト弁護関連↓
第 152 日	6 月 11 日 (火)	
第 153 日	6 月 12 日 (水)	
第 154 日	6 月 13 日 (木)	
第 155 日	6 月 14 日 (金)	パーペン弁護関連↓
第 156 日	6 月 17 日 (月)	
第 157 日	6 月 18 日 (火)	
第 158 日	6 月 19 日 (水)	
第 159 日	6 月 20 日 (木)	シュペーア弁護関連↓
第 160 日	6 月 21 日 (金)	
第 161 日	6 月 22 日 (土)	ノイラート弁護関連↓
第 162 日	6 月 24 日 (月)	
第 163 日	6 月 25 日 (火)	
第 164 日	6 月 26 日 (水)	
第 165 日	6 月 27 日 (木)	フリッチェ弁護関連↓
第 166 日	6 月 28 日 (金)	
第 167 日	6 月 29 日 (土)	ボルマン弁護関連↓
第 168 日	7 月 1 日 (月)	カティンの森事件審理↓
第 169 日	7 月 2 日 (火)	
第 170 日	7 月 3 日 (水)	弁護人最終弁論↓
第 171 日	7 月 4 日 (木)	
第 172 日	7 月 5 日 (金)	
第 173 日	7 月 8 日 (月)	
第 174 日	7 月 9 日 (火)	
第 175 日	7 月 10 日 (水)	
第 176 日	7 月 11 日 (木)	
第 177 日	7 月 12 日 (金)	
第 178 日	7 月 15 日 (月)	

第 179 日	7 月 16 日 (火)	
第 180 日	7 月 17 日 (水)	
第 181 日	7 月 18 日 (木)	
第 182 日	7 月 19 日 (金)	
第 183 日	7 月 22 日 (月)	
第 184 日	7 月 23 日 (火)	
第 185 日	7 月 24 日 (水)	
第 186 日	7 月 25 日 (木)	
第 187 日	7 月 26 日 (金)	検察最終論告↓
第 188 日	7 月 27 日 (土)	
第 189 日	7 月 29 日 (月)	
第 190 日	7 月 30 日 (火)	犯罪組織審理↓
第 191 日	7 月 31 日 (水)	
第 192 日	8 月 1 日 (木)	
第 193 日	8 月 2 日 (金)	
第 194 日	8 月 3 日 (土)	
第 195 日	8 月 5 日 (月)	
第 196 日	8 月 6 日 (火)	
第 197 日	8 月 7 日 (水)	
第 198 日	8 月 8 日 (木)	
第 199 日	8 月 9 日 (金)	
第 200 日	8 月 10 日 (土)	
第 201 日	8 月 12 日 (月)	
第 202 日	8 月 13 日 (火)	
第 203 日	8 月 14 日 (水)	
第 204 日	8 月 15 日 (木)	
第 205 日	8 月 16 日 (金)	
第 206 日	8 月 19 日 (月)	
第 207 日	8 月 20 日 (火)	
第 208 日	8 月 21 日 (水)	
第 209 日	8 月 22 日 (木)	
第 210 日	8 月 23 日 (金)	
第 211 日	8 月 26 日 (月)	
第 212 日	8 月 27 日 (火)	
第 213 日	8 月 28 日 (水)	
第 214 日	8 月 29 日 (木)	

第 215 日	8 月 30 日 (金)	
第 216 日	8 月 31 日 (土)	被告人最終陳述
第 217 日	9 月 30 日 (月)	判決 (総論、組織)
第 218 日	10 月 1 日 (火)	判決 (個別判決、量刑申し渡し)

【資料7】 ジャクソン検事冒頭陳述 ——部分的私訳——

*訳文中、「本憲章」としているのは、原語 „The Charter“ である。この語を本文中では、私は、たぶん大多数の日本人の仕方とは異なって、一貫して「規約」と訳しているが、それは簡単にいえば、私の気分がそういう訳語を選ばせるからである。でも、ジャクソンの法廷での陳述を翻訳するこの場に限り、「本憲章」という訳語を用いることにする。それもまた、たんに気分の赴くところに従って、のことであるにすぎない。

……

判例法：

戦争が終わり、これらの囚人たちが捕らえられたことによって、勝利した連合国には、高い地位の人間たちには私がここまで述べてきた行為に対して何らかの法的責任がかかっているのか、という質問が提起された。こうした悪事を見て見ぬふりをされねばならないのか、それともカッとなって正されねばならないのか。こうした行ないの思慮深く道理にかなった裁きのための法における基準はないのだろうか。

本法廷の憲章は、法はただ、か弱い者たちの行動を支配するためにのみ存するのではなく、統治者たちでさえ、ちょうど首席裁判官コークがジェームズ王に対して述べたとおり、「神と法との下に」あるのだ、という信念を明確に表示している。合衆国は、法が長年にわたって、我々がただピッタリの人間たちを正当な理由によってのみ罰することを確実にするために、それによって司法の審理が行なわれ得るところの基準をもたらしてきた、ということを信じていた。亡くなったルーズヴェルト大統領の指示およびヤルタ会議の決定に従って、トルーマン大統領は、合衆国の代表者たちに、国際協定案を定式化するように命令した。同案は、サンフランシスコ会議期間中に連合王国、ソヴィエト連邦、フランス暫定政府の外務大臣たちに提出された。多くの修正を経て、その案は本法廷の憲章となった。

しかし、それによってこれらの囚人たちが判決を受けるべきであるところの基準を設定する本協定は、ただ加盟諸国のみの見解を表現しているのではない。さまざまに異なっているが等しく高く尊敬された司法の制度を持つ他の国々もまた、これを支持する署名をしたのである。これらの国々は、ベルギー、オランダ、デンマーク、ノルウェー、チェコスロヴァキア、ルクセンブルク、ポーランド、ギリシア、ユーゴスラビア、エチオピア、オーストラリア、ハイティ、ホンデュラス、パナマ、ニュージーランド、ヴェネズエラ、インドである。それゆえに、あなた方は、すべての文明化された人々のうちの圧倒的多数を代表している、21ヶ国政府の知恵と正義感と意志とを表現する基本法の下に裁くのである。

本法廷がそれに拠って立っているところの憲章は、法廷の管轄権と不可分であり、かつその判決を左右せねばならぬ、或る法律的諸概念を具現化している。それらは、私が述べたとおり、また、被告人たちの何れの審理の認可にも付属する諸条件でもある。本憲章の諸規定の有効性は、我々がその下に裁く、あるいは訴追する、という義務を受け容れたにせよそうでないにせよ、我々すべてに対して決定的なものであり、また、彼らにそもそも審理を受

けるという権利を与える、他の如何なる法律にも拠り所を求められない、被告人たちに対しても決定的なものである。私の有能で経験豊かな同僚たちは、私と同様に、本憲章の法哲学の、私が列挙してきた諸事実への適用を、今、手短かに説明しておけば、この裁判の迅速さと明瞭さとのために助けになるだろう、と考えている。

本憲章による法律の宣言は決定的なものである一方で、裁きの場に立たされている囚人たちは彼らの行いに対して、能う限り情け深くその適用を受ける権利がある、と強く主張されるかもしれない。これは新しい法律であり、それが有罪判決を下す、その行為を彼らがした時点においては、正当の権能をもって宣言されてはいなかった、といわれるかもしれない、また、法律のこの宣言は彼らの不意を襲って驚かせたのだ、といわれるかもしれない。

もちろん、私は、これが法律なのだということに、この者たちが驚いている、ということを否定することはできない。およそ法律というようなものがあるということに、彼らはまったく驚いているのだ。これらの被告人たちは、何らの法律にもいっさい頼ってはいなかった。彼らの計画は、あらゆる法律を無視し拒絶した。そうであることは、多くの行動と声明とから明らかになってくるであろうが、それらのうち、わずかのものだけを例に挙げてみよう。1939年11月23日における、すべての軍司令官たちに向けての総統の演説の中で、彼は、彼らに当時ドイツがロシアと条約を結んでいることを思い出させながら、しかし、「協定は、それがあつた何らかの目的に役立つ限りにおいてのみ守られるべきなのである」と宣言した。同じ演説の後の方では、彼は、「オランダおよびベルギーの中立の侵害は、重大なことではないであろう」と告げた(789-PS)。1938年4月19日、最高司令部の長によりすべての司令官に宛てて発送された「組織の問題としての戦闘行為」と題された極秘文書は、「中立国に対する通常の規則は、これらの規則の実施が戦闘中の者たちにとってより大きな有利点を生み出すか、不利点を生み出すか、という基礎の上において妥当する、と見なされねばならない」と宣言した。また、ドイツ海軍参謀部の綴じ込み書類の中から、我々は1939年10月15日付「激化した海戦についての覚え書」を入手している。それは、国際法に従うという願望を述べることによって始まっている。「しかしながら」と、それは続ける、「もしも戦略上必要と見なされる何らかの方策から、決定的な成果が期待されるのであるならば、それは、たとえ国際法とは一致していなくても、実行されねばならない」(L-184)。国際法、自然法、ドイツ国法等々、およそ何らかの法律は、かの者たちにとっては、単純に、助けになるならばそれに訴えるべきであり、もしも彼らがしたいと思っていることを有罪宣告しそうならば無視すべきである、プロパガンダのための装置であった。ひとびとが、彼らが行った行為をした時点における法律に頼って保護されるかもしれないということは、我々が遡及効力の法は理に適っていないと考える理由である。しかし、これらの者たちは、いくつかの法体系において事後法を禁じている規則の道理の範囲内に身を置くことはできない。彼らは、自分たちがかつて何らかの状態において国際法に頼ったとか、それにいささかでも敬意を払った、ということを示すことはできないのである。

起訴状の第 3 訴因は、本憲章に含まれている戦争犯罪の定義に基づいている。私は皆さんに、一般市民および戦闘部隊に対する、ドイツも関与していた国際協定に違反する一連の組織立った行動の概略を述べ示した。少なくともこれらの行動の犯罪的性質について、被告人たちは、これからお示しするであろうとおり、認識を持っていた。したがって、彼らは自分たちの法律違反を隠すために苦心した。被告人カイテルとヨードルが、公式の法律顧問によって、ロシア人戦争捕虜に焼印を押すこと、英国人戦争捕虜に手錠をかけて拘束すること、特別奇襲部隊捕虜を処刑すること、といった命令は明らかな国際法違反である、ということを知らされていたことは、明白にされる筈である。にもかかわらず、それらの命令は、実行に移された。ジロー將軍とウィーガンド將軍との暗殺のために発せられた命令についても、事情は同じである。それが実行されることがなかったのは、カナリス海軍元帥の策略のためであるにすぎないが、そのカナリスもまた、後に 1944 年 7 月 20 日、ヒトラーの命を奪うたくらみに参加したために処刑されたのである。

起訴状の第 4 訴因は、人道に対する犯罪に基づいている。それらのうちの最たるものは、無数の人々に対する冷酷なる大量殺戮である。虐殺が犯罪として扱われることが、これらの者たち [=被告人たち] を驚かすというようなことがあるだろうか。

起訴状の第 1 および第 2 訴因は、これらの犯罪に、侵略戦争にしてかつドイツも当事者であった 9 つの条約に違反する戦争を、企み行なったという罪を付け加える。たしかに、かつて——第一次世界大戦の当時と思うが——戦争を煽動する、あるいは戦争を起こすということが、道徳上は如何に非難されるべきことであるにせよ、法律上の犯罪であるということではできなかった時代があった。もちろん、あらゆる文明国民の法律の下において、一人の人間が素手のげんこつで他人を殺害するだけで、犯罪である。どうして、この犯罪を百万もの人間によって増大させ、素手のげんこつに火器を付け加えて、これを法的に無罪の行為とする、というようなことが起こったのか。かつての学説によれば、ひとは、合法的な戦闘行動における暴力的な行為をしても、犯罪者と見なされることはできないのであった。18 世紀および 19 世紀における帝国主義的拡張の時代は、グロティウスのような初期のキリスト教的かつ国際的な法の学者たちの教えに反して、あらゆる戦争が合法的戦闘と見なされるべきであるとの、忌わしい学説を付け加えた。これら二通りの学説の集約するところは、戦争をすることに、法に対する責任の免除を与えることであった。

このことは、文明化をもって自任する時代にとっては、がまんできないものであった。世俗の常識を備えた平凡人たちは、倫理的原理にあまりにも反する、そのような虚構と法律主義に反感を抱き、戦争の訴追免責を阻止することを求めた。政治家たちと国際法律家たちは、最初は、戦争行動をより文明化されたものにするために考案された、軍事行動の規則を採用することにより、慎重に対応した。一般市民および戦闘員に対して揮われることのできる暴力に、法的な限度を設けようと、努力されたのであった。

しかしながら、人々の常識は、第一次世界大戦の後、戦争に対する法の有罪宣告がもっと深くにまで達することを、そして法がただたんに戦争を行なう反文明的な仕方だけでは

なく、いかなる仕方においてであれ反文明的な戦争をすなわち侵略戦争を行なうことに対して、有罪宣告を行なうことを要求した。世界の政治家たちは再び、ただ進むように強要されたところにまで進んだ。彼らの努力は、臆病で用心深く、我々が望んだよりも明快さを欠くことがしばしばであった。それでも、1920年代は、侵略戦争を不法とはしたのである。

不正な戦争があり、不正な戦争は不法である、という原理の再確立の跡は、多くの段階を追って辿ることができる。最も重要な段階の一つは、1928年におけるブリアン-ケロッグ協定である。それによって、ドイツ、イタリア、日本は、ほとんど世界のすべての国々と共同して、戦争を国家的政策の手段としては放棄し、ただ平和的手段によってのみ紛争の解決を求めることを誓い、かつ国家間の論争の解決のために戦争に頼ることを有罪と宣告したのであった。この協定は、侵略戦争の法的地位を変えた。合衆国國務長官スティムソン氏が1932年に述べたように、そのような戦争は「もはや権利の源泉でも根拠でもあり得ない。それはもはや、諸国家の義務、行動そして権利がその周りを回っているところの、原理ではあり得ない。それは不法のことがらである。だが、我々は、時代遅れの多くの先例を作ってきた、そして法律家に、その規準や協約を再検査する仕事を与えてきたのである」。

48ヶ国政府代表が署名した、1924年の国際紛争の平和的解決のためのジュネーブ議定書は、「侵略戦争は国際的犯罪となる」と宣言した。1927年における国際連盟の第8回総会は、ドイツを含む48加盟国の代表たちの満場一致の決議に基づき、侵略戦争は国際的犯罪となる、と宣言した。1928年のパン・アメリカ第6回会議では、21のアメリカの共和国が、満場一致で、「侵略戦争は人類に対する国際的犯罪となる」という決議を採択した。

このナチスの者たちが、世界の法思想におけるこうした進化の力と意味とを注視し、あるいは理解することを怠ってきたということは、弁護とか罰の軽減とかの理由になるものではない。それどころか、それに何か意味があるとするならば、それは、彼らの違反性を増大させるものであり、かつ、彼らの侮った法律のために、彼らの無法な行動に対する司法的適用の正当性が立証されることを、それだけますます強く我々に課するものである。実のところ、彼ら自身の法律によって——彼らがおおよそ法律というものを注視していたならば、であるが——、これらの原理は、これら被告人たちを拘束していたのである。ヴァイマル憲法第4条は、「普遍的に受け入れられた国際法の諸規則は、ドイツ国家の法律の全構成部分を拘束するものと見なされるべきである」と規定していた(2050-PS)。侵略戦争の違法化が1939年における「普遍的に受け入れられた国際法の諸規則」の一つであったことに、何の疑いがあり得ようか。

およそ戦争という手段に訴えることは——いかなる種類の戦争に、であろうとも——、本性上犯罪的である手段に訴えることである。戦争は不可避免的に、殺人、暴行、自由の剥奪、財産の破壊の方向を辿る。もちろん、誠実なる防衛のための戦争は合法的であり、合法的にそれを遂行する者たちを犯罪性から救う。しかし、本性上犯罪的な行動は、戦争そのものが非合法的であるならば、それらを為した者たちが戦争に従事していたということを示すことによって、弁護されることはできない。侵略戦争を非合法とする諸条約の、まこと最小限

度の法的帰結は、そうした戦争を惹き起し行なう者たちから、およそこれまでに法が与えていた擁護のすべてを奪うということであり、戦争を行なう者たちを、刑法の普通に受け容れられた諸原理による判決に服させるということである。

しかしもしも、その宣言が明白にわれわれすべてを拘束しているところの本憲章が、新しい法律を含んでいるように考えられるとしても、私はひるむことなく、本法廷によるその厳格な適用を要求するものである。これらの被告人たちの惹き起こした無法状態によって侮られた、世界の法の規則は、私の国の百万を超える人々の犠牲において、回復されねばならない、他の国々の犠牲者たちのことは、ここにいわないとしても。私は、社会は道徳的に罪のない命を消費することによって法の規則を改善し強化するであろうが、法における進歩は道徳的に罪のある命を代償とすることによっては決してなされないであろうといった、誤った論法に賛成することはできない。

もちろん、我々は本憲章に対する司法上の先例を持ってない、といえはそのとおりである。しかしながら国際法は、抽象的かつ不変不易の諸原理の学者的蒐集の域を超えるものである。それは、国家間の諸条約と諸協定および受け容れられた慣習から派生したものである。しかし、いずれの慣習も、或る一個の行為に起源を有しおり、また、いずれの協定も、或る国家の行動によって発議されるのではなくてはならない。我々が国際法のための成長のあらゆる原理を捨ててしまうつもりなのではない限り、我々は、我々自身の時代が、より新しく強化された国際法の起源となることであろう慣習を設け協定を締結する権利を持っていることを、否定することはできないのである。国際法は、立法の通常経過によって発展することが可能なものではない、なぜなら、如何なる継続的な国際的立法の権威も存しないからである。国際法における刷新と改正は、私がさきに例に挙げたごとき、状況の変化に対応するために企てられた、諸国政府の行動によって成し遂げられる。それは、ちょうどコモンロー〔判例法〕がそうであったように、おりおり、定着した原理を新しい状況に適応させることで達成された諸決定を通して成長する。事実としては、ちょうどコモンローがそうであるように、かつ国際法もいやしくもそれが進歩するのであるならばそうでなくてはならぬように、法が判例を方法とすることによって進化するものであるならば、国際法は、法を思い間違ってしまい、もう遅すぎるときになって自分たちの間違いに気づいた者たちを犠牲にすることによって、進歩するのである。国際法というものが宣布され得るのである以上、法は、これらの行動が起こったときに、明確に宣告されたものであった。そうであるがゆえに、我々は、今行なうつもりである審問に対する司法上の先例が欠如しているということによって、妨げを受けることはない。

私がさきに列挙した出来事は、本憲章において設定された、犯罪の基準内に収まる。これらの犯罪の下手人たちを適正に裁き罰するために、本法廷は招集されたのである。戦争犯罪および人道に対する犯罪の基準はたいへんよく知られているので、注釈を要しない。しかしながら、本憲章の他の規則を適用するについては、皆さんの注意を求めておくべき或る種の新奇な問題点が存する。

(原文)

<https://www.roberthjackson.org/speech-and-writing/opening-statement-before-the-international-military-tribunal/> より

The Law of the Case:

The end of the war and capture of these prisoners presented the victorious Allies with the question whether there is any legal responsibility on high-ranking men for acts which I have described. Must such wrongs either be ignored or redressed in hot blood? Is there no standard in the law for a deliberate and reasoned judgment on such conduct?

The Charter of this Tribunal evidences a faith that the law is not only to govern the conduct of little men, but that even rulers are, as Lord Chief Justice Coke put it to King James, "under God and the law." The United States believed that the law long has afforded standards by which a juridical hearing could be conducted to make sure that we punish only the right men and for the right reasons. Following the instructions of the late President Roosevelt and the decision of the Yalta conference President Truman directed representatives of the United States to formulate a proposed International Agreement, which was submitted during the San Francisco Conference to Foreign Ministers of the United Kingdom, the Soviet Union, and the Provisional Government of France. With many modifications, that proposal has become the Charter of this Tribunal.

But the Agreement which sets up the standards by which these prisoners are to be judged does not express the views of the signatory nations alone. Other nations with diverse but highly respected systems of jurisprudence also have signified adherence to it. These are Belgium, The Netherlands, Denmark, Norway, Czechoslovakia, Luxembourg, Poland, Greece, Yugoslavia, Ethiopia, Australia, Haiti, Honduras, Panama, New Zealand, Venezuela, and India. You judge, therefore, under an organic act which represents the wisdom, the sense of justice, and the will of 21 governments, representing an overwhelming majority of all civilized people.

The Charter by which this Tribunal has its being, embodies certain legal concepts which are inseparable from its jurisdiction and which must govern its decision. These, as I have said, also are conditions attached to the grant of any hearing to defendants. The validity of the provisions of the Charter is conclusive upon us all, whether they have accepted the duty of judging or of prosecuting under it, as well as upon the defendants, who can point to no other law which gives them a right to be heard at all. My able and experienced colleagues believe, as do I, that it will contribute to the expedition and clarity of this Trial if I expound briefly the application of the legal philosophy of the Charter to the facts I have recited.

While this declaration of the law by the Charter is final, it may be contended that the prisoners on trial are entitled to have it applied to their conduct only most charitably if at all. It may be said that this is

new law, not authoritatively declared at the time they did the acts it condemns, and that this declaration of the law has taken them by surprise.

I cannot, of course, deny that these men are surprised that this is the law; they really are surprised that there is any such thing as law. These defendants did not rely on any law at all. Their program ignored and defied all law. That this is so will appear from many acts and statements, of which I cite but a few.

In the Führer's speech to all military commanders on November 23, 1939 he reminded them that at the moment Germany had a pact with Russia, but declared: "Agreements are to be kept only as long as they serve a certain purpose." Later in the same speech he announced: "A violation of the neutrality of Holland and Belgium will be of no importance" (789 PS). A top secret document, entitled "Warfare as a Problem of Organization," dispatched by the Chief of the High Command to all commanders on April 19, 1938 declared that "the normal rules of war towards neutrals may be considered to apply on the basis whether operation of rules will create greater advantages or disadvantages for the belligerents" (L-2U). And from the files of the German Navy Staff, we have a "Memorandum on Intensified Naval War," dated October 15, 1939, which begins by stating a desire to comply with International Law. "However," it continues, "if decisive successes are expected from any measure considered as a war necessity, it must be carried through even if it is not in agreement with international law." (L-184) International law, natural law, German law, any law at all was to these men simply a propaganda device to be invoked when it helped and to be ignored when it would condemn what they wanted to do. That men may be protected in relying upon the law at the time they act is the reason we find laws of retrospective operations unjust. But these men cannot bring themselves within the reason of the rule which in some systems of jurisprudence prohibits ex post facto laws. They cannot show that they ever relied upon international law in any state or paid it the slightest regard.

The third Count of the Indictment is based on the definition of War Crimes contained in the Charter. I have outlined to you the systematic course of conduct toward civilian populations and combat forces which violates international conventions to which Germany was a party. Of the criminal nature of these acts at least, the defendants had, as we shall show, clear knowledge. Accordingly, they took pains to conceal their violations. It will appear that the Defendants Keitel and Jodl were informed by official legal advisors that the orders to brand Russian prisoners of war, to shackle British prisoners of war, and to execute commando prisoners were clear violations of international law. Nevertheless, these orders were put into effect. The same is true of orders issued for the assassination of General Giraud and General Weygand, which failed to be executed only because of a ruse on the part of Admiral Canaris, who was himself later executed for his part in the plot to take Hitler's life on July 24, 1944.

The fourth Count of the indictment is based on Crimes against Humanity. Chief among these are mass killings of countless human beings in cold blood. Does it take these men by surprise that murder is treated as a crime?

The first and second Counts of the Indictment add to these crimes the crime of plotting and waging wars of aggression and wars in violation of nine treaties to which Germany was a party. There was a time, in fact, I think the time of the first World War, when it could not have been said that war-inciting or war making was a crime in law, however reprehensible in morals.

Of course, it was, under the law of all civilized peoples, a crime for one man with his bare knuckles to assault another. How did it come that multiplying this crime by a million, and adding fire arms to bare knuckles, made it a legally innocent act? The doctrine was that one could not be regarded as criminal for committing the usual violent acts in the conduct of legitimate warfare. The age of imperialistic expansion during the eighteenth and nineteenth centuries added the foul doctrine, contrary to the teachings of early Christian and international law scholars such as Grotius, that all wars are to be regarded as legitimate wars. The sum of these two doctrines was to give war-making a complete immunity from accountability to law.

This was intolerable for an age that called itself civilized. Plain people with their earthy common sense, revolted at such fictions and legalisms so contrary to ethical principles and demanded checks on war immunities. Statesmen and international lawyers at first cautiously responded by adopting rules of warfare designed to make the conduct of war more civilized. The effort was to set legal limits to the violence that could be done to civilian populations and to combatants as well.

The common sense of men after the first World War demanded, however, that the law's condemnation of war reach deeper, and that the law condemn not merely uncivilized ways of waging war, but also the waging in any way of uncivilized wars-wars of aggression. The world's statesmen again went only as far as they were forced to go. Their efforts were timid and cautious and often less explicit than we might have hoped. But the 1920's did outlaw aggressive war.

The re-establishment of the principle that there are unjust wars and that unjust wars are illegal is traceable in many steps. One of the most significant is the Briand-Kellogg Pact of 1928, by which Germany, Italy, and Japan, in common with practically all nations of the world, renounced war as an instrument of national policy, bound themselves to seek the settlement of disputes only by pacific means, and condemned recourse to war for the solution of international controversies. This pact altered the legal status of a war of aggression. As Mr. Stimson, the United States Secretary of State put it in 1932, such a war "is no longer to be the source and subject of rights. It is no longer to be the principle around which the duties, the conduct, and the rights of nations revolve. It is an illegal thing By that very act, we have made obsolete many legal precedents and have given the legal profession the task of re-examining many of its codes and treaties."

The Geneva Protocol of 1924 for the Pacific Settlement of International Disputes, signed by the representatives of 48 governments, declared that "a war of aggression constitutes an international crime." The Eighth Assembly of the League of Nations in 1927, on unanimous resolution of the representatives of 48 member nations, including Germany, declared that a war of aggression constitutes

an international crime. At the Sixth Pan-American Conference of 1928, the 21 American Republics unanimously adopted a resolution stating that "war of aggression constitutes an international crime against the human species."

A failure of these Nazis to heed, or to understand the force and meaning of this evolution in the legal thought of the world, is not a defense or a mitigation. If anything, it aggravates their offense and makes it the more mandatory that the law they have flouted be vindicated by juridical application to their lawless conduct. Indeed, by their own law-had they heeded any law-these principles were binding on these defendants. Article 4 of the Weimar constitution provided that: "The generally accepted rules of international law are to be considered as binding integral parts of the law of the German Reich" (2050-PS). Can there be any doubt that the outlawry of aggressive war was one of the "generally accepted rules -of international law" in 1939?

Any resort to war-to any kind of a war-is a resort to means that are inherently criminal. War inevitably is a course of killings, assaults, deprivations of liberty, and destruction of property. An honestly defensive war is, of course, legal and saves those lawfully conducting it from criminality. But inherently criminal acts cannot be defended by showing that those who committed them were engaged in a war, when war itself is illegal. The very minimum legal consequence of the treaties making aggressive wars illegal is to strip those who incite or wage them of every defense the law ever gave, and to leave war-makers subject to judgment by the usually accepted principles of the law of crimes.

But if it be thought that the Charter, whose declarations concededly bind us all, does contain new law I still do not shrink from demanding its strict application by this Tribunal. The rule of law in the world, flouted by the lawlessness incited by these defendants, had to be restored at the cost to my country of over a million casualties, not to mention those of other nations. I cannot subscribe to the perverted reasoning that society may advance and strengthen the rule of law by the expenditure of morally innocent lives but that progress in the law may never be made at the price of morally guilty lives.

It is true of course, that we have no judicial precedent for the Charter. But international law is more than a scholarly collection of abstract and immutable principles. It is an outgrowth of treaties and agreements between nations and of accepted customs. Yet every custom has its origin in some single act, and every agreement has to be initiated by the action of some state. Unless we are prepared to abandon every principle of growth for international law, we cannot deny that our own day has the right to institute customs and to conclude agreements that will themselves become sources of a newer and strengthened international law. International law is not capable of development by the normal processes of legislation, for there is no continuing international legislative authority. Innovations and revisions in international law are brought about by the action of governments such as those I have cited, designed to meet a change in circumstances. It grows, as did the common law, through decisions reached from time to time in adapting settled principles to new situations. The fact is that when the law evolves by the case method, as did the common law and as international law must do if it is to advance at all,

it advances at the expense of those who wrongly guessed the law and learned too late their error. The law, so far as international law can be decreed, had been clearly pronounced when these acts took place. Hence, I am not disturbed by the lack of judicial precedent for the inquiry it is proposed to conduct. The events I have earlier recited clearly fall within the standards of crimes, set out in the Charter, whose perpetrators this Tribunal is convened to judge and punish fittingly. The standards for War Crimes and Crimes against Humanity are too familiar to need comment. There are, however, certain novel problems in applying other precepts of the Charter which I should call to your attention.

平和に対する犯罪：

本憲章の基本的な規定は、侵略戦争すなわち国際的条約、協定、保障に違反した戦争を計画し準備し開始しまたは遂行すること、あるいはそうすることを謀議すること、またはその共同の計画に参加することは犯罪である、というものである。

本憲章が侵略戦争を独自に定義できていないということは、ことによると本憲章における弱点であるのかもしれない。抽象的にいえば、この主題は困難に満ちているのであって、あらゆる種類の面倒な仮定的事例が呼び出され得るのである。それは、もしも弁護側が起訴状にある非難のごく狭い範囲を超えて行くことを許されるというのであるならば、審理を長引かせ、法廷を解き得ない政治的論争に巻き込むことになるかもしれぬ主題である。しかし、争点が適切にこの事例に関わっている限りは、論争は何らの新奇さをも持たぬものであり、かつ、法的な見解がそこにはっきりとした形をとって現われたものなのである。

この主題に関する国際法の最も権威ある源泉の一つは、1933年7月3日、ロンドンでルーマニア、エストニア、ラトヴィア、ポーランド、トルコ、ソヴィエト連邦、ペルシアおよびアフガニスタンによってサインされた、侵略の定義のための協定である。この主題はまた、国際委員会およびその見解が最も大きな尊敬を受けるに値する批評家たちによっても考察されてきている。それは第一次世界大戦の前にはわずかしか議論されていなかったが、しかし、国際法が侵略戦争の非合法化を進展させるにつれて、多くの注目を受けてきた。国際法のこれらの資料に鑑みて、かつ、今のこの事例における証明に適切な関係がある限りにおいて、「侵略者」とは下記の行為のいずれかを最初に為す国家であると一般的に考えられている、と私は申し述べたい、すなわち

- (1)他の国家に対する戦争の宣言
- (2)宣戦布告あり、または無しに、武装軍隊によって他の国家の領域に侵入すること
- (3)宣戦布告あり、または無しに、陸、海、空の軍隊によって他の国家の領土、船舶、飛行機を攻撃すること
- (4)他の国家の領域内で形成された武装集団への支援部隊を提供すること、あるいは、侵入された国家の要求があるにもかかわらず、自身の領土のうちにあり、自身の権力のうちにあ

る、それらの武装集団からいっさいの補助あるいは防護を奪い取るためのあらゆる方策をとることを断わること

そして私はさらに、適法な自己防衛の権利の行使以外に、如何なる政治的、軍事的、経済的またはその他の考察も、そうした行為の弁解または正当化に役立つものではない、というのが普遍的な見解である、ということをお願いしたい。すなわち、侵略行為に対する抵抗、または侵略に従属させられている国家を助ける行動は、侵略戦争にはならないということである。

侵略戦争を惹き起し遂行した共謀についての我々の証明が準備され提出されているのは、法律のそのような理解の上に立ってのことである。このテストによってみれば、これらのナチ指導者たちによって始められた戦争の各シリーズは、紛うかたなく侵略的であった。

この裁判の持続と視野の広がりのために、これは侵略の戦争であった、とする我々の告発と、ドイツは何の不满の種も持っていなかった、という立場との間の相違を心に留めておくことは重要である。我々は、この戦争を惹き起すことを助けた諸条件を調査しようとしているのではない。それらは歴史が解明するものだ。1933年の時点での、あるいは何時であれその時点でのヨーロッパの現状の回復要求をすることは、我々の仕事のうちには入っていない。合衆国は、複雑な戦争前のヨーロッパ政治の情勢についての議論に立ち入ろうと欲してはいず、この裁判がそういうものの考察によって長引かされないことを望んでいる。いわゆる遠隔的な原因作用なるものは、あまりにも不誠実で一貫性に欠け、あまりにも複雑で空論的なので、この裁判における有益な審問の題材たり得ないのである。よく知られている例は、「生活圏」の標語に見出され得る。それは、ドイツは、拡張を正当とする理由として、より多くの生活空間を必要としていた、という主張を要約している。ナチスがドイツ人たちのためにより多くの空間を要求していた、その同じ時に、彼らはより多くのドイツ人たちに、空間を占拠することを要求していた。出生率を高めるための、あらゆる知られた手段が、合法的なものであれ、非合法的なものであれ、利用された。「生活圏」は、隣国の人々からのより多くの空間の要求と、ドイツ人からのより多くの子供の要求との、悪しき循環を表現していた。我々は、侵略の範囲の不断の拡張という結果に至った理論の真実性を探求する必要はない。我々が犯罪として告発するのは、侵略の企みと行為である。

我々の立場は、或る国民が如何なる不满の種を持っていようとも、如何に現状を拒絶すべきものと思っていようとも、侵略戦争行為は、それら不满の種を解消したり、それら諸条件を変更したりするための、適法的手段ではない、というものである。1920年代および1930年代のドイツは、絶望的な諸問題に、すなわち戦争にまでは達しない、きわめて大胆な方策をも正当化したであろう諸問題に、直面していたのかもしれない。他のすべての方法——説得、プロパガンダ、経済競争、外交——は不平を抱いた国にとって利用可能であった。しかし、侵略戦争行動は、不法であった。これらの被告人たちは、侵略戦争を、条約に違反する戦争を行なったのだ。彼らは、戦争にまで達しない方策によっては達成できないと分かっていた、対外政策を実行するために、諸隣国を攻撃し侵略したのである。それが、我々の告発

している、あるいは尋問しようと企てていること全範囲である。

(原文)

The Crime against Peace:

A basic provision of the Charter is that to plan, prepare, initiate, or wage a war of aggression, or a war in violation of international treaties, agreements, and assurances, or to conspire or participate in a common plan to do so, is a crime.

It is perhaps a weakness in this Charter that it fails itself to define a war of aggression. Abstractly, the subject is full of difficulty and all kinds of troublesome hypothetical cases can be conjured up. It is a subject which, if the defense should be permitted to go afield beyond the very narrow charge in the Indictment, would prolong the Trial and involve the Tribunal in insoluble political issues. But so far as the question can properly be involved in this case, the issue is one of no novelty and is one on which legal opinion has well crystalized.

One of the most authoritative sources of international law on this subject is the Convention for the Definition of Aggression signed at London on July 3, 1933 by Romania, Estonia, Latvia, Poland, Turkey, the Soviet Union, Persia, and Afghanistan. The subject has also been considered by international committees and by commentators whose views are entitled to the greatest respect. It had been little discussed prior to the first World War but has received much attention as international law has evolved its outlawry of aggressive war. In the light of these materials of international law, and so far as relevant to the evidence in this case, I suggest that an "aggressor" is generally held to be that state which is the first to commit any of the following actions:

- (1) Declaration of war upon another state;
- (2) Invasion by its armed forces, with or without a declaration of war, of the territory of another state;
- (3) Attack by its land, naval, or air forces, with or without a declaration of war, on the territory, vessels or aircraft of another state; and
- (4) Provision of support to armed bands formed in the territory of another state, or refusal, notwithstanding the request of the invaded state, to take in its own territory, all the measures in its power to deprive those bands of all assistance or protection.

And I further suggest that it is the general view that no political, military, economic, or other considerations shall serve as an excuse or justification for such actions; but exercise of the right of legitimate self-defense, that is to say, resistance to an act of aggression, or action to assist a state which has been subjected to aggression, shall not constitute a war of aggression.

It is upon such an understanding of the law that our evidence of a conspiracy to provoke and wage an aggressive war is prepared and presented. By this test each of the series of wars begun by these Nazi leaders was unambiguously aggressive.

It is important to the duration and scope of this Trial that we bear in mind the difference between our

charge that this war was one of aggression and a position that Germany had no grievances. We are not inquiring into the conditions which contributed to causing this war. They are for history to unravel. It is no part of our task to vindicate the European status quo as of 1933, or as of any other date. The United States does not desire to enter into discussion of the complicated pre-war currents of European politics, and it hopes this trial will not be protracted by their consideration. The remote causations avowed are too insincere and inconsistent, too complicated and doctrinaire to be the subject of profitable inquiry in this trial. A familiar example is to be found in the "Lebensraum" slogan, which summarized the contention that Germany needed more living space as a justification for expansion. At the same time that the Nazis were demanding more space for the German people, they were demanding more German people to occupy space. Every known means to increase the birth rate, legitimate and illegitimate, was utilized. "Lebensraum" represented a vicious circle of demand from neighbors more space, and from Germans more progeny. We do not need to investigate the verity of doctrines which led to constantly expanding circles of aggression. It is the plot and the act of aggression which we charge to be crimes.

Our position is that whatever grievances a nation may have, however objectionable it finds the status quo, aggressive warfare is an illegal means for settling those grievances or for altering those conditions. It may be that the Germany of the 1920's and 1930's faced desperate problems, problems that would have warranted the boldest measures short of war. All other methods-persuasion, propaganda, economic competition, diplomacy-were open to an aggrieved country, but aggressive warfare was outlawed. These defendants did make aggressive war, a war in violation of treaties. They did attack and invade their neighbors in order to effectuate a foreign policy which they knew could not be accomplished by measures short of war. And that is as far as we accuse or propose to inquire.

個人責任の法：

憲章はまた、犯罪として定義された行為をするか、他の者たちをそうするように煽動するか、あるいはまた、他の者たち、集団または組織との、犯罪を実行する共同計画に加わるか、する者たちの側における、個人の責任をも認定している。

国際法の下で処罰されるべき犯罪としてずっと認定されてきた、海賊行為や山賊行為に対する個人の責任の原理は、古くからあって、しっかり確立されている。それが不法の戦闘行為たるものである。この個人的責務の原理は、もしも国際法が平和の維持に本当の助けを与えるべきであるならば、必要であるとともに論理的なものである。ただ国家に対してのみ効力を有する国際法は、国家を強制する最も実施可能な方法は戦争行為であるから、戦争によってのみ執行されることができる。米国の歴史によく通じている人々は、我々の憲法採択のやむにやまれぬ理由の一つが、構成員たる州に対してのみ効力を有する

同盟の法が諸州間の秩序を維持するのに効果を持たないことに気づかれた、ということであつたのを知っている。抵抗者に対する答えはただ、無気力か戦争かであつた。個人に及ぼされる処罰のみが、平和裏にかつ効果的に執行されることができる。それなるがゆえに、侵略戦争の犯罪性という原理は、本憲章によって、個人の責任の原理をもって補充されているのである。

もちろん、国家が——団体が、というのと変わらないが——犯罪を行なう、という考えは作り話である。犯罪は常に、個人たちによって行なわれるのである。それは、集団的責任を負わせるという目的にはかなり適合してはいるが、そういう法律形式主義を個人の責任免除の基礎とするようなことは、まことに我慢できない。

本憲章は、犯罪的行為をなした者は上官の命令とかその犯罪は国家の行為であつたという理論とかに逃げ場を求めてはならない、ということを確認している。この一對の原理は、一緒になって作用して、今に至るまで、平和と人類に対する実に大なる犯罪に関わつた、ほとんどすべての人間の責任免除という結果をもたらしてきた。地位の低い者たちは上官の命令ということによって責任から守られていた。上官たちは彼らの命令が国家の行為と称されたがゆえに、守られていた。本憲章の下では、これら理論の何れに基づく弁護も目論まれることはできない。近代文明は、制限なき破壊の武器を人間の手に渡している。近代文明は、かくも広大な、法的に責任を問われない領域を、許容しておくことはできないのである。

ドイツ軍の軍律でさえ、次の如く規定している：

もしも義務の履行過程における軍事命令の執行が刑法に違反するならば、その時には、命令を出す上官がそのことに対してひとり責任を負うであろう。しかしながら、服従する下級者は、以下の場合には協力者としての罰を共有するであろう、すなわち (1) 彼が彼に与えられた命令の範囲を超えた場合、または、(2) 上官の命令が、それによって市民的・軍事的な犯罪あるいは違反を犯すことが意図されているところの行為に関わっているのを、彼が知り得ていた場合、である。(国家法律冊子、1926, No.37, P.278, Art.47)

もちろん、我々は、ひとが行為をする際の周囲の状況は行為の法的結果を判定する時に無視されるべきである、と主張するのではない。銃殺隊の徴用された兵卒は、死刑執行の適法性について査問を受けることを予期することはできない。本憲章は、ちょうど責任免除に対する常識的制限を設けると同じように、責務に対する常識的制限を含意しているのである。しかし、あなた方の前にいる、これらの者たちの誰も、小さい役割で行動したのではない。彼らの一人一人は、広い裁量権限を与えられ、大きな権力を揮つた。彼らの責任は、それに対応して大きいのであり、そして、あの「国家」という作り物の存在に転嫁されてはならない。その存在は、裁判のために提出されることもできず、証言もできず、刑に処せられることもできないのだ。

本憲章はまた、被告人が関わつた共同の計画あるいは謀略を実行するために、他の者たちによって為された犯罪行為に対する身代わり責任を認定しているが、この種の責任は、ほと

んどの近代的法体系によって認定されているものである。こういう責任のよく知られた諸原理を検討する必要もない。当検察局と連携している国々の裁判所において毎日、被告人たちが、彼ら個人として為したのではなく、不法な連合、計画あるいは謀議におけるメンバーであったことのゆえに、それに対する責任がある、と思われているところの犯罪行為で有罪宣告されている。

(原文)

The Law of Individual Responsibility:

The Charter also recognizes individual responsibility on the part of those who commit acts defined as crimes, or who incite others to do so, or who join a common plan with other persons, groups or organizations to bring about their commission. The principle of individual responsibility for piracy and brigandage, which have long been recognized as crimes punishable under international law, is old and well established. That is what illegal warfare is. This principle of personal liability is a necessary as well as logical one if international law is to render real help to the maintenance of peace. An international law which operates only on states can be enforced only by war because the most practicable method of coercing a state is warfare. Those familiar with American history know that one of the compelling reasons for adoption of our constitution was that the laws of the Confederation, which operated only on constituent states, were found ineffective to maintain order among them. The only answer to recalcitrance was impotence or war. Only sanctions which reach individuals can peacefully and effectively be enforced. Hence, the principle of the criminality of aggressive war is implemented by the Charter with the principle of personal responsibility.

Of course, the idea that a state, any more than a corporation, commits crimes, is a fiction. Crimes always are committed only by persons. While it is quite proper to employ the fiction of responsibility of a state or corporation for the purpose of imposing a collective liability, it is quite intolerable to let such a legalism become the basis of personal immunity.

The Charter recognizes that one who has committed criminal acts may not take refuge in superior orders nor in the doctrine that his crimes were acts of states. These twin principles working together have heretofore resulted in immunity for practically everyone concerned in the really great crimes against peace and mankind. Those in lower ranks were protected against liability by the orders of their superiors. The superiors were protected because their orders were called acts of state. Under the Charter, no defense based on either of these doctrines can be entertained. Modern civilization puts unlimited weapons of destruction in the hands of men. It cannot tolerate so vast an area of legal irresponsibility.

Even the German Military Code provides that:

"If the execution of a military order in the course of duty violates the criminal law, then the superior

officer giving the order will bear the sole responsibility therefor. However, the obeying subordinate will share the punishment of the participant: (1) if he has exceeded the order given to him, or (2) if it was within his knowledge that the order of his superior officer concerned an act by which it was intended to commit a civil or military crime or transgression" (Reichs-gesetzblatt, 1926 No. 37, P. 278, Art. 47)

Of course, we do not argue that the circumstances under which one commits an act should be disregarded in judging its legal effect. A conscripted private on a firing squad cannot expect to hold an inquest on the validity of the execution. The Charter implies common sense limits to liability just as it places common sense limits upon immunity. But none of these men before you acted in minor parts. Each of them was entrusted with broad discretion and exercised great power. Their responsibility is correspondingly great and may not be shifted to that fictional being, "the State", which cannot be produced for trial, cannot testify, and cannot be sentenced.

The Charter also recognizes a vicarious liability, which responsibility is recognized by most modern systems of law, for acts committed by others in carrying out a common plan or conspiracy to which a defendant has become a party. I need not discuss the familiar principles of such liability. Every day in the courts of countries associated in this prosecution, men are convicted for acts that they did not personally commit, but for which they were held responsible because of membership in illegal combinations or plans or conspiracies.

【資料 8】 ナウヨックスの宣誓供述書

<http://www.mythoselser.de/texts/naujocks-gleiwitz.htm> より私訳

私、アルフレート・ナウヨックスは、宣誓し、あらかじめ忠実を約したうえで、以下のとおり言明するものである：

1. 私は、1931年から1944年10月19日まで、SSのメンバーであり、1934年のSD創設から1941年1月まで、SDのメンバーであった。私は、1941年2月から1942年半ばまでSS武装隊のメンバーとして勤務した。その後私は、1942年9月から1944年9月まで、ベルギーの軍政部経済部局で働いた。10月19日に、私は、連合軍に投降した。

2. 1939年8月10日頃、保安警察(Sipo)および保安局(SD)の長官であるハイドリヒが、私に内密に、ポーランド国境近くのグライヴィッツのラジオ放送局襲撃を装って、あたかもポーランド軍が襲撃者であったかのように見せかけよ、との命令を下した。ハイドリヒは、「ポーランド軍による侵犯の事実に証拠が、外国の新聞とドイツの宣伝のために必要だ」と語った。私は、5人か6人の他のSD成員たちと共にグライヴィッツに行き、襲撃を企てるように、とのハイドリヒからの合言葉を受け取るのを待つよう、命じられた。私の使命は、ラジオ放送局を占領して、一人のポーランド語をしゃべるドイツ人がラジオで演説をすることが可能になるために必要な限りの時間、これを占拠し続けることであった。この、ポーランド語をしゃべるドイツ人は、私の指令下に置かれた。ハイドリヒは、演説においては、ポーランド人とドイツ人との対決の時が来たということ、およびポーランド人は力を合わせて、抵抗するドイツ人すべてを打ち倒すべきであるということ、が述べられるべきである、と語った。ハイドリヒは、その時私にまた、ドイツの対ポーランド攻撃は、ごくわずかの日のうちに起こると思う、と語った。

3. 私は、グライヴィッツに行き、そこで14日間待った。それから私は、ハイドリヒに、ベルリンに戻る許可を願ったが、しかし、グライヴィッツに留まるよう指示された。8月25日から31日までの間に、私は、近隣のオッペルンにいた、ゲシュタポ長官のハインリヒ・ミュラーを訪問した。ミュラーは、私のいるところで、メールホルンという名の男と共に、ポーランド兵によるドイツ隊攻撃を擬装する国境事件の計画を詳細に述べた。ほぼ一中隊ぐらいの数のドイツ人が、それに用いられるべきだ、ということであった。ミュラーがいうには、彼が12人か13人ほどの犯罪受刑者を確保しているので、その者たちにポーランド軍制服を着せて、死体を事件現場に残しておいて、その者たちが襲撃の経過の中で殺されたように見せよ、ということであった。この目的のために、彼らを注射で死に至らしめることが予定されていた、注射は、ハイドリヒに雇われた医師によって行なわれ、その後で、彼らにさらに銃創が加えられる、とされた。襲撃が終わった後、放送局員たちおよびその他の者

たちが、現場に連れ出され、さらにまた、警察への報告が作成される、とされた。

4. ミュラーは、私に、これらの犯罪者たちのうちの1人を、私のグライヴィッツでの活動のために、自由に使わせるよう、ハイドリヒから命令を受けている、といった。彼がこれらの犯罪者たちを呼ぶのに使った暗証語は、「缶詰」であった。

5. 私が参加したグライヴィッツの事件は、ポーランドに対するドイツ軍の攻撃の前夜に実行された。私が記憶している限りでは、戦争は、1939年9月1日に勃発した。8月31日の正午、私は、ハイドリヒから電話で、襲撃をその日の晩8時に行なうべし、との暗号の言葉を受け取った。ハイドリヒは、「この襲撃を実行するために、君は、缶詰のことでミュラーに連絡するように」といった。私はそのようにし、ミュラーに、男をラジオ放送局の付近で私に引き渡すよう、指示した。私は、この男を受け取り、放送局の入り口に横たえて置いた。彼は、生きていたが、意識はなかった。私は、彼の両眼を開けてみようとした。彼の両眼からは、彼が生きていることを確認することはできず、ただ彼の呼吸からのみ、そうすることができるだけであった。私は、銃創を見出すことはできず、ただ、彼の顔じゅうを、多くの血が塗るように覆っていた。彼は、私服を着ていた。

6. 我々は、命ぜられたとおりに、ラジオ放送局を占領し、3分か4分にわたって、緊急送信を通して演説し、数発のピストル弾を発射して、その場所を去った。

陸軍少尉マーティンの前で宣誓および署名された

*1945年11月20日、ニュルンベルクで記録された

【資料 9】ゲーリングのハイドリヒ宛手紙（「最終解決」）

大ドイツ国国家元帥
4 ヶ年計画全権委員
国家防衛大臣評議会議長

ベルリン、1941 年 7 月 日

名宛人
保安警察および SD 長官
SS 分隊指導者ハイドリヒ
ベルリン

貴下にすでに 39 年 1 月 24 日付命令で委ねた、ユダヤ人問題を国外移住ないし疎開の形で、時代の状況に適応してできるだけ好ましくある解決にもたらすという任務の補足のために、私はここに、ヨーロッパ中のドイツ影響下にある地域におけるユダヤ人問題の総合的解決のために、組織、事務、物資に関するあらゆる必要な準備を行なうことを、貴下に委任する。

この際に他の諸中央省庁部局の管轄との接触がある場合には、これら諸部局も参加させられるべきである。

私は、貴下にさらに、ユダヤ人問題の目指されている最終解決の実行のための、組織的、実務的および物資的な先行措置に関する総合的計画案を、速やかに私に提出することを委任する。

〔署名：〕ゲーリング

【資料 10】 個別判決（全文日本語訳）

<http://www.zeno.org/Geschichte/M/Der+Nürnberg+Prozeß/Hauptverhandlungen/Zweihundertachtzehnter+Tag.+Dienstag,+1.+Oktober+1946/Vormittagssitzung> より私訳

ゲーリング

ゲーリングは、4 訴因すべてについて起訴されている。挙証により、彼は、ヒトラーに次いでナチ体制の最重要人物であることが示されている。彼は、空軍の最高司令官、4 ヶ年計画の代表全権委員であり、ヒトラーに対してたいへん大きな影響力を持っていた、少なくとも、1943 年まではそうであったが、それから彼らの関係は悪化し、1945 年における彼の拘禁を以て終わった。ヒトラーは彼に、すべての重要な軍事および政治的諸問題に関して、いつも最新の情報を知らせていた、と彼は発言している。

平和に対する犯罪

1922 年、党に加入し、そして市街戦組織 SA の命令権を引き受けた時から、ゲーリングは、ヒトラーの助言者、行動力ある手下であり、ナチ運動の最初の指導者たちの一人であった。彼は、ヒトラーの政治上の代理として、国家社会主義者たちを 1933 年に権力の座に就けることに大いに寄与し、そしてこの権力を強固にし、ドイツの武装した力を拡張するという仕事を委ねられた。彼は、ゲシュタポを組織し、最初の諸強制収容所を創設して、それらを 1934 年にヒムラーに渡し、同年、レーム粛清を実行し、また、フォン・ブロムベルクとフォン・フリッチュとの排除にまで至る、汚い出来事に取り掛かった。1936 年、彼は、4 ヶ年計画の代表全権委員となり、対外的にも、現実にも、国家の経済面での独裁者となった。ミュンヘン協定の後まもなく、彼は、空軍の 5 倍拡大を準備し、軍備拡張を加速し、そこでは攻撃用兵器にとりわけ重点を置くであろう、ということを予告した。

ゲーリングは、1937 年 11 月 5 日の「ホスバツハ - 会議」に参加した、5 人の重要指導者たちのうちの一人であった、そして彼は、この判決書ですでに詳論された、その他の重要な諸会議に出席していた。オーストリア併合の際には、彼は、中心人物、首謀者でさえあった。法廷で、彼は語った：「私は、責任を 100% 自身に引き受けなくてはならない……私は、総統の異議すら乗り超えた、そしてすべてを最終的結末にもたらした」と。

ズデーテンランドの獲得に際しては、彼は、空襲——不要であることが分かったのだが——の計画を立てることによって、空軍の長官としての役割を演じ、チェコ人たちを偽りの友好の約束で油断させることによって、政治家としての役割を演じた。チェコスロヴァキア侵入、ベーメンおよびメーレン吸収の前夜、彼は、ヒトラーとハーハ大統領との会談の際に、ハーハが屈服しないならば、プラーハに爆弾を投下する、と脅した。この脅迫を、彼は自らの証言において白状した。

ゲーリングは、1939 年 5 月 23 日の首相官房における会議に出席したが、そこでヒトラーは、軍事指導者たちに、「そんなわけで、ポーランドに情けをかけることは、問題ではなくなる」と語った (L-79, US-27)、そしてまたゲーリングは、1939 年 8 月 22 日、オーバーザルツベルクで指令が与えられた時、出席してい

た。そして挙証により、彼がそれに続く外交的戦略に積極的に関与したということが、明らかになった。彼は、ヒトラーにも知らせて、スウェーデンの実業家ダーレルスを英国人たちとの仲介者として用い、ダーレルスが本法廷で述べたとおり、英国政府がポーランド保障を守るのを妨げようと試みた。

彼は、ポーランド侵攻の時およびそれに続く全侵略戦争の間、空軍を指揮した。

彼が、自ら主張するように、ノルウェーおよびソヴィエト連邦に対するヒトラーの計画に反対したのであったとしても、これをただ戦略上の理由からしたのであることは、明らかである；ひとたびヒトラーが決定を下すやいなや、彼は躊躇なくヒトラーに従った。彼の証言から、これらの意見相違は決して世界観的あるいは法的な性質のものではなかった、ということが明瞭に分かる。彼は、ノルウェー侵攻に「激怒」したが、しかしそれはただ、彼が、空軍の攻撃を準備するために十分なほど、早く知らされていなかったからにすぎない。彼は、自らが侵略を是認したことを認めた、しかもそれは、「私は、企てに対して……まったく肯定的立場をとっていた」という言葉によって、である。彼は、ユーゴスラヴィアおよびギリシアに対する軍事行動の準備と実行に、積極的に関与した、そして「マリタ」計画すなわちギリシア侵略は、周到に準備されたものであった、と証言した。彼は、ソヴィエト連邦を、「ドイツにとって脅威となっている危険」と見なしていた、しかし、侵略の直接的軍事的な必要はなかった、と語った。実際、彼が、USSR に対する侵略戦争に異論を唱えたのは、それを始める時点についてのことだけであった；戦略上の理由から、彼はそれを、英国が打ち負かされるまで延ばしたかったのである。彼は、「私の立場は、もっぱら政治的および軍事的諸理由のみによっていた」と証言した。

法廷における彼自身の自白によって、彼の占めていた地位によって、そしてまた彼の公的な意見表明によって、彼が諸侵略戦争の駆動力であり、ただヒトラーの下にだけ就く者であったということに、何らの疑いも残り得ない。彼は、ドイツの軍事的および外交的な戦争準備の計画立案者であり、主要動力であった。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

裁判の経過の中で、ゲーリングは、奴隷的労働者たちの使用に対する自分の共同責任について、多くの自白をした：

「我々がこれらの労働力を使用したのは……彼らを故国で無為に過ごさせ、それによって我々に敵対する労働と闘争とに委ねてしまうことのないように、という治安の考慮からであり、他面において、彼らは、経済戦争において我々に利益を保証するのに役立った」

それからさらにまた：

「……労働者たちも、強制的条件の下でドイツ国内に連れて来られた。それには、私は反論しなかった」これらの言葉を語った者が、4 ヶ年計画の代表全権委員であり、労働力の徴募と割り振りとを委ねられていたのである。空軍の最高司令官として、彼は、ヒムラーに、地下の諸航空機製造工場用の労働奴隷を追加要求した：

「私が強制収容所収容者たちを、空軍工業のために欲しいと求めたというのは、そのとおりであり、私の見るところでも、自明のことである」

代表全権委員として、ゲーリングは、ポーランド人労働者たちのドイツにおける取り扱いに関する指令に署名し、SD に宛てた「特別扱い」を含む諸実行規程によって、それを補った。彼は、ソヴィエトおよびフ

ランスの戦争捕虜たちを軍需工場で使用する指針を發した；彼は、ポーランド人やオランダ人たちが捕らえられたら、必要なら戦争捕虜にして労働に利用されるべきである、ということについて語った。彼は、ロシア人戦争捕虜たちが対空防御砲の砲手として利用された、ということも認めた。

代表全権委員として、ゲーリングは、征服された諸地域の掠奪における活動的な当局を代表していた。対ソヴィエト連邦戦争よりずっと前に、彼は、ソヴィエト地域の掠奪のための諸計画を作成した。ソヴィエト連邦侵攻の2ヶ月前に、ゲーリングは、ヒトラーから、この地域の経済管理の総指揮を委ねられた。ゲーリングは、この任務のための経済スタッフを任命した。大ドイツ国国家元帥としての彼について、こういわれた：「国家元帥の指令は、食糧と農業とを含む、経済のすべての領域に及んでいる」(USSR-10.) 国防軍によって印刷された、いわゆる彼の緑の地図により、「東部経済執行スタッフ」が任命された(USSR-10.) これら諸指針は、食糧の乏しい地方におけるあらゆる工業の掠奪および放棄と、ドイツ人の需要を満たすための余剰地域からの食料品の回送とを予定していた。ゲーリングは、彼の意図は誤解されたのである、と主張しているが、しかし、ロシアが征服されていたならばただちに、「我々は、無論のこと、義務に従ってロシアを我々の諸目的のために利用していたであろう」と認めている。

彼は、1941年7月16日の会議に参加した、そこでヒトラーは次のとおりに語った、すなわち、国家社会主義者たちは、占領した諸国をいつか立ち去るという意図をもってはいない、そして「あらゆる必要な措置——銃殺、強制移住等」(L-221, GB-317) が講じられるべきである、と。

ゲーリングは、ユダヤ人を迫害した、とりわけ1938年11月の暴動以後、彼が、すでに他の箇所で言及された如く、10億マルクの賠償を課したドイツ国内においてだけでなく、征服した諸国においても、であった。彼自身の当時の発言および彼の法廷証言が示しているところでは、彼の関心は、第一にまず経済的なもの——どのようにしてユダヤ人たちの財産を奪って、彼らをヨーロッパでの経済生活から追い出すことができるか、であった。これらの国々がドイツ軍の激しい攻撃を受けて陥落した時、彼は、ドイツ国の反ユダヤ人諸法律をそれらの国々にも押し及ぼした；ドイツ国法律官報1939年、1940年および1941年号は、ゲーリングが署名した、いくつかの反ユダヤ人的命令を含んでいる。ユダヤ人の絶滅は、本来的にはヒムラーの任務であったとはいえ、ゲーリングも、証人席での彼の断言にもかかわらず、参加もせず積極的でもなかった、などというようなことではまったくなかった。1941年7月31日の命令によって、彼は、ヒムラーおよびハイドリヒに、「ヨーロッパのドイツ影響下にある地域におけるユダヤ人問題の総合的解決」を成し遂げるよう指令した。(710-PS, US-509)

罪を軽減するような事情を挙げることはできない、何故なら、ゲーリングは、しばしば、否ほとんど常に、駆動力であり、ただ総統の下にだけ就く者であったからである。彼は、諸侵略戦争において指揮する人物であり、政治的と同時に軍事的な指導者であった；彼は、奴隷的労働者計画の指揮者であり、内地および外地におけるユダヤ人およびその他の諸人種に対する抑圧計画の首謀者であった。これらすべての犯罪は、彼によってあからさまに白状された。いくつかの特定の場合において、あるいは発言に矛盾が存しているかもしれない；しかし大体において、彼自身の諸自白は、彼の罪責を立証するのに、十分すぎるほど広範な効力を持っている。この罪責は、その言語道断の性質において、他に例を見ないほどのものである。この者に対して、全証拠材料において弁解の余地は見出されない。

結論

法廷は、被告人ゲーリングに、起訴状の全4訴因につき有罪の判決を下す。

ヘス

ヘスは、4訴因すべてについて起訴されている。彼は、ナチ党に1920年に加入し、1923年11月9日のミュンヘン一揆に参加した。彼は、ヒトラーと共に、1924年にランズベルク要塞に囚われていた、そしてヒトラーの個人的に最も親密な友人となった、それは、ヘスの英国飛行に至るまで持続する関係であった。1933年4月21日、彼は、総統代理に任命され、1933年12月1日、無任所国務大臣となった。彼は、1938年2月4日、秘密内閣評議会のメンバーに、1939年8月30日、国防のための大臣評議会のメンバーに任命された。1939年9月、彼は、ヒトラーにより公式に、ゲーリングに次ぐ総統後継者に定められた。1941年5月10日、彼は、ドイツからスコットランドに飛行した。

平和に対する犯罪

総統代理として、ヘスは、ナチ党における指導的人物であって、すべての党業務の処理に責任があり、ヒトラーに代わって党指導のすべての問題に関して決定を下す権利を有していた。無任所国務大臣として、彼は、さまざまな国務大臣によってなされる法律提案のそれぞれに、それが法律として発効し得る前に、同意を与える権限があった。

これらの地位において、ヘスは、戦争の諸準備に積極的な支援を与えた。1935年3月16日の一般兵役義務導入のための法律には、彼の署名がなされている。多くの講演において、彼は、幾年にもわたってヒトラーの断固たる再軍備政策を支援した。国民には、彼は、軍備のためには犠牲を払わなくてはならない、と説いた、そして「バターの代わりに大砲を」という標語を繰り返した。たしかに、ヘスが1933年から1937年までの時期に、平和への意志と国際的、経済的な協力とを表明する諸講演を行なったには違いない。しかしながら、これらの講演の含んでいる事からは何も、ヘスが被告人たちのうちの誰よりもよく、ヒトラーがどんなに固くその野心的な諸目標の実現を決心しているかを知っていた、という事実を、いくらかでも変えることができるものではない、誰も、この人物の狂信と暴虐性とを、彼ほどよく知ってはいなかったし、また、この人物が、もしも暴力が彼の諸目標の達成のための唯一の手段として残されている場合に、暴力の使用を思いとどまるというようなことが、どんなに起こりそうもないことか、彼ほどよく知ってはいなかった。

ヘスは、オーストリア、チェコスロヴァキアおよびポーランドに対するドイツの侵略の、情報に通じ、進んで協力する参加者であった。彼は、ドルフース暗殺から併合に至るまでの全期間、非法のオーストリア・ナチ党と繋がりを持ち、同党にこの期間中指示を与えていた。1938年3月12日、ドイツ軍が進駐した時、ヘスは、ウィーンにいた、そして1938年3月13日、オーストリアのドイツ国との再統合の法律に署名した。1939年6月10日の法律は、オーストリア管理における彼の協力を予定していた。1938年7月

24日、彼は、オーストリア国家社会主義者たちが4年前に企てて失敗した一揆の記念のための講演を行ない、併合へと至った歩みを称賛し、ドイツによるオーストリア占領を擁護した。

1938年夏、ヘスは、チェコスロヴァキアのズデーテンドイツ人党党首ヘンラインと積極的な繋がりがあった。1938年9月27日、ミュンヘン危機の間、彼は、カイテルと共にヒトラーの指令の実行のために手配した、その指令に基づき、ナチ党の組織は、秘密の動員諸目的のために用立てられることになっていた。

1939年4月14日、ヘスは、ドイツ国の重要な一部分となった、ズデーテンラントの政府任命のための命令に署名した、そして1939年6月10日の命令は、ズデーテンラント管理における彼の協力を予定していた。1938年11月7日、ヘスは、ヘンラインのズデーテンドイツ人党のナチ党への受け入れを実行し、そして講演を行なって、その中で、ヒトラーは、ズデーテンラントの引き受けのために必要であるならば、戦争を決心している、と強調した。

1939年8月27日、英国に対ポーランド保障を断念させるよう試みるために、ポーランド侵略が一時的に延期された時、ヘスは、公にヒトラーのポーランドへの「寛大な申し出」を称賛し、ポーランドを戦争煽動の故に、そして英国をポーランドの態度に責任あるものとして、非難した。ポーランド侵攻後、ヘスは、ダンツィヒおよび或る諸地域のドイツ国への編入とポーランド総督統治区の創設のための諸命令に署名した。

この特別の、本被告人によってヒトラーの諸侵略計画の支援のために取られた諸処置は、彼の責任の全範囲を示しているのではない。英国飛行に至るまでは、ヘスは、ヒトラーの個人的に最も親密な友人であった。両者の関係は、ヘスが諸侵略計画をその発生の時からすでに知っていたに違いない、というほどのものであった。そしてこれらの計画の実行が行動することを要求した場合にはいつでも、彼が行動した。

英国飛行の際に、ヘスは、或る種の和平提案を持って来た、それらについて彼が主張するには、ヒトラーにはそれを受け入れる用意があった、という。特徴的なのは、この飛行が、ヒトラーが1941年6月22日をソヴィエト連邦侵略の期日と定めた、その日のたった10日後に行なわれた、ということである。

彼の到着後に英国で行なわれた会見では、ヘスは、ドイツによってそれまでに行われた侵略諸行動のすべてを心から支持し、オーストリア、チェコスロヴァキア、ポーランド、ノルウェー、デンマーク、ベルギーおよびオランダに関連するドイツの行動を正当化しようと試みた。彼は、英国とフランスとを、戦争に責任があると称した。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

戦争犯罪の実行と関連する諸命令の配布への、ヘス配下の党書記局の参加を示す、証拠物件が存在している；ヘスは、たとえ彼自らは東部でなされた諸犯罪に参加していなかったとしても、それらについて知っていたであろうこと、彼は、ユダヤ人たちおよびポーランド人たちに敵対する諸法律を提案したこと、そして彼は、ポーランド人たちの或る集団にドイツ国籍を受け入れるように強制する諸命令に署名したことなど。しかしながら法廷は、ヘスに対するこの証拠物件は、これらの犯罪に対する有罪判決を根拠づけるために十分である、とは思わない。

すでに前の時点で述べられたとおり、法廷は、被告人とその状態に関する報告との詳細な医学的調査に従って、彼に対して延期することなしに審理するべきである、と決定した。それ以降、彼をもう一度調べて

くれるようにとの、さらなる申請がなされた。これらは、法廷が収容所精神科医の報告を得た後に、法廷によって拒否された。ヘスが異常な仕方で行動しているということ、記憶喪失を患っているということ、そして裁判の経過の中で彼の精神状態は悪化したということは、当たっているかもしれない。しかしながら、彼が自分に対してなされている告訴の種類を把握していないとか、自己を弁護する能力がない、といった徴候は見られない。法廷によってこの目的のために選任された弁護人は、本裁判において、よく彼の代理人を務めた。告訴を受けている諸行為がなされた時、ヘスは精神的にまったく健康だったわけではない、との推測には理由がない。

結論

法廷は、被告人ヘスに、訴因 1 および 2 については有罪、そして訴因 3 および 4 については無罪の判決を下す。

リップントロプ

リップントロプは、4 訴因すべてについて起訴されている。ナチ党には、彼は、1932 年に加入した。1933 年、すでに彼はヒトラーの対外政治助言者とされ、同年には対外政治におけるナチ党の代表者となった。1934 年、彼は、軍備縮小問題の代表に任命され、1935 年には、特任大使となって、その資格において 1935 年に英独艦船協定を、また 1936 年に反コミンテルン条約を締結した。1936 年 8 月 11 日、彼は、駐英国大使に任命された。1938 年 2 月 4 日、彼は、フォン・フリッチュおよびフォン・ブロムベルクの解任の後に続いた全般的人事異動の過程で、フォン・ノイラートの後任として国家外務大臣となった。

平和に対する犯罪

1937 年 11 月 5 日に行なわれた「ホスバッハ - 会談」に、リップントロプは、参加していなかった、しかしながら彼は、1938 年 1 月 2 日、まだ駐英国大使であった間に、ヒトラーに具申書を送り、その中で、東方の現状の、ドイツの目的に適った変更は、ただ武力によってのみ実行され得る、との意見を表明し、また、英国とフランスとに、そのような変更を惹き起すためにヨーロッパで行なわれている戦争に口出しをさせないようにするための、措置を提案した。リップントロプが外務大臣になった時、ヒトラーは彼に、ドイツはなお 4 つの問題すなわちオーストリア、ズデーテンラント、メーメル、ダンツィヒを解決しなくてはならない、ということを手細かに説明し、またそれらを「何らかの最終的対決」あるいは「軍事的処理」によって解決する可能性に言及した。

1938 年 2 月 12 日、リップントロプは、ヒトラーとシュシュニックとの会談に出席していた、その会談の席でヒトラーは、侵略の脅しによってシュシュニックに、オーストリアにおけるナチスの強力化に役立つであろう、いくつかのことの容認を強制した、その中には、ザイス - インクヴァルトの、警察統制権を持つ保安および内務の大臣への任命も含まれていた。オーストリア占領そのものが実行された時、リップン

トロブはロンドンにいた；ゲーリングによって与えられた情報に基づいて、彼は、英国政府に、ドイツはオーストリアに最後通牒を突きつけたのではなく、内乱を防止するためにオーストリアに介入しただけである、と伝えた。1938年3月13日、リッベントロブは、オーストリアのドイツ国への合併に関する法律に署名した。

リッベントロブは、チェコスロヴァキアに対する諸侵略計画に参加した。1938年3月から、彼は、ズデーテンドイツ人党と密接な接触を持ち、同党に諸指示を与えた、それらの指示は、ドイツによってチェコスロヴァキアに対して計画された侵略の口実として役立つと思われた、ズデーテンドイツ人問題が、ずっと緊急事であり続けるような効果を発揮した。1938年8月、彼は、チェコスロヴァキアに対する戦争になった場合の、ハンガリー支援を保証することを目的とする、話し合いに参加した。ミュンヘン協定の後も、彼は、チェコスロヴァキアの残り部分の占領を目的とする、外交的圧力を加え続けた。スロヴァキア人たちを、独立宣言するよう説得することに、彼は、ひそかに関与していた。彼は、3月14日から15日にかけての話し合いに出席していた、その席でヒトラーは、侵略の脅しによって大統領ハーハに、ドイツ軍によるチェコスロヴァキアの占領に同意するよう、強制した。ドイツ軍の進駐後、リッベントロブは、バーメン・メーレン保護領を設置する法律に署名した。

リッベントロブは、ポーランド侵略へと至る外交上の出来事において、とりわけ重要な役割を演じた。彼は、1939年8月12日に行なわれた、侵略が全般的ヨーロッパ戦争にまで至るとする場合のために、イタリアの支援を得るという目的に役立つ、話し合いに参加した。リッベントロブは、ダンツィヒおよびポーランド回廊に関わるドイツの要求について、1939年8月25日から30日までの期間、英国大使と話したが、この時彼は、ポーランド侵略のためのドイツの諸計画は、英国人たちの心を彼らがポーランド人たちに与えた保障を断念するよう動かすことを試みるために、ただ一時的に延ばされたにすぎない、ということを知っていた。これらの話し合いを彼が行なった仕方から明らかに認識される場所では、彼はこの時善意で、ポーランドとドイツとの間に存在する諸困難の解決に達することを試みようとしていたのではなかった。

リッベントロブは、前もって、ノルウェー、デンマークへの侵略およびオランダ、ベルギーへの侵略について知らされていた、そして彼は、外務省の公式な覚え書きを準備した、それらの覚え書きは、これらの侵略行動を正当化しようとする試みであった。

リッベントロブは、ヒトラーとムッソリーニが提案されたギリシア侵略について相談した、1941年1月20日の話し合い、およびヒトラーがフォン・アントネスキュから、ドイツ軍をこの侵略のためにルーマニアに進駐させる許可を得た、1941年1月の会議に、出席していた。1941年3月25日、ユーゴスラヴィアが枢軸の三国同盟に与した時、リッベントロブは、ユーゴスラヴィアに、ドイツはユーゴスラヴィアの主権と領土の不可侵性を尊重するであろう、と確約していた。1941年3月27日、彼は、ユーゴスラヴィアのクーデターの後に行なわれた話し合いに出席していたが、そこではヒトラーによって公表された、ユーゴスラヴィアを滅ぼすという目的のための諸計画が作成された。

1941年5月、リッベントロブは、USSR 侵略へのルーマニアの参加を主題とする、ヒトラーとアントネスキュとの話し合いに出席していた。そのうえ彼は、ローゼンベルクと、ソヴィエト地域の政治的な搾取の

ための暫定的諸計画に関して協議した、そして1941年7月、戦争勃発後に、彼は日本に、ソヴィエト連邦を侵略するように、切に説いて勧めた。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

リップントロブは、1944年6月6日の、低空飛行で攻撃を行なった連合軍の飛行士たちをリンチする規準となる計画に着手することを決定した、話し合いに参加した。1944年12月、リップントロブは、戦争捕虜となっているフランス人将校たちの一人を殺害するための諸計画について知らされた、そして彼は、協力者たちに、利益代理国（Schutzmacht）による計画の発見が妨げられるような仕方では詳細を練り上げるよう、指令した。リップントロブはまた、占領諸国および枢軸の追従諸国に関する行動の故に、戦争犯罪および人道に対する犯罪に責任がある。デンマークおよびヴィシー・フランスにおける最上級のドイツ高官は、外務省の代表者であった、それ故リップントロブは、これらの国々の占領の際に現実化された、全般にわたる政治的および経済的諸方法に責任がある。彼はイタリア人たちに、ユーゴスラヴィアおよびギリシアにおいて仮借ない占領政策を用いるよう、切に説き勧めた。

彼は、ヒトラーのユダヤ人問題「最終解決」で、重要な役割を演じた。1942年9月に、彼は、いくつかの枢軸追従国において信任状を与えられた外交代表者たちに、東方へのユダヤ人たちの移送を加速するように命令した。1942年6月に、駐ヴィシーのドイツ大使は、ラヴァルに、50,000人のユダヤ人の、東方への移送のための引き渡しを求めた。1943年2月25日、リップントロブは、ムッソリーニに、フランスのイタリア占領区域からのユダヤ人たちの移送における、イタリア人たちの緩慢さに関して、苦情をいった。1943年4月17日、彼は、ヒトラーとホルティとの、ハンガリーからのユダヤ人たちの移送に関する話し合いに参加し、ホルティに告げて、「ユダヤ人たちは、絶滅させられるか、強制収容所に入れられるか、いずれかでなくてはならない」といった。この話し合いの経過の中で、ヒトラーは、ユダヤ人を結核菌に譬え、彼らは労働しないならば、銃殺されるべきだと、宣言したのであった。

リップントロブの、自分への告発に対する弁護は、以下のとおりである、すなわち、ヒトラーがすべての重要な決定を自ら下していた、そして自分は、ヒトラーのきわめて大いなる賛美者、きわめて忠実なる信奉者であったから、ヒトラーの繰り返しなされた平和願望の確言、あるいはヒトラーによって侵略諸行動の説明のために挙げられた諸理由を、決して疑うことがなかったのである、という。法廷は、この説明を真実であるとは思わない。リップントロブは、オーストリア占領からソヴィエト連邦侵略にまで至る、ナチスのすべての侵略行動に参加した。彼個人としては、これらの行動の軍事的側面よりも外交的側面の方に多く関わっていたとしても、彼の外交活動は、戦争ときわめて密接に結びついていたので、ヒトラーの諸行為の攻撃的な性格が、彼に知られないままであることはできなかった。ドイツが違法な侵略によって支配権を獲得した諸地域の管理においてもまた、リップントロブは、犯罪的諸計画の実行を、とりわけあのユダヤ人根絶のための計画の実行を支援した。そのうえ、国家社会主義のすべての指導的教義とリップントロブとの完全な一致を示す、十分すぎるほどの証拠物件が存在する、そして、そのことは、平和に対する犯罪、戦争犯罪および人道に対する犯罪を為した時の、ヒトラーおよび他の被告人たちとの彼の協働が、留保無しのものであったということを証明している。リップントロブは、ヒトラーの政策および諸計画が彼自身のものと一致していたが故に、ヒトラーに、かくも喜んで最後まで仕えたのである。

結論

それ故法廷は、リップントロブは4 訴因すべてについて有罪である、との判決を下す。

カイテル

カイテルは、4 訴因すべてについて起訴されている。1935 年から 1938 年 2 月 4 日まで、彼は、当時の軍事大臣フォン・ブロムベルクの参謀長であった；上記の期日に、ヒトラーは、国防軍に対する最高司令権を引き受け、カイテルを国防軍最高司令部の長官に任命した。しかしながらカイテルは、最高司令官に直接に近づくことのできる国防軍三部門に対して、命令権を所有してはいなかった。OKW は、実際には、ヒトラーの軍事参謀部であった。

平和に対する犯罪

カイテルおよび他の 2 名の大將が、1938 年 2 月のシュシュニックとの話し合いに参加した。彼らの居ることが「軍事的示威」であったということを、彼は認めた；しかし彼は、ちょうど 1 週間前に OKW 長官に任命されたばかりであったから、何故相談に引き入れられたのか知らなかった、ということである。その後、ヒトラーとカイテルは、虚偽の噂、ラジオ放送および軍の訓練によって、オーストリアに対して圧力を加え続けた。カイテルは、軍事のおよびその他の措置の手配をした、そしてヨードルは、彼の日記に書き留めた：「効果は迅速かつ強力である」と。

シュシュニックが国民投票を公示すると、カイテルは、その夜、ヒトラーおよび将軍たちに報告し、ヒトラーは、カイテルによって署名された「オットー作戦」の命令を発した。

1938 年 4 月 21 日、ヒトラーとカイテルは、ひょっとして起こり得る「突発事件」——例えばプラハにおけるドイツ公使の殺害——の、チェコスロヴァキア侵略開始のための利用を考慮した。カイテルは、「緑作戦」に関する、多くの命令や報告書に署名した、その中には 5 月 30 日の命令もあり、それは次のとおり、ヒトラーの言明を含んでいた：「チェコスロヴァキアを近い将来に軍事行動によって粉砕することは、私の変わることのない決心である」。(388-PS, US-26) ミュンヘン以後、カイテルは、ヒトラーのチェコスロヴァキア侵略の命令に署名し、かつそれに 2 つの補則を与えた。2 番目の補則には、他世界の侵略は「戦争の企てのようにではなく、純然たる平和をもたらす活動のように見えるべきである」(C-138, US-105) と書かれていた。OKW 長官は、ハーハの屈服に終わった、ヒトラーとハーハとの諸交渉に出席していた。カイテルは、1939 年 5 月 23 日、ヒトラーが「ポーランドを、最初の適切な機会に侵略する」(L-79, US-27) 決心を公表した時、居合わせた。当時彼はすでに、「白作戦」の行軍計画表を OKW に 5 月 1 日までに提出するように国防軍に求める命令に署名していた。

1939 年 12 月 12 日、彼は、ヒトラー、ヨードル、レーダーと、ノルウェーおよびデンマーク侵略について話し合った。1940 年 1 月 27 日の命令によって、ノルウェー関連の諸計画は、カイテルの「直接的かつ個

人的な指揮」(C-63, GB-67)の下に置かれた。ヒトラーは、1939年5月23日に、ベルギーとオランダの中立を尊重しないことを宣言していた、そしてカイテルは、これに相応した1939年11月20日および11月28日の侵略のための諸命令に署名した。これらの侵略行為を17回にわたって、1940年春まで延ばした諸命令は、すべてカイテルあるいはヨードルによって署名されていた。

対ギリシア、ユーゴスラヴィアの最終的諸計画の起案は、1940年11月に始められていた。1941年3月18日、カイテルは、ヒトラーがレーダーに、ギリシアの完全な占領は統制の前提条件である、というのを聞いた、そして同様にまた、3月27日に、ヒトラーが「情け容赦のない苛酷さを以て」(1746-PS, GB-120)のユーゴスラヴィア壊滅を命ずるのを聞いた。

カイテルは、ソヴィエト連邦侵略には軍事的な諸理由から、そしてまた、それが不可侵条約違反であるが故に、反対したのである、と証言した。しかしそれにもかかわらず、彼は、ヒトラーによって1940年12月18日に署名された「バルバロッサ作戦」に署名し、1941年2月3日のOKWのヒトラーとの話し合いに出席していた。3月13日のカイテルの補則は、軍事的将校たちと政治的将校たちとの間の関係を取り決めていた。1941年6月6日、彼は、侵略のための行軍計画表を発表し、そして6月14日、将軍たちが侵攻前の最終的報告をした話し合いに、出席していた。彼は、ヨードルとヴァーリモントとを、ローゼンベルクのところにおける、東部地域に関係するすべての業務についてのOKW代表に任命した。6月16日、彼は、陸軍全部隊に、ゲーリングによっていわゆる「緑作戦」において発せられた、ロシア諸地域からの食物および原料産物の搾取のための経済的諸指針を実行するよう、命令した。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

1942年8月4日、カイテルは、落下傘降下兵はSDに引き渡されるべきであるという、命令を発した。10月18日、ヒトラーは、司令官命令を発し、それはいくつかの場合において実行された。連合国軍のノルマンディ上陸後、カイテルは、命令を確認し、それを後にはパルチザンと一緒に戦っている連合国の派遣軍団にまで押し広げた。その命令が法律的に許容されると思っただけでなかったことを、彼は認めているが、しかし、ヒトラーを思いとどまらせることはできなかった、と主張している。

OKWが1941年9月8日、ソヴィエト兵戦争捕虜に対するきわめて厳しい規定を発した時、カナリスはカイテルに、国際法によればSDはそれに関わることがあってはならない、と書いて送った。この上申書の上には——カイテルの筆跡で9月23日と日付が記され、彼の署名が入れられて——以下のような所見が見出される:「これらの疑念は、騎士的精神に則った戦争についての軍人的な見解に発している!ここでは、一つの世界観の絶滅をめぐる戦われている。それ故私は、その措置を是認し、庇護するのである」(EC-338, USSR-350)カイテルの証言によれば、彼は実際にはカナリスと見解を同じくし、ヒトラーとそれに関して言い争ったが、しかし無駄であった。OKW長官は、ローゼンベルク出動隊と、占領諸地域における文化財の掠奪のために協働するよう、軍当局に命令した。

ラーフェンが証言したところでは、カイテルは彼に、1939年9月12日、ヒトラーの指令本部の列車内で、ポーランド人知識階層、ポーランド人貴族およびユダヤ人たちは、絶滅させられるべきである、と語った。10月20日、ヒトラーはカイテルに語って、知識人たちは支配的階級を形づくることを阻まれ、生活水準は低いままにとどまり、そしてポーランド人たちはただ労働力の源泉としてのみ用いられることになるで

あろう、と述べた。カイテルは、このラフーゼンとの会話を覚えていないが、しかし、そのような政策が事実上存在していたということ、そして彼はこれに関してヒトラーに抗議したが成果がなかった、ということを知っている。

1941年9月16日、カイテルは命令して、東部における兵士たちへの襲撃は、ドイツ人兵士1名に対して50名から100名の共産主義者たちを殺すということによって、阻止されるべきである、といい、東部では人間の生命は何の価値も持たない、というコメントをもつけた。10月1日、彼は軍指揮官たちに、常に人質を用意して、兵士たちが襲撃された時にはそれを処刑できるようにしておくことを命令した。ノルウェーの国家特別委員テルボーヴェンがヒトラーに、労働者の親族にサボタージュ行為に対する責任を負わせるというカイテルの提案は、銃殺命令が許容される場合にのみ成果を上げることができる、と書き送ってきた時、カイテルは、この書簡の上に「然り、それが最善である」(870-PS, GB-307)と書いて返した。

1941年5月12日、ソヴィエト連邦侵略の5週間前に、OKWは、ヒトラーに、政治委員たちは国防軍によって片づけられるべきである、とのOKH命令を出すように迫った。この命令は、前線の司令官たちに伝えられた、ということを知り、カイテルは認めた。そして5月13日、カイテルは、軍に対する犯罪行為の疑いがある市民は裁判手続きなしに銃殺されるべきである、市民に対する犯罪行為の故のドイツ人兵士の刑事訴追は不要である、とする命令に署名した。7月27日、この命令の全冊子は、命令により破棄されたが、命令がその効力を失うことはなかった。その4日前、彼は、法律的処罰は不十分であり、軍はテロ方法を用いねばならない、とする別の命令に署名していた。

1941年12月7日、——すでに本判決書で論じられたとおり——カイテルの署名の入った、いわゆる「夜と霧」命令が、占領諸地域では、占領軍に対する反抗の犯罪行為で告訴された市民は、死刑判決が予想され得る場合にのみ、判決を下されるべきである、ということを知り、他の場合には、彼らは、ドイツに送られるために、ゲシュタポに引き渡されるべきなのであった。

カイテルは、ロシア兵戦争捕虜たちはドイツの軍需産業で用いられるべきである、ということを知り、命じた。

1942年9月8日、彼は、フランス、オランダおよびベルギーの市民たちは大西洋壘壁構築の労働をするべきである、ということを知り、命じた。ヒトラーが1944年1月4日、ザウケルに、占領諸地域から400万の新たな労働力を絞り出すよう命じた時、カイテルは出席していた。

この証拠物件を目の前にして、カイテルは、これらの行為への自らの関係を否認してはいない。彼の弁護はむしろ、自分は兵士であるという事実と、「上からの命令」という原則とを拠りどころとしているが、この原則は、規約の第8条に基づき、弁解として認められないものである。

罪を軽減する事情は存しない。上からの命令は、たとえ軍人に対して与えられたものであろうとも、かくも憤激させる、そして広範に及んでいる犯罪が、意識的に、仮借なく、軍事的必要なしに、また何ら正当性の説明もなしに為された場合には、罪を軽減する事情と見なされることはできない。

結論

法廷は、被告人カイテルを、全4訴因につき有罪であるとする。

カルテンブルンナー

カルテンブルンナーは、訴因 1、3 および 4 について起訴されている。彼は、オーストリア・ナチ党および SS に、1932 年に加入した。1935 年に彼は、オーストリアにおける SS の指導者となった。併合後、彼は、オーストリアの公共保安國務次官に任命された、そして 1941 年におけるこの役職廃止の際に、彼は上級の SS および警察指導者となった。

1943 年 1 月 30 日、彼は保安警察および SD の長官、国家保安本部 (RSHA) 長官に任命された、それはハイドリヒが 1942 年 6 月に殺害されるまで占めていた職である。彼は、SS の上級分隊長の地位を有していた。

平和に対する犯罪

オーストリアにおける SS の指導者として、カルテンブルンナーは、シュシュニック政府に対するナチの陰謀に参加していた。1938 年 3 月 11 日夜、ゲーリングがオーストリアの国家社会主義者たちに、オーストリア政府の支配権を奪取するよう命令した後、500 名のオーストリア SS 隊員たちが、カルテンブルンナーの指揮で、連邦首相府を包囲した、そして彼の副官の命令下にある特殊部隊が、連邦首相府に迫っていた、その一方で、ザイス-インクヴァルトが、大統領ミクラスと交渉していた。しかしながら、カルテンブルンナーを、或るいずれかの前線における侵略戦争の実行のための諸計画と結びつける、何らの証拠物件も存しない。オーストリア併合は、侵略行動であるとはいっても、侵略戦争として起訴状のうちにもたらされているのではない、そして、法廷の見解によれば、カルテンブルンナーに対する訴因 1 の下に提出された証拠物件によって、そのような戦争の実行のための、或る何らかの計画への彼の直接の参加は、証明されていない。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

カルテンブルンナーは、1943 年 1 月 30 日、保安警察および SD の長官、RSHA の長官になった時、ゲシュタポ、SD および刑事警察の本部を含み込む、組織の指導を引き受けた。RSHA の長官として、カルテンブルンナーは、強制収容所における保護検束および強制収容所からの釈放を命ずる権限を有していた。この種の命令は、通常は彼の署名入りで発せられた。カルテンブルンナーは、強制収容所の状況を知っていた。彼は、疑いもなく、マウトハウゼンを訪れた、そして証人たちの発言したところでは、彼は、実演の一部としての、絞首、頸部狙撃、毒ガスといった、さまざまな処刑方法による囚人たちの殺害に立ち会った。カルテンブルンナー自身、これらの収容所における囚人たちの処刑を命令した、そして彼の役所は、ヒムラーの役所から発せられた処刑命令を、収容所に伝達するのに用いられた。戦争の終結時には、カルテンブルンナーは、強制収容所収容者たちが連合諸国の軍によって解放されるのを阻止する目的で、彼らの避難のための事前措置ならびに彼らのうちの多数の者の殺害に与った。

カルテンブルンナーが RSHA の長官であった期間中、RSHA は、戦争犯罪および人道に対する犯罪の広範な計画の遂行に努めた。これらの犯罪のうちには、戦争捕虜たちの虐待および殺害がある。ゲシュタポの

統制下に活動する出動分遣隊が、ソヴィエト兵戦争捕虜たちの取り調べを実行した。ユダヤ人、政治委員およびその他その世界観に基づきナチ体制に敵対的であると考えられた者たちは、**RSHA** に通報され、**RSHA** が彼らの強制収容所への移送や彼らの殺害を指示した。カルテンブルンナーの指導体制の間に発せられた、**RSHA** の一命令が、「弾丸令 *Kugel-Erlass*」を発効させた、これに基づいて、逃げて再び捕らえられた、或る戦争捕虜たちが、マウトハウゼンに送られて、銃殺された。

カルテンブルンナーが **RSHA** の長官であった間に、ゲシュタポによって、殺害命令は、特命部隊から落下傘降下兵たちにまで拡大された。カルテンブルンナーによって署名された一命令は、警察に、降下した連合国軍飛行士たちへの襲撃に干渉しないよう、指令していた。1944 年 12 月、カルテンブルンナーは、戦争捕虜となっていたフランス人将軍たちのうちの一人の殺害に参加した。

カルテンブルンナーが **RSHA** の長官であった、その期間中に、ゲシュタポと **SD** とは、占領した諸地域において、概してカルテンブルンナーの署名が入った諸命令に基づいて、住民の殺害と虐待とを続けたが、そのために彼らの用いた諸方法のうちには、強制収容所における拷問と監禁とがあった。

ゲシュタポは、奴隷的労働者たちに厳しい労働規律が押し付けられた、ということに責任があった、そしてカルテンブルンナーは、この目的のために、いくつかの労働教育収容所を設立した。**SS** が独自の奴隷的労働計画に着手した時、ゲシュタポは、労働者たちを強制収容所に移送することによって、必要とされた労働者たちを調達する、ということのために使われた。

RSHA は、ユダヤ人たちの根絶によるユダヤ人問題の「最終解決」に際して、指導的な役割を演じた。特別な課が、**RSHA** の第 IV 部の下に、この計画の監督のために創設された。その課の指導の下に、およそ 600 万人のユダヤ人たちが殺害されたが、そのうち 200 万人が保安警察の諸出動分隊および他の諸部隊によって殺された。カルテンブルンナーは、上級 **SS** および警察指導者であったから、これらの出動分隊の活動について知らされていた、そして彼らは、カルテンブルンナーが **RSHA** の長官になった後も、その活動を続けた。

強制収容所におけるおよそ 400 万のユダヤ人たちの殺害は、すでに前述したとおりである。計画のこの部分もまた、カルテンブルンナーが **RSHA** の長官であった時、この組織の監視の下に立っていた、そして、**RSHA** から派遣された諸特別分隊が、この根絶制度に従って、ユダヤ人たちの追放移送を取り計らうために、占領諸地域やいくつかの枢軸追従国を旅して廻った。カルテンブルンナーは、これらの活動についてよく知っていた。彼によって 1944 年 6 月 30 日に書かれた書簡は、この目的のための、12,000 のユダヤ人たちのウィーンへの輸送を述べて、次のとおり命じていた、すなわち、労働することのできない者たちはすべて「特別行動」のために待機させておくべきである、と、これは殺害を意味していた。カルテンブルンナーは、この書簡にある自らの署名を否認した、同じ対応を、彼は、彼の名前がスタンプで押されているか、あるいはタイプライターで打たれている、そして僅かの場合ながら手書きで記されている、他の数多くの命令に関連しても行なっていたのである。彼の署名が、このように大きな重要性を持った事からに関して、彼自らの承認なしに、これほどしばしば現われ出るということが起こり得たなどとは、信ずることができない。

カルテンブルンナーが主張したところによれば、彼は、保安警察および **SD** 長官、**RSHA** 長官としての職務を、ヒムラーとの申し合わせに基づいて引き受けたが、その申し合わせでは、彼は自分の活動を対外国

諜報機関の業務だけに限ることが予定されていて、RSHA の活動に対する全体的責任を引き受ける必要はなかった、ということである。犯罪的計画は、彼の就任以前にすでに始まっていた；彼は、何が起こっているか、滅多に知ることはなかった、そして、もしも知らされた場合には、それを阻止するために、できる限りのことをした、と彼は主張している。彼が対外国諜報機関の業務にとりわけ関心を示した、というのは、たしかにそのとおりである。しかしながら彼は、RSHA の活動に統制権を揮った；彼は、この役所によってなされた犯罪についてよく知っていて、かつ、それらの多くに積極的に参加した。

結論

法廷は、カルテンブルンナーは訴因 1 については無罪である、との判決を下す。彼は、訴因 3 および 4 について有罪である。

ローゼンベルク

ローゼンベルクは、4 訴因すべてについて起訴されている。彼は、ナチ党に 1923 年に加入し*、1923 年 11 月 9 日のミュンヘン一揆に参加し、ヒトラーが囚われている間、禁止されたナチ党を一つにまとめておこうと努めた。彼は、公認の党哲学者であり、彼によって編集された『国民的観察者 Völkischer Beobachter』や『月刊・国家社会主義 NS-Monatsheft』および数多くの彼の著書で、ナチの教説を発展させ、広めた。彼の著書『20 世紀の神話』は、100 万より多くの部数が流布された。

*「1920 年に」が正しいと思われるが、法廷では、こう認識されていたようだ（訳者）。

1930 年に、ローゼンベルクは、国会議員に選出され、党の外務代表となった。1933 年、彼は、国家指導者、NSDAP 対外政治局（APA）長となった。1934 年 1 月、ヒトラーは、ローゼンベルクを、NSDAP の総合精神的・世界観的教育監督の全権委員に任命した。1940 年 1 月、彼は、「高級学校」すなわち国家社会主義的世界観および教育のための中央研究施設の創設のために選任された、そしてこの任務との関連で、「ローゼンベルク出動本部」を組織した。1941 年 7 月 17 日、彼は、占領東方諸地域担当国務大臣に任命された。

平和に対する犯罪

APA の指導者として、彼は、その諜報員たちが世界中のあらゆる部分でナチの陰謀を進めるところの組織を指揮した。例えば彼は、彼自身の諸報告の中で、ルーマニアの枢軸への加入は、本質的には APA の活動に原因を帰されるべきである、と主張している。APA の指導者として、彼は、ノルウェー侵略の準備と計画とにおいて、重要な役割を演じた。

レーダーと共に、ローゼンベルクは、ノルウェー侵略計画の首謀者たちのうちの一人であった。ローゼンベルクは、すでに 1939 年 6 月、彼がクィスリングと交渉していた時、ノルウェーに興味を抱き始めた。クィスリングは、ドイツと英国との間の紛争になった場合のノルウェー海岸の重要性を指摘して注意を促し、

ひょっとすると英国がノルウェーの援助を手に入れるかもしれない、という懸念を表明した。この話し合いの結果として、クィスリングには、ローゼンベルクを通して、国家社会主義者たちと親密に協力し、ナチスの政治的支援を得る、ということが可能になった。

戦争が勃発すると、クィスリングは、英国のノルウェーへの干渉という、彼の懸念を表現し始めた。ローゼンベルクは、この見解を支持して、レーダーに、クィスリングをノルウェーに対するクーデターに利用しよう、という提案を伝えた。ローゼンベルクは、1939年12月にヒトラーとクィスリングとの会談を実現させることを手伝った、その会談〔複数か単数かやや曖昧=訳者〕はノルウェー侵略の準備に繋がり、その際においてヒトラーは、クィスリングに財政的支援を与えることを約束した。これらの話し合いの後、ローゼンベルクは、ヒトラーによって、ノルウェーの政治的権取を委託された。2週間後、ノルウェーは占領され、ヒトラーはローゼンベルクに、次の如く語った、すなわち、彼は、ノルウェーを侵略するという決心を「国家指導者ローゼンベルクによって上申されたクィスリングの絶え間ない警告に基づいて抱いたのである」(004-PS, GB-140)と。

ローゼンベルクは、占領された東方諸地域における占領政策の計画と実行とに対する責任の大きな部分を負っている。彼は、すでに1941年4月2日、ヒトラーから、間近に迫るロシア侵略について知らされた、そして、喜んで「政治的助言者」としての資格で役に立ちたいと思っていることを表明した。1941年4月20日、彼は、東ヨーロッパ地域と関連する諸問題への対策本部の指導者に任命された。占領諸計画を準備する過程で、彼は、カイテル、レーダー、ゲーリング、フンク、リップントロブおよびその他の上級国家幹部たちと、数多くの話し合いを持った。1941年4月と5月に、彼は、占領東方諸地域における行政機構の設置のための指針の、いくつかの草案を練り上げた。1941年6月20日、UdSSR侵略の2日前に、彼は、協力者たちの前で、占領の諸問題および諸方法に関して講演を行なった。ローゼンベルクは、行政および占領において適用されるべき政策が討議された、1941年7月16日のヒトラー主宰の会議に出席していた。1941年7月17日、ヒトラーは、ローゼンベルクを占領東方諸地域担当大臣に任命し、彼に公式に民政に対する責任を委ねた。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

ローゼンベルクは、ヨーロッパのすべての襲われた国々における、公共および私的財産の組織的掠奪のシステムについて責任がある。1940年1月のヒトラーの「高級学校」設立の命令に基づき、彼はローゼンベルク出動本部を組織して指揮し、それは美術館や図書館を掠奪し、貴重芸術品や収集品を押収し、個人の家々から残らず奪い取った。彼自身の報告が、押収の範囲についてのイメージを与えてくれる。1941年12月にローゼンベルクの提案に基づいて着手された「M作戦 (Aktion M)」(=家具)では、西部における69,619のユダヤ人の住居——パリだけで38,000——が掠奪された。押収された家具をドイツに運ぶために、26,984台の鉄道車両が必要とされた。1944年7月14日までに、出動本部は、西部において21,903点以上の美術品——それらの中には有名な絵画や美術館所蔵品もある——を運び去ってしまった。

1941年7月17日に占領東方諸地域担当国务大臣に任命されたことによって、ローゼンベルクは、これらの地域に対する最高支配権を手に入れた。彼は、ゲルマン化政策、権取政策および奴隷的労働者政策の定式化ならびにユダヤ人およびナチ支配の敵対者たちの根絶を手伝った、そしてこれを実行する行政機構を

創設した。彼は、1941年7月16日の話し合いに参加した、そこでヒトラーは言明した、我々は「巨大なケーキを、最初に支配し、第二に管理し、第三に搾取することができるように、手頃に切り分ける」(L-221.)という課題に直面しているのである、と。

この話し合いにおいてヒトラーは、仮借ない処置が予定されていることを示唆した。次の日、ローゼンベルクは、職務を引き受けることを表明した。

ローゼンベルクは、東部の諸国民がそれらに曝されている、残忍な扱いとテロルとについてよく知っていた。彼は、ハーグの陸戦諸規則は占領東方諸地域においては適用できない、と指令で定めた。彼は、ドイツに送られる原料および食品の、東方諸地域からの強奪についてよく知っていて、積極的にこれに参加した。彼は、次のとおり言明した、すなわち、ドイツ国民の扶養が、東部に対してなされるべき要求のリストにおいて第1位を占めている、ソヴィエトの民は、そのために苦しむであろう、と。彼の指令では、ユダヤ人たちの隔離、それも最終目標としては、ゲットーへの隔離が、予定されていた。彼の部下たちは、ユダヤ人たちに対する大量殺戮を行なった、そして東部における彼の民政機構は、東部からユダヤ人を一掃することが必要である、との見解を持っていた。1941年12月、彼はヒトラーに、人質100人を銃殺する場合には、もっぱらユダヤ人たちをそれに充てることを提案した。ローゼンベルクは、東部からの労働者たちの強制移送、「徴募」の諸方法と輸送の恐怖、ならびに東部からの労働者たちがドイツ国内で経験する取り扱いについて、よく知っていた。彼は、彼の民政機構の職員たちに、ドイツ国内に送られねばならない、労働者たちの数を挙げて示していた、そしてその数は、どんな仕方においてであろうとも、達成されねばならないものであった。「干し草作戦」すなわち、40,000人から50,000人の10歳から14歳までの青年たちをドイツ国内に輸送するために捕らえることのための、1944年6月14日の命令には、彼の認可の署名が入っている。

時折ローゼンベルクは、彼の部下たちによってなされた無法行為や残忍行為に反対することがあった、とりわけコッホ*の場合がそうであった、しかし、これらの無法行為は進行し続け、彼は最後まで職にとどまっていた。

*ウクライナの国家特別委員エーリヒ・コッホ 1896-1986 のこと

結論

法廷は、ローゼンベルクを、4訴因すべてについて有罪と認めた。

フランク

フランクは、訴因1、3、4について起訴されている。フランクは、ナチ党に1927年に加入した。彼は、1930年に国会議員、1933年にバイエルン法務大臣となり、そしてこの役所が1934年に国家政府に編入された時に、無任所國務大臣となった。1933年、彼は、法律問題に関するナチ党の国家指導者に任命さ

れ、同年に、ドイツ法学会会長となった。そのうえ、フランクには、SA 上級分隊指導者の名誉位階が授与された。1942 年、彼は、ドイツにおいて通用すべき法体系に関して、ヒトラーとの一時的な論争に巻き込まれた。同年、彼は、ナチ党の国家指導者およびドイツ法学会会長を解任された。

平和に対する犯罪

証拠物件は、フランクが、侵略戦争を行なう計画と、彼に訴因 1 について有罪を宣告するに十分なほど密接に関わっていた、ということ、法廷に確信させることができなかった。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

フランクは、占領ポーランド諸地域の民政機構の長官に任命され、1939 年 10 月 12 日、占領ポーランド地域の総督の地位を得た。1939 年 10 月 3 日、彼は、彼が遂行しようとしている政策の輪郭を、次のとおり描いて示した：「ポーランドは、植民地のように扱われるべきである、ポーランド人は、大ドイツ世界国家の奴隷となるであろう」(EC-344, US-297.) 証拠物件が明らかにしたところでは、この占領政策は、国家的統一としてのポーランドの完全な破壊と、その人間的、経済的な資源の、ドイツの戦争への投入のための仮借ない搾取との上に築かれていた。あらゆる反抗は、極度の苛酷さを以て鎮圧された。警察即決裁判によって支援されるテロ支配体制が導入され、警察即決裁判は、20 人から 200 人のポーランド人グループの公開銃殺や、広く普及した人質銃殺のような処置を命じた。強制収容所制度は、総督統治区では、トレ布林カ、マイダネクの悪名高い収容所の設立によって開始された。フランクは、すでに 1940 年 2 月 6 日、彼のテロ支配体制の程度を示唆した、その時彼は、或る新聞記者に、チェコ人学生たちの処刑を公表したフォン・ノイラートの掲示に関連して、冷笑的に言明したのであった：「もしも私が、7 人のポーランド人銃殺の度毎に、ポスターを掲示させようと思えば、ポーランドの森では、そういうポスターのための紙を製造するのに、十分ではない、ということになるだろう」(2233-PS, USSR-223.)

1940 年 5 月 30 日、フランクは、警察の会議で言明した、自分は、世界の注意をポーランドから逸らすであろう、西部における攻撃を、ひょっとするとドイツのポーランド支配に反抗するかもしれない、数千のポーランド人たち——「ポーランド知識層の指導的担当者たち」(2233-PS, USSR-223.) を含む——を殺すために利用するであろう、と。この命令に従って、残酷な A・B 活動〔＝特別平和活動〕が開始され、その経過中においては、保安警察と SD とが、ただ部分的にのみ裁判手続きの諸制約に服していたにすぎない、これらの殺戮を実行した。1943 年 10 月 2 日、フランクは、命令を発した、それに従えば、総督統治区におけるドイツの建築の仕事を怠業した、あらゆる非ドイツ人は、保安警察および SD の即決裁判に引き渡され、死刑判決を下されるべきなのであった。

総督統治区に向けて出された経済的要求は、占領軍の需要をはるかに上回っていて、土地の資源とまったく釣り合っていない。ポーランドから運び去られた食品は、とても大規模にドイツに送られたので、占領諸地域の住民の配給量は、飢餓のレベルにまで抑えられ、伝染病がきわめて広く蔓延した。たしかに、収穫を取り込むために必要とされる、農業労働者たちの食糧を保障するために、いくつかの措置が講じられた；しかしながら、他の住民たちの需要は、顧慮されなかった。弁護人が挙げたとおり、或る種の困窮が、総督統治区において戦争の荒廃とそこから生ずる経済的混沌との結果として、避けられなかったとい

うのは、疑いもなくそのとおりである。しかし、困窮は、意図された経済的搾取政策によって、程度を高められたのである。

フランクは、奴隷的労働者たちのドイツへの移送を、すでに彼の行政活動の初期段階において採り入れた。1940年1月25日、彼は、100万の労働者たちをドイツへ移送するという、彼の意図を告知した、そして1940年5月10日、この分担数の徴集のために警察の手入れ隊の使用を提案した。1942年8月18日、フランクは次のとおり報告した、すなわち、彼はすでに80万の労働者たちをドイツ国のために調達した、そしてさらに加えて14万人を年末前に調達できることを期待している、と。

彼の発言の始まりの時、フランクは、自分は占領諸地域において行なわれた諸残虐行為の故に、「恐ろしい罪責を」感じている、と言明した。それにもかかわらず、彼の弁護は、大部分、以下のことどもを証明しようとする試みに、費やされていた；すなわち、自分には実際には責任がなかったこと；自分はただ必要な平和措置を命じただけであること；諸違法行為は、自分の監督下になかった警察の活動に帰されるべきであること；そして、自分は諸強制収容所における出来事については何も知らなかったこと。同様にまた、以下のことどもが挙げられた、すなわち、飢餓の困窮は戦争の諸影響および4ヵ年計画の下で遂行された政策に原因を帰されるべきであること；強制労働計画はザウツケルの指揮下にあったこと、そして、ユダヤ人の根絶は、警察とSSとによって、ヒムラー直々の命令によって取り掛かれたこと。

以下のことどもは、疑いもなく当たっている、すなわち、その故にフランクに非難が向けられているところの犯罪的計画のたいへん大きな部分が、警察によって実行されたこと、フランクがヒムラーと、警察監督に関して権限争いをしていたこと、そしてヒトラーが、これらの争いの多くに、ヒムラーの方に有利な決定を下していたこと。総督統治区においてなされた諸犯罪のうちのいくつかは、フランクの知らないうちに、そして時としては、彼の意志に反してさなされた、ということもまた、真実かもしれない。同様にまた、総督統治区において実行された犯罪的企てのうちのいくつかは、フランクが発していたのではなく、ドイツ本国に由来する諸命令に帰されるべきであった、ということも当たっているかもしれない。しかし、同様に真実であるのは、フランクが自発的で事情に通じた協力者であった、ということである、ポーランドにおけるテロルの使用においても、多数の人間の餓死をもたらす仕方での、ポーランドの経済的搾取においても、100万人を超えるポーランド人たちの、奴隷的労働者としてのドイツへの移送においても、そして少なくとも300万のユダヤ人たちの殺害を結果としてもたらした計画においても、そうであった。

結論

法廷は、フランクは起訴状の訴因1については無罪、これに反して訴因3および4については有罪である、と認識する。

フリック

フリックは、4 訴因すべてについて起訴されている。指導的なナチ専門家・官僚として知られていた彼は、ヒトラー最初の内閣において内務大臣となった。この重要な地位を、彼は、パーメン・メーレン保護領知事に任ぜられる 1943 年 8 月まで保った。内務行政の中心点における諸義務との結びつきで、彼は、プロイセンの内務大臣、選挙の全国統括部長、国家行政管理の代表全権委員、および国家防衛評議会、国家防衛のための大臣評議会、「三者会」*のメンバーとなった。いくつかのドイツ国家に組み込まれた諸州が、蹂躪された時、彼は、それらの吸収のために諸中央役所のトップに位置づけられた。

* Dreimännerkollegium=プロイセン首相、プロイセン国会議長、国家評議会議長の三者によって構成されていた、プロイセンの最高幹部会

フリックは、ナチ党に 1925 年になって初めて公式に加入したのであるが、しかし彼は、すでにそれより前、ミュンヘン一揆の期間、当時ミュンヘン警察局長の公務員であった時に、ヒトラーおよび国家社会主義の目的と盟約を結んでいた。1924 年に国会議員に選ばれた彼は、国家社会主義者国会議員団のリーダーとして、国家指導者となった。

平和に対する犯罪

熱心なナチとして、フリックは、ドイツ国民が NSDAP の完全な支配下に置かれるようになってしまったことに、大幅に責任があった。ヒトラーが国家首相になった後、新内務大臣は、時を置かずに、諸州政府を国家主権のうちに組み込むことを開始した。彼が起草し、署名し、適用した諸法律は、すべての対立政党を廃止し、あらゆる個々の抵抗を壊滅させるゲシュタポおよび諸強制収容所のために道を整えた。彼は、諸労働組合、教会、ユダヤ人たちを弾圧する立法に、大幅に責任があった。彼は、情け容赦のないエネルギーで、自分の任務を果たした。

オーストリア侵略以前は、フリックは、ただ国家の内務行政のみに従事していた。証拠物件からは、ヒトラーがその侵略意図を詳細に述べて示した話し合いの一つに、彼が参加したということは、明らかにならない。それ故に法廷は、本判決に含まれている概念規定に従って、フリックは、侵略戦争実行のための共同計画あるいは共謀の成員ではなかった、という見解をとる。

オーストリア占有の 6 ヶ月後、フリックは、1938 年 9 月 4 日の国家防衛法の諸規定に則って、国家の行政の代表全権委員となった。彼は、軍事的および経済的な利益関係を除く戦争行政に対して、ヒトラーが防衛の状況を発表しようとする場合に、責任を負った。司法、教育両省および国土計画の役所は、彼の指揮下に置かれた。委託された諸義務を果たすべく、フリックは、戦争状況に対応する行政機構を作り上げた。彼自身の陳述によれば、この機構は、ドイツが戦争政策をとることに決定した後に、実際に効力を発揮したのであった。

フリックは、1938 年 3 月 13 日、オーストリアをドイツ国と統合する法律に署名した、そして彼は、その執行を任された。オーストリアにおけるドイツ行政機構の開設のために、彼は、諸通達を発し、それによってドイツの法、ニュルンベルク諸法および兵役義務が導入された、そして彼は、ヒムラー監督下の警察による治安のために気を配った。彼はまた、それによってズデーテンラント、メーメル、ダンツィヒ、東部諸地域（西プロイセンおよびポーゼン）そしてオイペン - マルメディおよびモレスネがドイツ国に組み入れられるところの、諸法律にも署名した。彼には、これらの地域の実際の編入およびそこにおけるドイツ

行政機構の設置が、委任された。彼は、それによってベーメン・メーレン保護領が作り出されるどころの、法律に署名した。ベーメン・メーレン、総督統治区およびノルウェーの中央諸役所の指導者としての彼にとっては、これらの占領された諸地方のドイツ人公務員たちと本国の最高級の諸役所との間の密接な協力を達成することが、義務であった。彼は、すべての占領諸地域における行政機構にドイツ人公務員を置き、占領東方諸地域における公務員任命に関して、ローゼンベルクに助言した。彼は、テルボーヴェンがノルウェーの、ザイス-インクヴァルトがオランダの、それぞれ総督に任命される法律に署名した。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

常に凶暴なアンティセミティストであったフリックは、ユダヤ人をドイツの生活と経済から排除する目的を持った、数多くの法律を起草し、署名し、適用した。彼の活動は、ニュルンベルク諸法律の基礎を作り出し、そして彼は、それらの執行に働いた。彼は、ユダヤ人たちが数多くの職業を営むことができなくなるようにする禁止令および彼らの財産の没収に責任があった、彼は、1943年、東部におけるユダヤ人の大量殺戮の後に、ユダヤ人を「法律の外に」置き、ゲシュタポに引き渡す、最終的な命令に署名した。これらの法律は、「最終解決」への道を平坦にし、フリックによって、併合された諸地域および特定の占領諸地域に押し広げられた。

彼がベーメン・メーレン保護領知事であった期間に、数千人のユダヤ人たちがチェコスロヴァキアのテレージエンシュタットのゲッターからアウシュヴィッツに移送され、そこで彼らは殺害された。彼は、総督統治区におけるユダヤ人およびポーランド人に対する特別の罰則を含む命令を発した。

警察は、公式には内務大臣の管轄内に属していたが、しかしフリックは、実際にはただわずかの監督権を、ヒムラーおよび警察事項に対して揮ったにすぎなかった。しかしながら彼は、ヒムラーをドイツ警察の指導者に任命した法律や、またゲシュタポに強制収容所に関する権限を委譲し、検束拘束命令の実行を規制する諸指令書に署名した。多数の彼に向けられた苦情と証人たちの発言とに基づいて、法廷は、フリックはこれらの収容所で行なわれた諸残虐行為について知っていた、と推理する。フリックは、ヒムラーの諸方法を知っていて、特定の併合された諸地域において必要な治安措置を講ずる権限をヒムラーに与える、指令書に署名した。この「治安措置」がどんな結果になったか、ということは、すでに論じられた。

ベーメン・メーレンにおける最高の国家当局者として、フリックは、この地域における1943年8月20日以降の弾圧措置に対して、全般的に責任を負っている、例えば、住民たちをテロルの恐怖に陥れたこと、奴隷的労働および根絶目的のためのユダヤ人たちの強制収容所への移送である。保護領知事としてのフリックの諸義務は、本質的に彼の前任者のそれよりもずっと制限されたものであったということ、そして彼は、保護領において、立法権を持たず、個人としてただ限られた執行権しか持っていなかったということは、たしかにそのとおりである。それにもかかわらず、フリックは、当時用いられていたヨーロッパにおけるナチの占領諸方法、とりわけユダヤ人に対するそれらを、はっきりと認識していた、そして保護領知事の職を受けたことによって、彼は、ベーメン・メーレンにおけるこれらの方法の実行に対して責任を引き受けたのである。

ドイツ国市民権の問題は、占領諸地域においてもドイツ国内においても、彼が内務大臣であった間は、彼の権限に属していた。フリックは、ドイツ系の者たちに対する人種索引を作り出した後、ドイツ国市民権

を、諸外国の市民たちの或る特定の集団に授けた。彼は、オーストリア、ズデーテンラント、メーメル、ダンツィヒ、東方諸地域（西プロイセンおよびポーゼン）およびオイペン-マルメディとモレスネにおける、ゲルマン化に責任を負っている。これらの地域の市民たちに、彼は、ドイツの法律、ドイツの裁判、ドイツの教育、ドイツの警察および兵役義務を押し付けた。

戦争の間、フリックの権限下には民営診療所、病院、精神病院が属していたが、それらにおいては、本判決書の別の箇所では述べられている安楽死が用いられた。精神的障害者、病者、老衰者、「役立たずの穀潰し」たちが組織的に殺害されていることは、彼には知られていた。これらの殺人に対する諸抗議は、彼の許に届いていたが、しかし彼は、それらを阻止するために何もしなかった。チェコスロヴァキアの対戦争犯罪委員会の報告における見積もりによれば、275,000 の精神薄弱、老衰の人たち——彼らの福祉に、彼は責任があった——が、それらの殺人の犠牲となった。

結論

法廷は、フリックは訴因 1 については無罪である、と認識する。しかしながら彼は、訴因 2、3 および 4 については有罪である。

シュトライヒャー

シュトライヒャーは、訴因 1 および 4 について起訴されている。最初期のメンバーの一人として、彼は、1921 年にナチ党に加入し、ミュンヘン一揆に参加した。彼は、1925 年から 1940 年までフランケン人のガウ指導者であった。1933 年、彼は、国会議員に選ばれた；彼は、SA において大将の名誉位階を得ていた。彼は、ユダヤ人迫害で悪名高かった。1923 年から 1945 年まで、彼は、アンティセミティズムの週刊誌「前衛 Der Stürmer」の発行者であり、1933 年まではその主筆であった。

平和に対する犯罪

シュトライヒャーは、揺るぐことのないナチでありヒトラーおよびその本質的な政治目標の信奉者であった。彼がかつてヒトラーの助言者たちの中心的な集団の一員であったという証拠は、存しない。また彼は、その経歴の間、戦争に至った政策の立案と密接に関係していたこともない。例えば彼は、ヒトラーが配下の指導者たちに自らの決意を表明した、重要な話し合いのうちの一つにも、決して出席していたことはなかった。彼はガウ指導者であったとはいえ、彼がこれらの政治的諸計画について知っていたという、何らの証拠も存しない。法廷の見解によれば、諸侵略戦争の実行のための共謀あるいは共同計画との結びつきは——この共謀の概要が本判決書の別の箇所において描かれたようなものである限りは——、証拠物件によって裏付けられてはいない。

人道に対する犯罪

25年間のユダヤ人憎悪の講演、著作および説教の故に、シュトライヒャーは、「反ユダヤ人煽動者ナンバー1」として広範に知られていた。彼の週毎月毎に出てくる講演、論説で、彼は、ドイツ人の思考を、アンテイセミティズムの毒で汚染し、そしてドイツ国民を積極的な迫害へと煽動した。1935年に発行部数60万に達した「前衛」のどの刊も、そのようなしばしばポルノグラフィ的な、嫌悪感を催させる論説文で満たされていた。

シュトライヒャーは、1933年4月1日のユダヤ人ボイコットの指導者であった。彼は、1935年のニュルンベルク諸法を支持した。彼は、1938年8月10日のニュルンベルクのシナゴーク破壊に責任があり、そして11月10日、この時起こったユダヤ人殺戮に公に肩入れした。

しかしながら、ただドイツにおいてだけ、この被告人は、彼の教説を主張したのではなかった。すでに1938年、彼は、ユダヤ人種の根絶を要求し始めた。1938年から1941年までの「前衛」の諸刊からの、「根こそぎの」絶滅を説く、23篇のさまざまな論説文が、証拠材料として提出された。1938年9月の主論説文は、ユダヤ人をばい菌、ペスト呼ばわりし、人間ではなくて「寄生動物、敵、悪党、人類の利益のために絶やされねばならない病気伝播者」と称する、彼の教説の典型的なものであった。他の諸論説文は、ただ世界ユダヤ教が絶滅された後のみ、ユダヤ人問題は解決されたと見なされ得る、と強調し、50年後にはユダヤ人たちの墓が「ひょっとしたら、この殺人・犯罪者民族は、やはり当然の報いの終末を見出した、と告げることができるであろう」(D-810, GB-332.)と予言していた。1940年2月、シュトライヒャーは、ユダヤ人たちを、完全に根絶されねばならぬイナゴの大群に譬える、「前衛」の或る読者の手紙を公開した。それは、シュトライヒャーが何千ものドイツ人たちの思考の筋道を毒する、仕方であった、そしてこれは、ドイツ人たちがユダヤ人迫害・絶滅の国家社会主義の政策に順応するきっかけであった。1939年5月の「前衛」主論説文は、明確に彼の目標を証明している：

「ロシアのユダヤ人たちに、懲罰探検隊が派遣されなくてはならない。彼らに、あらゆる殺人者・犯罪者たちが予期しなくてはならぬのと、ちょうど同じ結末を用意する、懲罰探検隊である。死刑判決を、死刑執行を！ロシアのユダヤ人たちは、殺されねばならない。彼らは、根こそぎに絶やされねばならない」(D-811, GB-333)

戦争がその成果に満ちた初期諸段階において、ドイツ国の手にますます多くの地域を引き渡した時、シュトライヒャーは、ドイツ国民をユダヤ人に対する憎悪へと煽動する、彼の努力をなお強めた。証拠文書は、1941年8月から1944年9月までの「前衛」の26篇の論説文を含んでいる；これらのうちの12篇は、シュトライヒャー自身によって書かれており、明々白々なる表現で、絶滅と根絶とを要求している。1941年12月25日、彼は、以下のとおり書き、公刊した：

「あの、ユダヤ人の血に宿る神の呪いの増殖が、ついには終結すべきであるとするならば、それにはただ一つの道だけがある：悪魔を父とする民族の根絶である」(D-832, GB-358)

そして1944年2月には、彼は1篇の論説文を書いた：

「しかし、ユダヤ人のすることをする者は、ならず者、犯罪者である。そして、真似してユダヤ人と同じことをしようとする者は、同じ最後を、すなわち絶滅を、死を迎えて当然である」(D-788, GB-376)

占領東方諸地域におけるユダヤ人根絶を知りつつ、被告人は、殺戮プロパガンダを書き、公刊することを続けた。本法廷における証言の中で、彼は、きわめて激しく、ユダヤ人大量処刑について何らかの知識を

持っていたことを否認した。しかしながら、証拠物件は、彼が絶え間なく常に「最終解決」の進行についての情報を得ていたことを、明確に示している。彼の報道カメラマンは、1943年春、ワルシャワ・ゲッソーが破壊された、その時点で、諸ゲッソーの訪問のために派遣された。シュトライヒャーが入手して読んでいた、ユダヤ人の新聞「イスラエル週刊紙」は、各刊において、東方のユダヤ人たちに対する諸残虐行為に関する報告と、移送されて殺害されたユダヤ人たちの数に関する報告とをもたらしていた。例えば、1942年夏と秋に発刊された諸号は、ワルシャワで72,729人、ロツツで17,542人、クロアチアで18,000人、ルーマニアで125,000人、リトアニアで14,000人、ユーゴスラヴィアで85,000人、ポーランド全土で700,000人のユダヤ人たちの死亡について報告していた。1943年11月、シュトライヒャーは、「イスラエル週刊紙」から、ユダヤ人はいわばヨーロッパから消え去ってしまった、と書かれている一論説文を逐語的に引用し、それにコメントして、「これはユダヤ人の詐欺ではない」(1965-PS, GB-176)と書いた。1942年12月に、シュトライヒャーは、根絶を目的とする残虐行為についてのロンドン「タイムズ」の論説に関連して、ヒトラーはすでに、第二次世界大戦はユダヤ民族の絶滅に至るであろうから気をつけるよう警告した、と語った。1943年1月、彼は、論説文を書いて公刊したが、その中では、ヒトラーの予言は今や実現された、世界ユダヤ教は今や根絶される、そして、ヒトラーが世界をユダヤの責苦人たちから解放するのを知ることはずばらしい、といわれていた。

法廷に提出されている諸証拠を目の前にしては、シュトライヒャーにとって、以下のように主張するのは無駄なことである、すなわち、彼が支援したユダヤ人問題の解決は、最も厳しくいっても、ユダヤ人を外国人として特徴づけること、およびニュルンベルク諸法のような除外立法の発布に限定されていた、そしてもしも可能ならば、世界のどこかにおけるユダヤ人国家——そこへすべてのユダヤ人が移住することになる——の創設に関する国際協定によって補足されるべきものであった、と。

ユダヤ人たちが東方できわめて恐ろしい諸条件の下に殺害されていた時点においてなされた、シュトライヒャーの殺人と根絶への煽動は、規約において定められている如き諸戦争犯罪と結びついた、政治的、人種的な理由づけによる明確な迫害であり、人道に対する犯罪である。

結論

それ故法廷は、シュトライヒャーは訴因1については無罪、しかしながら訴因4については有罪である、と確認する。

フンク

フンクは、4訴因すべてについて起訴されている。以前は経済ジャーナリストであったフンクは、1931年にナチ党に加入した、そしてその後まもなく、ヒトラーの私的経済顧問の一人となった。1933年1月30日、彼は、国家政府の報道局長、1933年3月11日、宣伝省の政務次官補、そしてその後まもなく、新聞、映画、音楽、出版の監督のために用いられた、いくつかのナチ組織における指導的人物となった。

1938年の初め、彼は、経済大臣および戦争経済のための代表全権委員の職務を、1939年1月には国立銀行総裁の職務を引き受けた。これら三つの地位において、彼は、シャハトの後任者であった。彼は、1939年8月に国防のための大臣評議会のメンバーに、そして1943年9月には中央計画立案のメンバーに任命された。

平和に対する犯罪

侵略戦争を行なうというナチの計画が明確に定められた後、フンクは、経済の領域で積極的に活動するようになった。彼の代理人の一人が、1938年10月14日の会議に出席していた。この会議において、ゲーリングが、非常に大規模な軍備増大を予告し、そして経済大臣に、必要な外貨を獲得するため、輸出を増加させるよう指示した。1939年1月28日、フンクの部下の一人が、OKWに、兵士動員の場合に発生するであろう労働者不足の埋め合わせのための、戦争捕虜たちの利用に関する覚え書きを送った。1939年5月30日、経済省の政務次官補が、そこで戦争の資金調達のための正確な諸計画が構想されたところの、会議に出席していた。

フンクは、1939年8月25日、ヒトラーに手紙を書き、その中で、そのように世界を揺るがす諸出来事に参加できることへの感謝を表現し、「戦争資金調達」のための賃金・価格制御および国立銀行強化の、自分の諸計画が仕上げられていること、そして自分が目立たずにすべてのドイツにおいて自由になる外貨預金を通貨に換えたこと、を報告した。戦争開始後、1939年10月14日、彼は講演を行ない、4ヵ年計画に服しているドイツの経済および金融の当局は、すでに1年以上にわたって、戦争のための秘密の経済的準備をしている、と確言した。

フンクは、ソヴィエト連邦侵略に先立つ経済的計画立案に参加した。彼の代理人が、ソヴィエト地域の占領から生じてくるであろう経済的諸問題に関して、ローゼンベルクと日々話し合いを行なった。フンク自身は、USSRにおいて占領通貨として役立つ筈のルーブル紙幣の、侵略前におけるドイツでの印刷の計画に参加した。侵略以後に、彼は講演を行ない、ヨーロッパのための原料供給源として役立つ筈の「ソヴィエト連邦の巨大な諸地域」を経済的に利用し尽くすために自ら立てた諸計画を説明した。

フンクは、ナチの侵略戦争計画立案における、主要人物たちの一人ではなかった。経済面における彼の活動は、4ヵ年計画代表全権委員としての資格を有するゲーリングの指揮下にあった。しかしながら彼は、特定の侵略戦争の経済的な準備に協力した、とりわけ対ポーランドおよび対ソヴィエト連邦の侵略戦争において、そうであった；しかし彼の罪責は、十分な仕方では、起訴状の訴因2について証明されることができる。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

宣伝省政務次官補および国家文化会議所副議長としての資格で、フンクは、ユダヤ人の経済的権利はく奪の、初期のナチの計画において役割を演じた。11月ポグロム後の1938年11月12日、彼は、ゲーリングを議長としてユダヤ人問題の解決を討議しなくてはならない、話し合いに出席していた、そして彼は、すべてのユダヤ人を実業界全体から遠ざけよ、との指令を出すことを提案し、それは同日、4ヵ年計画全権委員としてのゲーリングによって公布された。たしかにフンクは、自分は11月10日の事件の突発によって

衝撃を受けた、と証言したが、しかし、11月15日には彼は演説をして、これらの突発事件を「ドイツ国民に対する犯罪的なユダヤ人の襲撃への、ドイツ国民の嫌悪の強烈な爆発」と述べた。彼は、経済界からのユダヤ人の排除は、論理的にあって、政治界からの彼らの排除の帰結である、と主張した。

1942年に、フンクは、ヒムラーと協定を結び、これに基づき国立銀行は或る特定の金、宝石、現金をSSから受け取ることになり、そして彼は、その詳細を練り上げることになっていた部下たちに、不要な質問はしないように、との指示を与えた。この協定の結果として、SSは国立銀行に、諸強制収容所で殺害された犠牲者たちから奪い取られた、個人の所有物や貴重品を引き渡した。国立銀行は、貨幣および紙幣を手元に置き、宝石、時計および個人的品々をベルリンの諸公益質店に送った。眼鏡に由来する金および金歯と充填剤とは、国立銀行の丸天井に保管された。フンクは、国立銀行がこの種の物品を得ていたことは知らなかった、と反論した。法廷の見解によれば、彼は、どんな物品が届いているのか知っていたか、あるいは、気づいていてそれに眼を閉ざしていたか、いずれかである。

経済大臣および国立銀行総裁として、フンクは、占領諸地域の経済的搾取に参加した。彼は、東方占領諸地域の油井を利用し尽すことを任務とする、大陸石油会社の社長であった。彼は、チェコスロヴァキア国立銀行の備蓄黄金の押収およびユーゴスラヴィア国立銀行の清算に責任があった。彼の代理人が、1942年6月6日、OKW宛てに、フランス占領費用基金を闇市買いのために自由に使用することを願う、覚え書きを送った。1942年8月8日の会議に彼が出席していたことによって、彼がドイツの諸占領方法を熟知していたことは、証明されている；その時ゲーリングが、いく人かのドイツ占領業務担当役人たちに向って語り、彼らの地域からの如何なる生産物が必要とされているのかを、それとなく知らせた、そして付け加えていった、「諸君がこれに関して私に、諸君のところの者たちが腹を空かさだろう、というかどうかなどは、私にとってはまったくどうでもよいことだ」と。

1943年秋には、フンクは、中央企画の一員であり、同企画はドイツの工業によって必要とされている労働者の全体数を決定した、そしてそれを供給することをザウツェルに要求した、ほとんどは占領諸地域からの移送によって、であった。フンクは、強制労働者計画のこの部分には、特に関心を抱いてはいなかったようであって、たいていは代理人をこれらの話し合いに送っていた、それは、かつてSDドイツ国内部長・出動分隊D司令官であったSS大将オーレンドルフであることが多かった。しかしながらフンクは、自分とその一員となっている機関が、奴隷的労働者たちの輸入を要求し、かつ彼らを監督下のいくつかの工場に配分しているという事実を、承知していた。

国立銀行の総裁としてもまた、フンクは、強制収容所労働力の利用に、間接的に責任があった。彼の指揮下に、国立銀行はSSに、強制収容所労働力の利用のための工場建設用に1,200万ライヒスマルクの長期貸付金を供与した。

フンクは、高い地位を占めていたという事実にもかかわらず、彼が参加したいくつかの計画において、支配的人物であったことはなかった。これが、法廷が考慮する軽減理由である。

結論

法廷は、フンクは訴因1については無罪、しかし訴因2、3および4については有罪である、と認める。

シャハト

シャハトは、起訴状の訴因 1 および 2 について起訴されている。シャハトは、1923 年から 1930 年までの期間、通貨委員および国立銀行総裁を務めた。1933 年 3 月 17 日、彼はあらためて国立銀行の総裁に任命され、1934 年 8 月には経済大臣に、1935 年 5 月には戦争経済のための代表全権委員になった。1937 年 11 月、彼は、これら 2 つの役職を辞して、無任所大臣とされた。1937 年 3 月 16 日、彼は、あらためて国立銀行総裁に 1 年任期で任命され、1938 年 3 月 9 日には 4 年任期で任命された；しかし 1939 年 1 月 20 日、解任された。無任所大臣を、彼は 1943 年 1 月 22 日に解職された。

平和に対する犯罪

シャハトは、ナチ党を、それが 1933 年 1 月 30 日に権力を獲得するより前に、積極的に支持し、ヒトラーの首相任命を後援した。その後彼は、作成されて精力的に実行された軍備拡張計画に、重要な役割を演じた、その際、国立銀行の救援金を、ドイツの軍備拡張努力のために、最大限に利用した。国立銀行は、ドイツ政府の金融代理としての伝統的資格において、長期国債を募集し、その収益は軍備拡張に利用された。彼は新たに制度を考案した、その制度の下で、「MEFO 手形」として知られている 5 年の債権が、国立銀行によって保証されていたが、しかし実際には発券銀行としてのその地位によって保証されている以外の何ものでもなく、そしてそれは短期の金融市場から多額の金を軍備拡張のために得るのに利用された。経済大臣および戦争経済のための代表全権委員として、彼は、戦争のためのドイツ経済の組織化のために活動していた。彼は、経済的動員のため、および戦争になった場合の国防軍と産業との協働のための、詳細を極めた諸計画を構想した。彼はとりわけ、原料品の不足と取り組んで、蓄えの集積のための計画と、ドイツの弱い外貨事情が外国産の軍備拡張に必要な原料品の獲得を妨げることを予防するために、外貨制御の制度とを開始した。1935 年 5 月 3 日、彼はヒトラーに、以下の内容の覚え書きを送った：「……軍備計画の実行は、速度からいっても量からいっても、ドイツ政治の課題である、したがって他のあらゆることは、それに従属させられなくてはならない」(1168-PS, US-37.)

1936 年 4 月に、原料品および外貨の管理がゲーリングに委ねられた後、シャハトは、ドイツの軍備拡張努力における中心人物としての影響力を失い始めていた。ゲーリングは、合成原料品生産の強度に拡大された計画を支持したが、これにシャハトは、そこから生ずる財政の過度の緊張がインフレーションをもたらすかもしれない、との理由によって反対したのであった。シャハトの影響力は、ゲーリングが 1936 年 10 月 18 日に、「経済全体を 4 年のうちに戦争準備のできたものにせよ」(EC-408, US-579)、との任務を受けて、4 ヵ年計画の全権に任命された時、さらに減少した。シャハトは、この計画の布告およびゲーリングのそのの指揮者への任命に反対していた、そしてヒトラーの決心が、シャハトの経済政策は、ヒトラーがとろうとしていた、思い切った軍備拡張政策のためには保守的にすぎる、という裁定を意味していたことは、明らかである。

ゲーリングの任命の後、シャハトとゲーリングはやがてたくさんの論争に巻き込まれた。これらの反目において、或る個人的な対立も作用していたのではあるが、しかしシャハトは、特定の原則的な政治問題についての見解においても、ゲーリングと相違していた。財政上の理由から、シャハトは、軍備拡張計画の制限を支持し、提案されていた生産可能性拡大の大部分に、とりわけ合成原料に関して、それらは不経済だからといって、反対した、そして政府貸付金の思い切った制限と、ドイツの外貨準備に関する控えめな政策とを強く求めた。この論争および痛烈な口論に際して、ヒトラーはシャハトを、その財政の諸方法によって諸々の計画の妨げをする、といて責め、その結果として、シャハトは、1937年9月5日、経済省から休暇をとり、1937年11月16日、経済大臣および戦争経済のための代表全権委員の地位を退いた。国立銀行総裁として、シャハトは、なお争いに巻き込まれた。その年の間中、国立銀行は、軍備拡張の資金調達のための長期国債の募集において、ドイツ政府の金融代理機関として活動し続けた。しかし1938年3月31日、シャハトは、短期の、国立銀行によって保証された債券を、軍備の課題のために募集することをやめた。国立銀行によって財政政策に対する管理をふたたび獲得しようと試みて、シャハトは、1938年末、経済大臣が大至急にと願っていた、手許の資金ではカバーできない公務員給与の支払いのための特別貸付金の供与を拒んだ。1939年1月2日、シャハトは、ヒトラーと会談し、軍備のための支出を縮小することを至急にと願った。1939年1月7日、シャハトはヒトラーに、国立銀行の部局長たちによって署名された、軍備支出の思い切った制限と補正予算とをインフレーション防止の唯一の手段として求める、報告書を提出した。1月19日、ヒトラーはシャハトを、国立銀行総裁から解任し、そして1943年1月22日には、「現在のドイツ民族の運命を賭けた戦いにおける態度全体」の故に、無任所大臣の職も解いた。1944年7月23日、シャハトは、ゲシュタポによって捕らえられ、戦争の終結まで強制収容所に閉じ込められた。

シャハトがドイツの再軍備計画の中心人物であったこと、そして彼が講じた諸措置が、とりわけナチ体制の初期においてナチ - ドイツの軍事大国としての急速な発展に責任があったことは、明確である。しかし、軍備拡張は、それ自体としては、規約によれば犯罪的ではない。もしもそれが、規約第6条に従って平和に対する犯罪であるとされるべきならば、シャハトがこの軍備拡張を、侵略戦争を行なうためのナチの計画の一部として実行したことが、示されねばならないであろう。

シャハトは主張した、自分はただ、他のヨーロッパの国々との同権の基礎の上に、尊敬される対外政策を行なう、強い独立国ドイツを築きたかったから、軍備拡張計画に参加したのだ；ナチスが侵略の諸目的のために軍備拡張をしているのに気づいた時、軍備拡張の速度を下げるよう試みた、そしてフォン・フリッチュとフォン・ブロムベルクとの退職の後には、ヒトラー排除の諸計画——最初は罷免により、後には殺害による——に参加したのである、と。

すでに1936年に、シャハトは、軍備拡張計画の制限を、財政上の諸理由から支持し始めた。もしも彼によって支援された政策が実行に移されていたならば、ドイツは、全ヨーロッパ的戦争への準備ができていなかったであろう。彼の政策への固執は、ついに、ドイツにおいて経済上の重要性を持つすべての地位からの、彼の解任という結果をもたらした。他面において、シャハトは、ドイツ財政についての、その綿密な知識によって、ヒトラーの狂気の軍備拡張の本当の意味を見抜き、かつ実践されている経済政策がただ最終目標としての戦争とのみ調和し得るものであることを認識するのに、とりわけ有利な立場にあった。

その上、シャハトは、ドイツ経済界に参加することを、そして比較的少ない程度であったにしても、ナチの初期の諸侵略のいくつかにすら参加することをも、続けたのである。オーストリア占領前に、彼は、マルクとシリングとの為替レートを定めた。オーストリア占領後、彼は、オーストリア国立銀行のドイツ国立銀行への合併を実行し、強烈に親ナチ的な演説を行なって、そこにおいては、ドイツ国立銀行は、自分に関わっている限り、常にナチ的であろう、と論じ、ヒトラーを称賛し、オーストリア占領を弁護し、その実行方法に対する抗議を嘲笑し、それから「我等の総統にジーク - ハイル三唱」で終わった。(EC-297a, US-632) 彼は、この演説は自分の当時の見解を再現していない、と主張している*。ズデーテンラント占領後、彼は、通貨交換の手はずを整え、諸地域のチェコ発券銀行のドイツ国立銀行への合併のために取り計らった。1938年11月29日、彼は演説を行なって、誇りをもってドイツの軍備の高い程度を可能にした自らの経済政策を指摘してそれに注意を向け、そして、この軍備拡張がドイツの外交政策を可能にした、と付け加えた。

*この文、実は否定辞“nicht”が二重になっているので、そのまま両方を訳すと「再現していない、と主張していない」→「再現している、と主張している」となってしまう。仕方ないので、副文中の“nicht”を虚辞と見て、「再現している、と主張していない」→「再現していない、と主張している」と解釈することにした。この部分、ひょっとするとフランス判事（ドンヌデュー・ド・ヴァブル）の書いたものが原文だったのかもしれない。

シャハトは、訴因2に従って特に挙げられている諸侵略戦争の計画立案には、関与していなかった。オーストリアおよびズデーテンラントの占領（それらは侵略戦争として起訴されてはいない）への関与は、限られたものであったから、それは、訴因1の下に挙げられた共同計画への参加と称されることはできない。彼が、この共同計画に最も親密に関与していた、ヒトラーの周りの中心的集団の一員でないことは、はっきりとした。彼は、この集団によって、あからさまな敵意をすらいだかれて、観察されていた。シュペーアの証言が示しているところでは、1944年7月23日におけるシャハトの逮捕は、爆殺への彼の関与の疑いに、と同時に、戦争前のシャハトの態度に起因すると見られるべき、彼に対するヒトラーの敵意に基づいていた。したがって、シャハトに対して挙げられる犯罪構成要件は、シャハトが実際にナチの侵略諸計画について知っていた、という想定に依存している。

このきわめて重要な問題に関して、検察局を利する証拠物件も、また弁護側を利する相当量の証拠物件も、提出された。法廷は、全証拠物件を細心の注意を払って検討し、この必要な想定は、合理的な疑いを超えて証明されたのではない、という結論に達した。

結論

法廷は、シャハトはこの起訴状に従っては無罪である、との判決を下した、そして、現法廷が休廷するやいなや、彼は廷吏によって釈放される、ということを命ずる。

デーニッツ

デーニッツは、訴因 1、2 および 3 について起訴されている。1935 年、彼は、1918 年から就役させられてきた、U ボート艦隊の指揮権を引き受け、1936 年に潜水艦軍の司令官、1940 年に副提督、1942 年に提督、そして 1943 年 1 月 30 日、ドイツ海軍最高司令官となった。1945 年 5 月 1 日、彼は、ヒトラーの後継者として国家元首になった。

平和に対する犯罪

デーニッツがドイツ潜水艦軍を構築し養成したとはいえ、証拠調べからは、彼が諸侵略戦争の実行の陰謀を打ち明けられたとか、あるいはそれらを準備して始めた、というようなことは、出て来ない。彼は、純然たる軍事的任務を実行する職業軍人であった。彼は、侵略戦争の諸計画が告知される重要な諸話し合いには出席していなかったし、また、彼がそこでなされた決定について知らされていた、という証拠は存しない。しかしながらデーニッツは、規約のいう意味に於ける諸侵略戦争を行なった。戦争が勃発するとすぐに始まった潜水艦戦争は、他の国防軍部門とまったく同列に置かれた。U ボートは当時少ししかなかったのだが、彼の数ある U ボートが、戦争のために完全に準備されていたことは、明確であった。

彼が 1943 年 1 月までは、「最高司令官」ではなかった、というのは、たしかにそのとおりである。しかしながらこの確言によって、デーニッツの地位の重要性は、過小評価されてしまう。彼は、決してたんなる軍団あるいは師団の司令官ではなかった。潜水艦軍はドイツ艦隊の主要部分であり、デーニッツはその指導者であった。外洋艦隊は、戦争の最初の数年間において、いくつかのセンセーショナルではあっても比較的小規模な攻撃を企てたが、しかし主たる損傷は、敵軍に対して、数百万トンという連合国および中立国の沈められた船のトン数が証明するとおり、ほとんどもっぱら U ボートによって与えられた。デーニッツ一人が、この戦争の指揮を委ねられていた。海軍の最高司令部は、ただ個々の水域における U ボートの数についての決定のみを、自分の権限として保持していたにすぎなかった。例えば、ノルウェー侵略との連関において、彼は 1939 年 10 月に、U ボート拠点に関する諸提案をした、だが、それらは参謀部の予備的研究にすぎなかったのだ、と彼は今主張している、そして 1940 年 3 月に、彼は、補給用 U ボートに対する諸作戦命令を発したが、それに関しては判決の別の箇所でも語られる。

ドイツの戦争実行のための彼の重要性が、この視点でも見られていたということの雄弁な証拠は、レーダーがデーニッツを後任に推薦し、そして彼がヒトラーによって 1943 年 1 月 30 日、海軍最高司令官に任命されたという事実である。ヒトラーも同様に、潜水艦戦争がドイツの海戦の最重要部分をなしていることを、知っていたのである。

1943 年 1 月以降、デーニッツは、ヒトラーによってほとんど常に助言を求められた。挙証から明らかになったところでは、彼らは戦争の経過中に、海軍の諸問題に関して、およそ 120 回の話し合いを行なったのである。

1945 年 4 月、彼自らも認めるとおり、戦いには望みがないと認識した時点においてもなお、デーニッツは、最高司令官として、海軍に戦争の続行を促した。1945 年 5 月 1 日、彼は、国家元首となり、その資格において国防軍に東方における戦争を継続するよう命令し、ついに 1945 年 5 月 9 日、降伏するに至った。デーニッツが説明したところでは、これらの命令の理由は、ドイツ人市民の避難およびドイツ軍の東方からの整然たる退却を保証する、ということに存した。

法廷の見解によれば、証拠調べから、デーニッツは諸侵略戦争の指導に積極的に参加した、ということが明らかになった。

戦争犯罪

デーニッツは、1936年の艦隊協定に違反して、無制限の潜水艦戦争を行なった罪を帰されている、同艦隊協定は、ドイツも加入していたものであり、1930年のロンドン艦隊協定に書き記された潜水艦戦争の諸規則を改めて確認したものであった。

検察代表部が申し述べたところでは、ドイツ U ボート軍は、1939年9月3日、あらゆる商船に向って、協定を嘲笑うかの如くに無視して、無制限の U ボート戦を行ない始めた、しかもそれは、敵国の船であるかそれとも中立国の船であるか、に構うことなしにであった。検察代表部がさらに申し述べたところでは、デーニッツは、戦争の全期間中、国際法およびいわれるところの連合国側のそれに対する違反への、偽りの指摘によって、これらの方法を隠蔽するよう、狡猾な仕方努力した。

デーニッツは、ドイツ海軍は常に国際法および協定を遵守した、とあくまで主張している。彼が供述したところでは、戦争の勃発した時、潜水艦戦争において基準となったのは、ほとんど一字一句、艦隊協定から引き出された、ドイツの捕獲規則であった、そして彼は、ドイツの解釈に従って、諸潜水艦に、護送船団において航行するすべての船および停止することを拒むか、あるいは潜水艦を見て無線通信を送るすべての船を、攻撃するよう命じた。その後、届けられた諸報告によって、英国の商船は無線通信による情報伝達に利用されていること、それらは武装していて潜水艦を見ると攻撃してくることを、知らされた時、彼は、諸 U ボートに 1939年10月17日、すべての敵国の船を、予期される抵抗を考慮して、警告なしに攻撃するよう、命令した。すでに 1939年9月21日、夜に英仏海峡を灯りも点けずに航行するすべての船を、中立国のものをも含めて襲撃せよ、との諸命令は授けられていた。

1939年11月24日、ドイツ国政府は、中立国船の航行に対して、以下の内容の警告を発した、すなわち、英国本島周辺およびフランス海岸沿いの水域で、U ボートと、武装して、かつその武器を使用し U ボートに激突をもするよう指示を受けている、連合国商船との間に起こった、度重なる戦闘の結果として、この水域における中立国諸船舶の安全は、もはや保障されているとは見なされ得ない、という。1940年1月1日、ドイツ潜水艦司令部は、ヒトラーの指令に基づき、U ボートに対して、合衆国が自国の船舶には航行禁止にしていた、英国本島周辺の水域において、すべてのギリシア商船を、およびブリストル海峡の封鎖区域内において、あらゆる国籍の商船を襲撃することを命じた。5日後には、さらなる命令が、U ボートに宛てて発せられ、その境界が定められていた、北海の或る水域において、「すべての船舶に対して、ただちに、全面的に武器を使用すること」(C-21, UK-53) とされた。1940年1月18日にはついに、諸潜水艦は、警告なしにすべての船舶を「機雷使用の見せかけが可能である、敵国海岸沿いの海域において……沈める」権限を与えられた。北米、イタリア、日本およびソヴィエトロシアの船舶の場合には、例外扱いが為されるべし、とされた。

戦争勃発後まもなく、英国海軍司令部は、1938年の商船隊への指示用のマニュアル本に一致して、商船を武装させ、それらを多くの場合において武装した護衛艦隊と共に航行させ、潜水艦を見つけたら位置報告を打電するよう指示を与えた、そうして商船を海軍諜報機関の警戒体制の中に組み入れた。1939年10月

1日、英国海軍司令部は、英国の商船に、もしも可能ならばUボートの横腹に突撃するよう、指令したことを発表した。

この構成要件に基づいて、法廷はデーニッツを、武装した英国商船に対する潜水艦戦争の指導に罪責ありと宣告することはできない。

しかしながら作戦水域の布告や、これらの区域を航行する中立国の商船の撃沈は、別の問題を意味している。この方法は、ドイツによって1914年から1918年の戦争において用いられ、英国によって復讐として引受けられた。1922年のワシントンの会議、1930年のロンドン艦船協定および1936年の議定書に、人々は、それらの水域に関して前の戦争で作戦行動をとったことを分かっている、同意した。しかしながら議定書は、作戦水域だからという特別扱いを認めなかった。したがって、中立国の船がこれらの水域内で見つけられた場合には、それらを警告なしに撃沈せよ、とのデーニッツの命令は、法廷の見解によれば、議定書に対する違反であった。

さらに次のとおり主張された、すなわち、ドイツUボート軍は、議定書の警告・救助の諸規定を守らなかったばかりでなく、デーニッツは意図的に、沈みつつある船の生存者たちの殺害を、敵国の者たちであるか中立国のものたちであるかにまったく関係なく、命じさせたのである、と。検察代表部は、デーニッツの2つの命令、すなわち1939年に発せられた軍令第154号および1942年のいわゆる「ラコニア」命令に関連して、広範囲にわたる証拠物件を提出した。弁護側は、これらの命令およびそれらを裏付ける証拠物件は、そのような政策を示していない、と拒否し、反対のことの証明のための広範囲にわたる材料を提出している。法廷の見解によれば、証拠調べは、デーニッツが難船の生存者たちの殺害を意図的に命令したということ、必要とされる確かさをもって説明していない。それらの命令は、たしかに曖昧であったから、きわめて強い批判を受けるに値するものではある。

証拠調べはさらに、救助諸規定が守られなかったこと、そして被告人がそれらを実行するなど命じたことを示している。弁護側は拒否して、潜水艦の安全は、海上の第一の規則として、救助作業よりもじゅうようであった、そして空軍の発展が救助作業を不可能にした、と述べている。これは当たっているかもしれない、しかしながら議定書は誤解の余地の無いものである。もしも指揮官が救助作業を実行することができないのならば、彼は、その使命に従って、商船を撃沈してはならないのであり、商船に無傷で潜望鏡を通過していくことを許すべきであろう。それ故これらの命令は、デーニッツが議定書に対する違反に責任があることを証明している。

これらの証明を考慮し、とりわけ1940年5月8日の英国海軍司令部の、スカゲラク海峡内のすべての船舶は見かけ次第沈めるべし、という内容の命令を考慮して、そしてまたアンケート用紙に対するニミッツ提督の、太平洋においては合衆国の戦争参入の最初の日から、同国により無制限のUボート戦争が実行された、との回答を考慮して、デーニッツに課せられる罰は、Uボート戦争についての国際法的諸規定に対する彼の諸違反に支えられるものではない。

デーニッツは、さらに1942年10月18日の、ヒトラーの対奇襲部隊命令*の責任を帰された。デーニッツは、Uボートの司令官であった時に、その命令を受け取り、それを知っていたことを認めたが、しかしながら責任は拒絶した。彼は、その命令は海戦活動の経過中に捕らえられた人員を除外していること、海軍

は陸上の部隊を持っていなかったこと、そしてUボートの指揮官たちは決して奇襲隊兵士たちに出くわさなかったことを強調している。

*対奇襲部隊命令 **Kommandobefehl** は、1942年10月18日、ヒトラーによって出された。内容は、連合国軍の特別奇襲部隊（英 **commandos**）に属する兵士を、捕らえ次第銃殺するかSDに引き渡すべし、とするもの。命令書はOKWにおいて12部作成され、各部に配られた。

デーニッツが海軍の最高司令官であった或る時、1943年、連合国軍の魚雷艇の乗組員がドイツ海軍の戦隊によって捕らえられた。乗組員は、所轄の提督の代理によって情報取得のために尋問され、それからその提督の命令に基づいてSDに引き渡され、その後銃殺された。デーニッツが説明したところでは、乗組員が海軍によって捕らえられたのであるならば、その処刑は対奇襲部隊命令に対する違反を意味しているが、処刑は国防軍報告においては言及されなかった、そして彼は決してその出来事について知らされたことはなかった。彼は、当該の提督は、命令の系統において、彼の下にはなく、ノルウェー占領軍隊の司令官である陸軍大将の下に立っていた、ということ指摘して注意を促した。しかしながらデーニッツは、最高司令官になった時、その命令がなおも全面的に効力を持ち続けていることを黙認していた、そしてその限りでは、彼は責任がある。

デーニッツは、1944年12月11日の会議で、「1,200人の強制収容所囚人が、追加労働力として諸造船所で雇われるであろう」（C-195, GB-211）と言明した。当時彼は、造船に関する命令権を持ってはいなかった、そして彼の主張するところでは、これはただちに、責任ある人々に造船のために何かを企ててもらえるように、会議の間にした提案であった、そして彼自身は、これらの労働力を得るために、何らの措置にも着手しなかった、なぜならこれは彼の命令権に属していなかったからである。彼は、彼らが果して雇われたかどうか知らない、と言明している。彼は、諸強制収容所について知っていた、ということ認めている。彼のような地位の者は、占領された諸国の住民たちが多数、諸強制収容所に監禁されていることを、必然的に知っていなくてはならなかった。

1945年に、ヒトラーはヨードルとデーニッツに、ジュネーブ協定の解約を通告すべきかどうかについて、意見を求めた。1945年2月20日の両軍事指導者の会談について記した覚え書きに従えば、デーニッツは、そのような措置の不利益は利益を上回るであろう、という趣旨の意見を述べた。或る将校の覚え書きから明らかになってくるデーニッツの考え方の要約は、次の命題を含んでいる：

「必要と考えられた措置を布告なしに講じて、外に対してはいずれの場合にせよ体裁を繕うのが、より良いであろう」（C-158, GB-209.）

検察代表部は、言及されている「措置」で以て意味されていたのは、協定を解約通告することなく単に破るべきだ、ということであった、とあくまで主張した。弁護側の説明するところでは、ヒトラーは協定を2つの理由から破ろうとしていた：すなわち、ドイツ軍から協定の保護を取り上げてしまい、このようにして、彼らが大集団で英米軍に降伏するのを妨げるため；そしてもう一つは、連合国軍の爆撃を理由とする連合国軍兵士戦争捕虜たちへの復讐を許可するため、であった。デーニッツの主張するところでは、彼は「措置」で以てドイツ軍に対しての、彼らが降伏することを妨げるべき懲戒措置を考えていたのであって、それは連合国軍に対する措置に関わるものではなかったし、これはただちに提案であった、そしていず

れにせよ、如何なるその種の措置も、連合国軍に対しても、ドイツ軍に対しても講じられることはなかった。しかしながら法廷は、この説明を信用しない。もちろんジュネーブ協定に、ドイツから解約通告はなされなかった。弁護側は、いくつかの宣誓口述書を提出し、それらは、捕らえられた英軍水兵たちがデーニッツの命令権下にある諸収容所において厳格に協定の諸規定に従って扱われたことを、証明するものであるとしている。法廷は、この事実を顧慮し、それを軽減のための情状と見なす。

結論

法廷は、デーニッツを、起訴状の訴因 1 については無罪、しかしながら訴因 2 および 3 については有罪と宣告する。

レーダー

レーダーは、訴因 1、2 および 3 について起訴されている。1928 年、彼は、海軍指導部の長官となり、1935 年には海軍最高司令官（OKM）となった；1939 年に、彼は、ヒトラーによって、大提督に任命された。彼は、国家防衛評議会の一員であった。1943 年 1 月 30 日、彼は、自ら願い出て、デーニッツに代わられることになり、海軍幕僚長の名誉称号を受けた。

平和に対する犯罪

彼が命令権を揮った 15 年の間に、レーダーは、ドイツ海軍を編成し、それを指揮した；彼は、1943 年における退任に至るまで、全責任を負っている。彼は、海軍がヴェルサイユ条約に違反したことを認めているが、しかし、これをするのは「あらゆる男子の当然義務」であったと、あくまで主張している、そして違反はたいていの場合些細なものであった、ドイツは当然帰されるべき能力よりも、より少しのこししかやっていたのけなかった、と主張している。これらの違反ならびに 1935 年の英独艦隊協定に対する違反は、すでに本判決書の別の箇所論じられた。

レーダーは、1937 年 6 月 24 日、フォン・ブロムベルクから、対オーストリア戦争の特別準備を求める指令を受けた。彼は、1937 年 11 月 5 日のホスバッハ会議に出席していた 5 人の指導者たちの一人であった。彼は、ヒトラーはこの会議によって、ただ陸軍をより迅速な軍備拡張へと激励したかっただけである、と主張し、自分は、オーストリアおよびチェコスロヴァキアの問題は平和的に——実際またそうなったように——解決されるであろう、と信じていた、とあくまで主張している、そして、ちょうど署名されたところであった、英国との新しい艦隊協定を指摘して注意を促している。自分には、U ボート建造の迅速化の命令は届けられなかった、それはヒトラーが戦争を計画していなかったことを意味していた、ともいう。

レーダーは、1939 年 4 月 3 日の指令を始まりとする、「緑作戦」に関する、および「白作戦」に関する諸指令を受け取った；後者〔＝白作戦に関する指令〕は海軍に、海からの介入によって陸軍を支援するよう、指

示を与えた。彼はまた、1939年5月23日の会議に出席していた、数少ない主要指導者たちの一人でもあった。さらに彼は、1939年8月22日、オーバーザルツベルクでの命令授与の時にも居合わせていた。

ノルウェー侵略の考えは、最初はヒトラーの、ではなくて、レーダーの脳内に生じた。1939年10月の諸指令から明らかに分かるとおり、ヒトラーは、スカンディナヴィアを中立に保っておくことを願ったのであるが、海軍は、当地の諸艦隊拠点の利益をすでに10月には検討していた。もともとはカールス提督が、レーダーに、ノルウェーにおける諸拠点獲得の望ましい見通しを提案したのであった。そのような諸拠点の望ましさに関する意見を求める、1939年10月3日のアンケート用紙が、海戦指導部（SKL）内に廻った。10月10日、レーダーは、この事がらをヒトラーと話し合った；彼の戦争日記の、この日の記載事項は、ヒトラーがこの事がらを検討しようと思図したことを述べている。数か月後に、ヒトラーは、レーダー、クィスリング、カイテルおよびヨードルに語り、国防軍最高司令部（OKW）は計画立案を始め、海戦指導部は、OKW参謀将校たちと協働した。レーダーは、カイテルの対ノルウェー指令を1940年1月27日に受け取り、そしてそれに続く、3月1日付ヒトラーの署名入りの指令を受け取った。

レーダーは、彼の諸行動を、それらは英国軍に先んずるための一手であった、との理由づけによって弁護している。法廷がすでに詳細にそれを取り扱って、ドイツのノルウェーおよびデンマークへの侵攻は侵略戦争行動であった、との結論に達したところの、この抗弁を、ここでなおもう一度検討することは、不要である。海軍宛ての書簡で、レーダーは次のとおり詳述した：「ノルウェー占領に際しての海軍の諸戦闘行動は、永久に、この戦争への海軍の偉大なる貢献であり続けるであろう」。

レーダーは、数えきれないほどの西部における攻撃についての延期を含む、指令を受け取った。1941年3月18日のヒトラーとの会談においては、彼は、全ギリシアの占領を迫った。彼は、このことは英国軍が上陸を行ない、ヒトラーが攻撃を命令した後になって、起こったことであるにすぎない、と主張し、そして海軍はギリシアに関心を持っていなかった、ということ指摘して注意を促している。彼はまた、ユーゴスラヴィアに関するヒトラーの指令を受け取った。

レーダーは、ヒトラーに、UdSSRに対する攻撃の企てをやめさせようと試みた。1940年9月に、彼はヒトラーに、ロシア侵略の代わりとして、地中海における侵略政策を迫った。1940年11月14日、彼は、「我等の主要な敵としての」英国に対する戦争と、潜水艦および海軍飛行機建造の続行とを迫った。ドイツ海戦指導部の記録に従えば、彼は、「英国の敗戦前におけるロシア出兵に対する重大な異論」を表明した。彼は、自分の異論は、不可侵条約違反および戦略的諸理由を拠り所としていた、と主張している。しかしながらひとたび決定が下された後には、彼は、ソヴィエト連邦侵略の6日前に、バルト海の定められた警告水域内部におけるロシア軍潜水艦に対する攻撃に同意したのであり、そして彼はこれらの措置を、これらの潜水艦はドイツの作戦を「探り出そうと」していた、との理由づけによって、弁護している。

この証拠物件は、レーダーが侵略戦争の計画と実行とに参加したことを、明確に示している。

戦争犯罪

レーダーには、公海上における戦争犯罪の罪が帰されている。武装していない英国旅客船「アテーニア（アシーニャ Athenia）号」は、1939年9月3日、アメリカへの途上で沈められた。2ヶ月後、ドイツ軍は、チャーチル氏が、アメリカのドイツに対する敵対的態度を強くするために、「アテーニア」号をわざと沈めた、

とって非難した。しかし実際には、同船は、ドイツ軍の U ボート 30 によって沈められたのであった。レーダーの主張するところでは、経験の浅い U ボート指揮官が同船を武装した商船護衛艦と取り違えて沈めたのであり、このことは U-30 が帰ってきて訂正された数週間後になってやっと知れ渡ったのであり、そしてヒトラーはそれから、海軍と外務省とに、否認し続けるよう指令したのであった。レーダーは、チャーチル氏を攻撃したプロパガンダキャンペーンについての、一切の知識を否認した。

レーダーに対する最も重い告発は、1936 年のロンドン議定書に違反して、武装していない商船、中立国船の撃沈を含む、無制限の潜水艦戦争、難船者たちの非救出および機関銃による射撃を行なったことである。法廷は、レーダーに関して、彼が退職した 1943 年 1 月 30 日までの期間について、この告発に関しては、すでに言い渡されたデーニッツの場合と同じ決定に至った。1942 年 10 月 18 日の対奇襲部隊命令は、はっきりと海戦に関連したものではなかったが、下位の海軍司令官たちに、海戦指導部によって、これは艇隊指揮官たちおよび部隊司令官たちより口頭で部下たちに伝えられるべし、との指図と共に伝達された。1942 年 12 月 10 日、ボルドーで 2 名の奇襲部隊兵士が、SD によってではなく、海軍によって処刑された。これに対する海戦指導部の説明では、これは「……総統の特別命令に適うものであろう」「……しかしながら、兵士たちは制服を着ていたので、国際法上の新事例を」(D-658, GB-229) なすものであった。レーダーは、自分がその命令を正規手続によって伝達したこと、そして自分はヒトラーに何ら異議を申し立てなかったこと、を認めている。

結論

法廷は、レーダーは訴因 1、2 および 3 について有罪である、と断言する。

フォン・シーラッハ

フォン・シーラッハは、訴因 1 および 4 について起訴されている。彼は、ナチ党および SA に、1925 年に加入した。1929 年に、彼は、国家社会主義学生連盟の指導者になった。1931 年に、彼は、ナチ党の全国青年指導者に任命され、ヒトラーユーゲントを含むすべてのナチ青年組織に対する監督権を持った。1933 年、ナチスが政府に対する支配権を獲得した後に、フォン・シーラッハは、ドイツ国青年指導者に任命された、それはもともと内務省に所属している地位であった；しかし 1936 年 12 月 1 日以降、それはドイツ国内閣の役職となった。1940 年に、フォン・シーラッハは、ヒトラーユーゲント指導者および全国青年指導者を辞職したが、しかし青年教育に対する監督権を持つ国家指導者としての地位をそのまま保ち続けた。1940 年に、彼は、ウィーンのガウ指導者、ウィーンの知事およびこの地域の国防委員に任命された。

平和に対する犯罪

ナチスによる権力奪取の後、フォン・シーラッハは、権力と公的圧力とを使って、すべてのヒトラーユーゲントと競合する青年団体を解消するか、または引き取った。1936 年 12 月 1 日のヒトラーの命令は、す

すべてのドイツ青年運動をヒトラーユーゲントに組み入れた。1940年に加入義務が公式に採り入れられた時、対象となる青年たちの97%は、すでに構成員であった。

フォン・シーラッハは、ドイツの青年を「国家社会主義の精神で」教育するために、ヒトラーユーゲントを利用し、彼らを徹底したナチ・プロパガンダの学習計画で教育した。彼はヒトラーユーゲントを、ナチ党編成のための補給源にした。1938年10月に、彼は、ヒトラーと取り決めをした、それによって、SSの要求を満たす、ヒトラーユーゲントの構成員たちは、SSの主要な補給源と見なされることになった。

フォン・シーラッハは、ヒトラーユーゲントをまた、軍隊前教育のためにも利用した。特別部隊が設けられた、それらの主要目的は、さまざまな業務部門のための専門家たちを養成することであった。1939年8月11日、彼は、カイトルと取り決めをした、それにしたがって、ヒトラーユーゲントは、その軍隊前活動を国防軍の諸要求に適合させることに同意したと表明し、国防軍は、毎年3万人のヒトラーユーゲント教育係を養成する用意があると表明した。ヒトラーユーゲントは、軍国主義精神に、とりわけ重きを置いていた、そしてその教育プログラムは、植民地再獲得の重要性、生存圏を獲得する必要性、そしてヒトラーのために死ぬという、ドイツ青年の気高い使命を強調していた。しかしながら、ヒトラーユーゲントの、戦争に似た活動にもかかわらず、フォン・シーラッハが、ヒトラーの諸侵略戦争による領土拡張の計画の仕上げに巻き込まれていたかのような、あるいは彼が、諸侵略戦争のうちのいずれか一つのものの計画立案や準備に関与していたかのような、様子は見られない。

人道に対する犯罪

1940年7月、フォン・シーラッハは、ウィーンのガウ指導者に任命された。同時に彼は、ウィーンの知事および国防委員——もともとはウィーン、上ドナウ、下ドナウのガウを包含する第17郡の、1942年11月17日以降はウィーン・ガウだけの——になった。国防委員として、彼は、民間の戦時経済に対する監督権を持った。知事として、彼は、ウィーン市の都市行政の首長であり、また内務大臣の総監督権の下で、彼に、ウィーンにおける国家政府の利益管理が委ねられた。

フォン・シーラッハは、ウィーンにおいて戦争犯罪を行なった罪を帰されているのではなく、ただ人道に対する犯罪を行なった罪だけを帰されている。すでに言及された如く、オーストリアは、共同侵略計画の遂行経過の中で占領された。それ故、その占領は、規約第6条cに従って、「法廷が管轄する犯罪」である。したがって、この占領と結びついている「殺害、根絶、奴隷化、拉致およびその他の反人道的行為」および「政治的、人種的あるいは宗教的な理由づけによる迫害」は、この条項に属する人道に対する犯罪を意味している。ウィーンのガウ指導者として、フォン・シーラッハは、1942年4月6日付のザウッケルの命令に従属し、これによってガウ指導者たちは労働動員についてのザウッケルの全権委員となり、自らのガウ内における労働力の動員と取り扱いとを監督する権限を持った。ザウッケルの指令は、強制労働者たちを、可能な限り少ない支出で、可能な限り高い業績を上げるところまで搾取する、となるような具合に、食べさせ、宿泊させ、処遇することを目指していた。

フォン・シーラッハがガウ指導者になった時、ユダヤ人移送はすでに始まっていて、ウィーンにもともといた19万人のユダヤ人のうち、ただ6万人が残っているだけであった。1940年10月2日、彼は、ヒトラーの事務所における話し合いに出席して、フランクに、ウィーンの自分のところには5万人のユダヤ人

がいたので、彼らを総督統治区で引き取ってもらわねばならない、と伝えた。1940年12月3日、フォン・シーラッハは、ランマースから書簡を受け取った、それによると、ヒトラーは、シーラッハによってなされた報告に基づいて、なおまだウィーンに残っている6万人のユダヤ人たちを、ウィーンに蔓延っている住宅不足の故に、総督統治区に移送するよう、命令したのであった。それに応じて、ユダヤ人たちのウィーンからの移送が始まり、それは1942年初秋まで続けられた。1942年9月15日、フォン・シーラッハは、演説をして、自分の行動の仕方を次のとおりの理由づけで弁護した、すなわち、自分は「ヨーロッパ文化への貢献」として「何千また何千というユダヤ人たちを東方のゲットーに」追いやったのである(3048-PS, US-274)、と。

ユダヤ人たちがウィーンから移送されている間に、役所のフォン・シーラッハの許に、公職資格における彼に宛てられ、保安警察およびSD長官の事務所から出された諸報告が到着した。これらの報告は、ユダヤ人絶滅における諸出動分隊の活動の叙述を含んでいた。これらの報告の多くは、フォン・シーラッハの主代理人によって頭文字署名されていた。1944年6月30日、フォン・シーラッハの役所はまた、カルテンブルンナーの書簡を受け取った、その中でカルテンブルンナーは彼に、重要な戦時労働用の12,000人のユダヤ人たちの輸送列車がウィーンに向っていること、すべての労働不能者は「特別活動」のために準備された状態に置かれるべきこと、を伝えていた。

法廷は、フォン・シーラッハは、たしかにウィーンからのユダヤ人たちの移送政策の主謀者ではなかったが、しかし、ウィーンのガウ指導者になった後には、この移送に参加した、との確信に到達した。ユダヤ人たちが期待することのできる最もよいことは、東方のゲットーにおける惨めな生活であろう、ということ、彼は知っていた。ユダヤ人根絶に関する報せは、彼の執務室の中に置かれてあった。

ウィーンのガウ指導者であった間、フォン・シーラッハは、青年教育の国家指導者として活動し続けた。この資格において彼は、ヒトラーユーゲントの、以下のような計画への参加について知らされた、すなわち、1944年の秋に、5万人の10歳から20歳までの間の若者たちを、ソヴィエト軍によって再征服された諸地域からドイツに移動させてきて、ドイツの工場における見習いとして、そしてまたドイツ軍の諸部隊における補助員として使う、という計画への。

1942年夏、フォン・シーラッハは、ボルマンに宛てて、彼の主張では英国軍によって計画された、ハイドリヒ殺害に対する報復措置として、英国の中心的文化施設の爆撃を実行することを勧める電報を打った。

結論

法廷は、フォン・シーラッハを、訴因1については無罪と認めた。彼は、訴因4について有罪である。

ザウツケル

ザウッケルは、起訴状の 4 訴因すべてについて起訴されている。ザウッケルは、ナチ党に 1923 年に加入し、1927 年に、テューリンゲンのガウ指導者になった；1927 年から 1933 年まで、彼は、テューリンゲン州議会の議員であり、1932 年には、テューリンゲンの知事に任命され、1933 年 5 月には、テューリンゲン内務大臣およびテューリンゲン国務省の指導者になった。彼は、SA および SS における上級分隊指導者の公式の地位を持っていた。

平和に対する犯罪

証拠物件は、ザウッケルが、法廷に訴因 1 あるいは 2 について彼に対する有罪判決を下させるほどの大きな程度において、侵略戦争実行の全般的計画に関わっていたとか、あるいは諸侵略戦争の計画立案または実行に巻き込まれていた、ということについて、法廷を確信させはしなかった。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

1942 年 3 月 21 日、ヒトラーはザウッケルを、「外国で徴募された労働者たちおよび戦争捕虜たちを含む、すべての利用可能な労働力の投入」を統一的な監督下に置く (1666-PS, US-208) 全権限を有する労働動員の代表全権委員に任命した。ザウッケルは、4 ヶ年計画の枠内で行動をとるよう指令された、そして 1942 年 3 月 27 日、4 ヶ年計画全権委員としてのゲーリングは、労働動員に関わる諸部門をザウッケルに委譲する指令を発した。1942 年 9 月 30 日、ヒトラーはザウッケルに、さまざまな占領諸地域において委員を任命し、そして 1942 年 3 月 21 日の指令の「実行のためのすべての必要措置を」とる、全権限を授けた。(1903-PS, US-206)

この指令によって得た全権限に基づいて、ザウッケルは、ドイツ国のために使用可能なすべての労働力の動員のための計画を作成した。

この動員の重要な部分は、占領諸地域の労働者供給源の組織的、強制的な搾取であった。ザウッケルは、職務に就いたわずか後に、政府機関を促して、さまざまな占領諸地域において、ドイツでの強制労働就役を採り入れる諸指令を発布させた。これらの指令に基づいて、ザウッケルの委員たちは、占領諸地域の警察当局に支援されて、ザウッケルから課せられた割り当てを満たすのに必要な労働者たちを手に入れ、彼らをドイツへ送った。彼は、いうところの、「ちょうど昔上海募集*で行なわれたような、大勢の男女の代理人」(R-124, US-179) による「任意の」募集を叙述して示した。実際に任意の募集は、慣例であるよりはむしろ例外であった、ということは、「ドイツにきた 500 万の外国人労働者のうち、自発的にやって来た者は 20 万人もいない」(R-124, US-179) という、1944 年 3 月 1 日のザウッケルの陳述によって証明されている。今彼は、この陳述は正しくない、と主張しているのであるが、しかしそれがなされた状況は、本法廷に提出された証拠物件とまったく同様に、それが基本的に正しかったということに関して、いささかの疑いも残さない。

* [語源解説] 19 世紀、米国船が上海から、多数の中国人 (清国人) を、中米海岸のグアーノ (=海鳥の糞塊) 撤去、パナマ運河開鑿や米大陸での農作業に使うために、強制徴募して米国西部や中米に運んだ。それで米国の船乗りたちが、強制徴募のことを「上海募集 Schanghaien」と呼ぶようになり、その言い方がドイツ人たちにも伝わったものであるらしい。

不幸な奴隷的労働者たちが駆り集められてドイツに輸送された仕方、および到着後彼らに何が起こったのか、ということは、すでに述べられた。ザウッケルは、計画の実行に際してのこれらの職権乱用に、自分は責任がない、と主張している。彼がいうところでは、調達されるべき労働者たちの総数は、農業および工業の要求によって決定された；労働者たちの調達は占領当局の任務であり、ドイツへの輸送はドイツ鉄道の任務であり、ドイツ内における彼らの世話は労働省、農業省、ドイツ労働戦線およびいくつかの該当工場の任務であった。彼は、自分に何らかの権力があつた限り、人道的な取り扱いをするよう、ずっと迫り続けていた、と証言した。

しかしながら、ザウッケルが奴隷的労働計画に全責任を負っていたことには、まったく疑いもない。問題になっている諸出来事の時期に、彼は、他の者たちだけの責任であつたと称している諸々の事から、監督権を揮わずにはいなかった。委員たちに労働者調達の全権を授けたのは、彼の指令であつた、そして彼は、当該の措置を監督するために、絶え間なく国外に出ていた。情け容赦のない諸方法が労働者調達のために用いられたことを、彼は承知していて、それらを、割り当てを満たすために必要であるとの理由づけを以て、活発に支援もした。

ザウッケルの諸指令はまた、彼が労働者たちのドイツへの移送、雇用主への割り当ておよび彼らの世話に責任をもつこと、そしてこれらの措置に取り組む他の役所が彼の命令下に置かれることをも、予定していた。彼は、現存している劣悪な諸条件について知らされていた。彼が残忍行為をそれ自体目的として支援したとか、例えば労働による根絶というヒムラーの計画のようなプログラムを支持した、といった如き様子は無い。彼の立場は、次のとおり、指令の中で表現されていた：

「これらの人間すべては、考えられる限りの儉約な投入量で可能な限り最大の成果を産み出せるような具合に、食事を与えられ、宿泊させられ、処遇されなくてはならない」(016-PS, US-168)

証拠物件が示すところでは、ザウッケルは、強制労働の目的のために、500 万人以上の人間の移送を要求した——彼らのうちの多くの者は恐ろしい残虐行為と苦痛とを耐え忍ばねばならなかった——計画に最上位の責任を負っていた。

結論

ザウッケルは、訴因 1 および 2 については無罪である。彼は、訴因 3 および 4 について有罪である。

ヨードル

ヨードルは、4 訴因すべてについて起訴されている。1935 年から 1938 年まで、彼は最高司令部国防科の長であった。部隊司令官としての 1 年間の後、彼は 1939 年 8 月に戻って来て、国防軍最高司令部〔=OKW〕内の国防軍指導本部長となった。被告人カイテルが彼の直接の上官であつたけれども、彼は、作戦の事から関しては直接ヒトラーに報告していた。厳密に軍事的な意味において、戦争の実際の計画立案は、ヨードルに課されていた、そして彼が、高い程度において、戦略と諸作戦の指導とに責任を負っていた。

ヨードルは、自分は服従を宣誓した軍人であって政治家ではなかった、そして作戦参謀と計画立案との仕事のために、自分には他の事からのための時間の余裕はなかった、と自己弁護している。彼は、命令や通達や書簡に署名や頭文字署名を記すことを、しばしばカイテルの不在中に、ヒトラーに代わって行った、と証言した。彼は、軍人としてヒトラーに服従しなくてはならなかった、と主張しているのであるが、彼が証言したところでは、彼はしばしば、特定の措置を先延ばしによって妨げようと試みたのであり、それはまた、例えば彼が、連合軍の「テロ飛行士」をリンチする指令を発せよという、ヒトラーの要求に抵抗した時のように、時として成功することもあった。

平和に対する犯罪

ヨードルの日記 (1780-PS) の 1938 年 2 月 13 日と 14 日の記載事項が示すところでは、ヒトラーは、彼とカイテルとに、シュシュニックとの会談の間の軍事的措置の見せかけによって始まった、オーストリアに対する軍事的圧力をさらに保ち続けるよう命令した、そしてこれらの措置は目標を達成したのである。シュシュニックの国民投票を「許さない」ために、ヨードルは、「古い企画」すなわち既存の作戦計画を、会議に持ち出した。彼の日記が 3 月 10 日に記すところでは、ヒトラーはそこで「オットー作戦」の準備を命じた、そして命令はヨードルによって頭文字署名された。3 月 11 日、ヨードルは、追加命令を発し、同日にヒトラーの侵略命令に頭文字署名した。

チェコスロヴァキア侵略の計画立案では、ヨードルは、シュメントの記録に従うならば、たいへん熱心に活動した。彼は、同記録の第 14、17、24、36 および 37 点に頭文字署名をした。ヨードルは、OKW と、ドイツ軍の介入に結びつく「突発事件」は、遅くとも「X マイナス 1 デー」すなわち侵略前日の 14 時には起こらなくてはならない、ということ都合意していた、と認めている、そしてそれ [=ドイツ軍介入] は定められた時刻に飛行に好適な天候の下で行なわれなくてはならなかった、と彼は詳述した。ヨードルは、プロパガンダ専門家たちと、「ごく間近に迫っている共通の課題」に関して協議した、それらは例えば、国際法に対するドイツ軍の違反、敵国によるその利用、そしてヨードルが「とりわけ重要性を持つ」と見なした「課題」である、ドイツ軍による反駁であった。

ミュンヘン後に、ヨードルは書いた：

「チェコスロヴァキアは、強国としては片づいた……総統の天才と、世界戦争をさえも恐れない、彼の決然たる態度とが、またもや、武力行使を必要とすることなしに、勝利を獲得した。不信の者たち、弱い者たち、そして疑い深い者たちが改心させられる、そしてすでに改心させられた、という希望が、存し続ける」

(1780-PS, S. 140.) ズデーテンラント占領のわずか後に、ヨードルは、駐屯軍の司令官に任命され、1939 年 8 月末になってはじめて、国防軍最高司令部 (OKW) の国防軍指導本部長となった。

ヨードルは、ノルウェー侵略について、ヒトラー、カイテルおよびレーダーと、1939 年 12 月 12 日に話合った；彼の日記は、これより後の日々の、この侵略の準備の時の彼の活動に関する記載を、たくさん含んでいる。ヨードルは、ヒトラーが今なお「口実」を探し求めている、という彼のコメントを、ヒトラーは英国の諸計画に関しての信ずるに足る情報を期待していたのだ、ということによって説明している、そして侵略を、これらの諸計画に先手を打つために必要な措置として、弁護している。彼の証言が示すところ

では、1939年10月から、ヒトラーは、ベルギーを通過しての西方侵略を計画したが、しかし11月半ばまでは、起こり得るオランダ侵攻に関しては判断を下しかねていた。1940年2月6日、ヨードル、彼の代理人ヴァーリモントおよび空軍作戦計画立案専門担当官のイェシヨネクは、ベルギーの中立を保証しながらのノルウェー、デンマーク、オランダ侵略の「新構想」(1809-PS)について話し合った。西方の侵略を、天候諸条件を含めたさまざまな理由から1940年5月まで延期した、17の命令のうちの多くは、ヨードルによって署名された。

彼はまた、ギリシア、ユーゴスラヴィアに対する計画立案にも活動していた。アルバニアに介入せよとの、1941年1月11日のヒトラーの命令は、ヨードルの頭文字署名がなされていた。侵略4ヵ月前の1月20日、ヒトラーは、ヨードルも出席しているドイツおよびイタリアの将軍たちの集会で、ルーマニアにいるドイツ集結軍は対ギリシアに投入されることになる、と声明した。ヨードルは、3月18日、ヒトラーがリーダーに、何らかの和解が達成され得るよりも前に、全ギリシアが占領されなくてはならぬ、と声明した時、その場に居合わせた。3月27日、ヒトラーがドイツ軍最高司令部に、ユーゴスラヴィアの破壊は「情け容赦のない厳しさ」で達成されるべきである、と声明し、そしてベルグラード爆撃の決定が何らの宣戦布告もなしに下された時にも、彼はまたその場に居合わせた。

ヨードルは、ヒトラーはロシアからの攻撃を恐れた、それ故に彼から最初に攻撃したのだ、と証言した。この準備は、侵略のほぼ1年前に始まった。ヨードルは、ヴァーリモントにすでに1940年7月29日、ヒトラーがすでに攻撃を決心したから、というわけで、諸計画を準備するよう命令した；そしてヒトラーは、後にヴァーリモントに、1940年8月に攻撃することを計画していたが、しかし軍事的諸理由から攻撃を延期した、と語った。ヨードルは、口頭で命じられた諸準備は続行されるべし、との1940年11月12日のヒトラーの指令に頭文字署名し、12月18日には、彼はまた、「バルバロッサ作戦」にも頭文字署名した。1941年2月3日、ヒトラー、ヨードル、カイテルは、侵略について話し合った、そしてヨードルは、6月14日、「バルバロッサ作戦」に関する最終的な報告が届いた時、そこに居合わせたのである。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

1942年10月18日、ヒトラーは、対奇襲部隊命令を、そして1日後には、司令権を有する将校たちだけに宛てた、追加の声明を発した。添え状は、ヨードルによって署名された。この命令の原草案は、ヨードルの参謀部によって、彼の承知の下に作成された。ヨードルの証言したところでは、彼は、道徳的および法的な諸理由から、強くそれに対して反対の態度をとったが、しかしその伝達を拒否することはできなかった。彼はあくまでも、自分は命令の苛酷さを、実行の場面で和らげようと試み、命令が実行されなかった場合には、ヒトラーにそれを伝えなかった、と主張している。彼は、ノルマンディ上陸の後に命令の繰り返しをした1944年6月25日の国防軍最高司令部(OKW)の通達に、頭文字署名した。

ソヴィエト政治委員たち殺害の計画は、「バルバロッサ作戦」の指令の中に含まれていた。彼らが裁判手続きなしに殺害されるべきか否かの決定は、将校によって下されるべし、とされた。ヨードルの手書きを含む草案では、これは報復措置として取り扱われる、ということが提案されている、そして彼の証言したところでは、これは、その計画を回避しようとする、彼の試みであった。

ヒトラーが1945年にジュネーブ協定の解約通告を検討した時、ヨードルは、そのような措置の不利益は利

益よりも大きい、という見解を支持した。2月21日、彼はヒトラーに、この協定を固守することは、戦争を行なうのに妨げになるような作用を及ぼすものではない、といい、例として、報復措置としての英国病院船の撃沈——それはその後、錯誤であったとされた——を挙げた。彼が述べたところでは、彼は、この見地がヒトラーの考量するであろう唯一の見地であったから、これを支持したのであり、道徳的あるいは法的な諸理由は効果がなかった、そして彼は、自分はこの仕方、ヒトラーの協定解約通告を妨げたのだ、という立場に立っている。

ヨードルが強制労働計画に関わっていたとする手掛かりは、ほとんどない、そして彼は、自分の任務——戦略的計画立案——に集中していたように見える。しかしながら彼は、1943年12月7日のガウ指導者たちに向けての演説の中で、大西洋防壁構築の仕事が仕上げられるよう押し通すために、「非情な力と決意とを以て」デンマーク、フランスおよびオランダで措置をとることは、必要なことである、と語った。(L-172, US-34.)

1944年10月28日、ヨードルは、北部ノルウェーの住民たちがロシア軍に助力できないようにするために、すべての人間の北部ノルウェーからの移送と彼らの家々の焼き払いとを、テレタイプによって命令した。ヨードルの説明するところでは、彼はそれに反対であったが、しかしヒトラーはそれを命じた、そして命令は完全には実行されなかった、という。ノルウェー政府の或る文書は、そのような移送が事実北部ノルウェーにおいて行なわれたということ、そして3万の家屋が損壊されたということ、を語っている。

1941年10月7日、ヨードルは、ヒトラーはレニングラードまたはモスクワの明け渡し申し出を受け入れることはなく、それどころか両都市が完全に破壊されることをあくまで主張する、と書かれた命令に署名した。彼の説明するところでは、このことは、これらの都市がちょうどキエフのように、ロシア人たちによって爆破工作されることを、ドイツ軍が恐れたから、行なわれたのだという。明け渡しは、決して申し出られることはなかった。彼の弁護は、要するに「上からの命令」の説から構成されているが、それは規約第8条によって、弁護理由から排除されるものである。酌量軽減の情状は存在しない。この種の諸犯罪への参加は、未だかつて一人の軍人に要求されたことがなかった、だから彼は今、見せかけの軍人的服従の陰に、それを是が非でもこれらの犯罪に対する言い訳として、隠れることはできない。

結論

法廷は、ヨードルを、4訴因すべてについて有罪と認めた。

フォン・パーペン

フォン・パーペンは、訴因1および2について起訴されている。彼は、1932年6月1日、国家首相に任命された、そして1932年12月2日、フォン・シュライヒャーが彼の後任となった。ヒトラーの政府においては、フォン・パーペンは、1933年1月30日、副首相となり、1933年11月13日、ザール地方の全権委員となった。1934年7月26日、彼は駐ウィーン大使に任命され、そして1938年2月4日、召還された。

1939年4月29日、彼は駐トルコ大使となった。トルコが1944年8月にドイツとの外交関係を断った時に、彼はドイツに戻って来た。

平和に対する犯罪

フォン・パーペンは、1932年と1933年との期間、ヒトラーの連立政権形成を支援しようと一生懸命努力した、そして彼は、1933年1月30日における、ヒトラーの首相への任命に協力した。その政府の副首相として、彼は、1933年におけるナチ統制の強化に参加した。しかしながら1934年6月16日、フォン・パーペンは、マールブルクで講演し、報道と教会との自由を抑圧するナチの試みと闘うとともに、恐怖支配の存在と、「活力と野蛮とを」取り違えている「150%ナチたち」のことを指摘して注意を促した。1934年6月30日、いわゆるレーム肅清活動に伴って起こった諸暴力行為の経過の中で、フォン・パーペンは、SSによって拘留され、彼の事務スタッフは逮捕され、彼のマールブルク講演の原稿仕上げを手伝った者を含めた、彼の協力者2人が殺害された。フォン・パーペンは、1934年7月3日、釈放された。

彼の協力者たちの殺害にもかかわらず、フォン・パーペンは、1934年7月26日すなわちドルフース暗殺の次の日に、駐オーストリア大使の職を引き受けた。彼の任命は、ヒトラーの手紙で告知され、その中で彼は、両国の関係を「正常で友好的な道筋に」導くよう指令され、かつヒトラーの「完全かつ無制限な信頼」を約束された。オーストリア大使として、フォン・パーペンは、併合を実現させることを目的として、オーストリアにおけるナチ党の地位を強化するために、熱心に努力した。1935年初め、彼は、ベルリンでの会合に出席した、そこでは、オーストリアの国内の事からへのドイツの干渉であるかの印象を与えるかもしれない、あらゆることを避ける、という政策が決定された。それにもかかわらず彼は指示して、月々20万マルクが「オーストリアで迫害を耐え忍んでいる国家社会主義者たち」に送金されるようにさせた。1935年5月17日、彼はヒトラーに、オーストリア・ナチスの指導者であったレオポルト大尉との話し合いの結果について報告し、ヒトラーに、オーストリアの国家的独立を承認する声明を出すよう、強く説き勧めたが、その際彼は、その結果として、シュシュニツのキリスト教社会派とオーストリア・ナチスとによる、シュターレンベルクに反対する連立政権の形成が可能になる、と予想した。1935年7月27日、フォン・パーペンは、ヒトラーに、オーストリアとドイツとの併合は外的圧力によってではなく、ただ国家社会主義運動の強力さによってのみ、実現され得る、と報告した。彼は、オーストリア・ナチ党がその性格を変えて、中央集権的に指導されたドイツ国家の党として、すべての国家主義的ドイツ人の集合地点となるべきだ、との考えを擁護した。

フォン・パーペンは、時折行なわれたナチスの政治的示威活動に、ひそかに関与していて、ナチスのプロパガンダ活動を支援し、オーストリアの軍事的防衛に関する通常の報告と共に、ナチ党の活動に関する詳細な報告を届けた。彼のオーストリア政策は、1936年7月11日の協定をもたらした、それは見かけ上は、ドイツとオーストリアとの間の「正常で友好的な形」の関係を回復させたものであったが、しかしながら秘密付帯事項を有しており、その中には、オーストリア・ナチスの者たちの特赦、ナチの諸新聞に対する検閲の廃止、ナチス政治活動の再許容、親ナチ的な者たちのシュシュニツ内閣への任用が、予定されていた。

この協定に署名した後、フォン・パーペンは、辞任を申し出たが、しかしそれは受け入れられなかった。それにより彼は、ナチスをシュシュニックの内閣に押し込み、かつ彼らに、オーストリア唯一の合法政党である祖国戦線のうちにおける重要な地位を手に入れさせるために、オーストリア政府を絶え間ない圧力の下に置く、ということに着手することになった。1936年9月1日、フォン・パーペンは、ヒトラーに手紙を書き、オーストリア保安省内のナチ敵対者たちがオーストリア政府へのナチスの浸透を押し止め、「体制変換の方に向けてゆっくりと強められた圧力」を用いることを推奨した、ということについて、彼に知らせた。

1938年2月4日、フォン・パーペンは、オーストリア大使職からの召還を通知された、そしてそれは、フォン・フリッツェ、フォン・ブロムベルクおよびフォン・ノイラートが罷免されたのと同じ時であった。彼はヒトラーに、自分の解職を残念に思う、自分は1937年11月からシュシュニックにヒトラーとの話し合いを行なうようにさせようと努めていたからであり、シュシュニックもこれに対し、そうしようという気持ちを表現していたからである、といった。ヒトラーの指示に従って、フォン・パーペンは、それからすぐオーストリアに戻って、話し合いを準備し、それは1938年2月12日、ベルヒテスガーデンで行なわれた。フォン・パーペンは、この会議場までシュシュニックに付き添い、最後にシュシュニックに、ヒトラーの要求に従うように、と助言した。1938年3月10日、ヒトラーは、フォン・パーペンがベルリンに戻ってくることを命令した。フォン・パーペンは、3月11日、オーストリア占領が指令された時に、首相官邸にいた。フォン・パーペンがオーストリアの暴力的占領を支持したということが、そこから明らかになるような証拠物件は、提出されなかった、そして彼は、ヒトラーにこの措置を思いとどまらせるよう、強く助言した、と証言した。

オーストリア併合の後、フォン・パーペンは、私生活に引っ込んだ、そして、彼が政治に何らかの関与をしたという証拠はない。1939年4月、彼は駐トルコ大使の職を引き受けた、しかし、この地位における活動が彼を犯罪に巻き込んだという証拠は、示されなかった。

証拠物件によれば、駐オーストリア大使としてのフォン・パーペンの主目標が、併合を惹き起こさんがために、シュシュニックの体制の土台を掘り崩し、オーストリア・ナチスを強化することにあった、ということには、疑問の余地がない。この計画を実行するために、彼は、陰謀を巡らすとともに威嚇をも用いた。しかしながら規約は、政治道徳に対するそのような諸違反を、どんなに嫌悪すべきことではあっても、犯罪的とは称していない。規約に従えば、フォン・パーペンは、彼が侵略戦争の計画立案に参加したという場合にのみ、有罪と認められることができる。そこにあつてはオーストリア占領がさらなる諸侵略行動の方に向つての一ステップを意味しているところの、それら諸計画に、彼が参加したとか、あるいはさらに、オーストリアを必要なら侵略戦争によってでも占領するという諸計画に、彼が関与していたとかいう証拠は、存在しない。しかし、これが彼の活動の目標であったということは、あらゆる合理的な疑いを超えて確定しているわけではないから、法廷は、彼が訴因1において示された共同計画に、あるいは訴因2において示された諸侵略戦争の計画立案に関与していたということを、決定することができない。

結論

それ故法廷は、フォン・パーペンはこの起訴状に従っては無罪である、との判決を下した、そして、現法廷が休廷するやいなや、彼は廷吏によって釈放される、ということ命ずる。

ザイス - インクヴァルト

ザイス - インクヴァルトは、4 訴因すべてについて起訴されている。オーストリアの弁護士であったザイス - インクヴァルトは、ドイツの圧力によって、1937 年 5 月、オーストリア国家参議に任命された。彼は、1931 年以来オーストリア・ナチ党と接触していたが、しばしば党と面倒を起こし、1938 年 3 月 13 日にやっと党員になった。彼は、ヒトラーが 1938 年 2 月 12 日のベルヒテスガーデン会談でシュシュニックに押し付けた、諸条件のうちの一つに従って、オーストリアの保安および内務大臣に任命された。

オーストリアでの活動

ザイス - インクヴァルトは、ドイツ軍によるオーストリア占領に先行する、ナチの陰謀の最終段階に参加した、そしてドイツ軍の侵入威嚇の圧力の下に、オーストリア首相に任命された。

1938 年 3 月 12 日、ザイス - インクヴァルトは、ヒトラーにリンツで会って、挨拶のスピーチを行ない、ドイツ軍に歓迎の意を表し、ドイツとオーストリアとの再統合に大いに肩入れをした。3 月 13 日、彼は、オーストリアがドイツの一部になるという法律の承認を取り付けて、オーストリア大統領ミクラスを交代させた、ミクラスが、この法律に署名するよりはむしろ辞任する、といったからである。3 月 15 日、ザイス - インクヴァルトの肩書は、ドイツ国のオーストリア知事に変更された、そして同日、彼に SS 大将の位階が授けられた。1939 年 5 月 1 日、彼は、無任所国務大臣となった。1939 年 3 月 11 日、彼は、プレスブルクのスロヴァキア政府を訪問し、同政府に、チェコスロヴァキアの独立に対するヒトラーの侵略にうまく調和する仕方、独立を宣言するよう指示した。

オーストリア知事として、ザイス - インクヴァルトは、ユダヤ人財産の差し押さえを実行した。彼の体制下で、ユダヤ人たちは、移住することを強制された、彼らは強制収容所に抛り込まれ、大量殺戮にさらされた。彼の体制の最終段階では、彼は、ユダヤ人たちのオーストリアから東方への強制移送を実行するために、保安警察および SD と協働した。彼がオーストリア知事であった間に、ナチスの政治的敵対者たちはゲシュタポによって強制収容所に連行され、虐待されて、多くの場合、殺害された。

ポーランドおよびオランダにおける犯罪的活動

ザイス - インクヴァルトは、1939 年 9 月に、南ポーランドの民政機構の長官に任命された。1939 年 10 月 12 日、彼は、フランクに服している総督統治区の総督代理になった。ザイス - インクヴァルトは、1940 年 5 月 18 日、被占領オランダの特別委員となった。このようにして彼は、諸侵略戦争によって占領され、その管理がドイツの侵略戦争にとって死活問題であった諸地域の、管理の責任を引き受けた。

ポーランド総督統治区における総督代理として、ザイス - インクヴァルトは、効力を発揮していた、苛酷

な占領措置を支援した。総督統治区の視察旅行の過程で、彼は、1939年11月に、ポーランドは、その経済的備蓄がドイツのために搾取されるような仕方、管理されるべきであることを、しっかり認めた。ザイス-インクヴァルトはまた、ユダヤ人たちの迫害にも力を尽くし、多くのポーランド知識人たちの殺害を意味する、AB作戦の開始についても、知らされていた。

被占領オランダの特別委員として、ザイス-インクヴァルトは、ドイツ占領軍に対するあらゆる反抗を弾圧するために、無慈悲なテロルを行なった、それは彼自身が敵対者たちの「絶滅」と称した計画であった。各地域の上級SSおよび警察指導者たちと協働して、彼は、占領当局に対する襲撃の故に逮捕されていた人質たちの銃殺に関わった、さらにはまた、すべての占領諸方法に対する敵対的態度を疑われた者たち——その中には聖職者たちや教育者たちもいた——の強制収容所への収容指示に関わった。多くのオランダ警察官たちは、家族たちに対する報復措置をとると脅されて、これらの行動への関与を強制された、オランダの諸裁判所もまた、これらの諸計画に参加することを強要された。しかし諸裁判所が、実際には多くの被拘禁者たちが殺害されたために、拘束刑を科すことを躊躇っていることを仄めかした時、より大きな程度において、警察の即決裁判が用いられることになった。

オランダの経済的管理を、ザイス-インクヴァルトは、彼が時代遅れと呼んだハーグ協定の諸規則を顧慮することなしに、実行した。その代わりに、オランダの経済力の最大限可能な搾取の政策が採り入れられて実行され、その住民への影響を気にかけることは、それほどなかった。公共および私有の財産は、派手に掠奪され、そしてそのような諸措置には、合法性の見かけが、ザイス-インクヴァルトの命令によって与えられた；それらは、彼の監督下にあった、オランダの金融施設の陰謀によって支援された。

ザイス-インクヴァルトは、オランダの特別委員になるとすぐに、奴隷的労働者たちをドイツに送り始めた。1942年までは、ドイツでの労働は、理論的には自発的労働であったが、しかし実際には強い経済的および国家的圧力によって無理強いされたものであった。1942年にザイス-インクヴァルトは、強制労働奉仕を公式に命じ、この命令の回避を防止するために、保安警察およびSDの諸機関を利用した。占領の期間中に、50万の人間が、オランダからドイツ国に労働者として送られた、そしてそのうちのまったく些少なる小部分だけが、実際に自発的な労働者であった。

ザイス-インクヴァルトがオランダの特別委員として講じた最初の諸措置の一つは、ユダヤ人たちの経済的悪化を無理やりに引き出した、一群の諸法律の発布であった。それに続いたのが、登録されることを彼らに課する諸指令であり、彼らにゲッソーに住みダヴィデの星を付けることを強制する諸指令であり、時折の逮捕と強制収容所での拘留であり、そしてついには、ハイドリヒの提案に基づいての、オランダにいる14万のユダヤ人たちのうちのほぼ12万人の、アウシュヴィッツへの、そして「最終解決」のための大量拉致であった。ザイス-インクヴァルトは、彼らがアウシュヴィッツに行くことを知っていた、と認めているが、しかし、自分はアウシュヴィッツにいたことのある人々から、そこではユダヤ人たちは比較的良い暮らしをしているのだと聞いていた、そして自分は、そこに彼らは戦争が終わった後の新たな入植のために引き留められているのだと信じていた、と主張している。証拠物件に基づき、かつ彼の役職から見て、これらの主張を信ずることは、不可能である。

ザイス-インクヴァルトがさらに主張しているところでは、彼は、オランダ占領の期間中に行なわれた犯罪の多くのものに対しては責任がない、何故ならそれらは、国家から命ぜられて、彼には何の命令権もな

い軍隊によってか、あるいは、直接ヒムラーに報告を送っていた、ドイツの上級 SS および警察指導者によって実行されたのだから、という。諸不法行為のうちのいくつかには軍に責任があったということ、および上級 SS および警察指導者が——この者をザイス-インクヴァルトが自由に使えたのであるとはいえ——、常に直接ヒムラーに報告することができたということは、当たっている。同様にまた、或る種の場合において、ザイス-インクヴァルトが、他の役所によって講ぜられた、とりわけ容赦のない措置に対して抗議した——例えば、軍が焦土戦術を用いようとするのを、彼が上手く妨げた時——ということ、そしてさらには、彼が上級 SS および警察指導者に、銃殺される人質の数を減らすよう厳しく迫ったということ、は、真実である。だがそれでもなお、ザイス-インクヴァルトが、オランダ占領の期間中に行なわれた、戦争犯罪および人道に対する犯罪への、知識を持った、かつ自由意志による参加者であった、という事実は、消えることなく存在している。

結論

法廷は、ザイス-インクヴァルトは、訴因 2、3 および 4 については有罪、しかし訴因 1 については無罪と認める。

シュペーア

シュペーアは、全 4 訴因について起訴されている。シュペーアは、1932 年にナチ党に加入した。1934 年に彼は、ヒトラーの建築士となり、彼の最も親密な側近の一人となった。それから間もなく、彼は、ドイツ労働戦線の部局指導者および総統代理本部の都市計画全権委員となった。これらの地位を、彼は 1941 年まで保持した。1942 年 2 月 15 日、フリッツ・トットの死後、シュペーアは、トット組織の長となり、兵器および弾薬担当国務大臣（1943 年 9 月 2 日からは兵器および軍需生産担当）に任命された。これらの地位は、1942 年 3 月および 4 月における、彼の武器担当代表全権委員および中央計画委員会委員——両方とも 4 ヶ年計画の一部である——任命によって、完全に強化された。シュペーアは、1941 年から戦争終結まで、国会議員であった。

平和に対する犯罪

法廷の見解によれば、シュペーアの活動は、諸侵略戦争の開始を図ってそれを計画もしくは準備し、あるいはこの目的のために共謀する、ということを目指してはいなかった。彼が軍需産業の長になったのは、すべての戦争がすでに始まって進行中となったよりも、ずっと後のことであった。ドイツにおける戦時動員が彼の監督下に入った時、彼の行なった諸活動は、各生産工場が戦争実行を援けたのと、ちょうど同じように戦時動員に奉仕した；しかしながら法廷の見解では、そのような活動は、訴因 1 の意味における、あるいは訴因 2 の意味における、諸侵略戦争を実行するための共同計画への参加を意味してはいない。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

訴因 3 および 4 に従って、シュペーアに対して提出された証拠物件は、もっぱら強制労働者計画への彼の参加に関係している。シュペーアは、この計画に対して直接的な管理上の責任を負ってはいなかった。彼は、労働問題を共に取り扱うことのできる中央機関の存在を望んだので、労働動員の代表全権委員の任命を支持したのではあったが、しかし彼は、ザウツェルに対する管理上の監督権を獲得することはなかった。ザウツェルは、直接ヒトラーによって、1942年3月21日の命令で任命された、同命令は、彼が4ヵ年計画全権委員としてのゲーリングに、直接に業務責任を負うことを予定していた。

兵器・弾薬担当大臣および4ヵ年計画下の武装関係代表全権委員として、シュペーアは、生産の領域において大幅な権限を意のままにした。彼のもともとの権限は、OKHのための兵器の設計および生産を対象範囲とするものであった。この権限は、次第に拡大されて、海軍軍備、民間生産、そしてついには1944年8月1日、空軍軍備をも包含することになった。ドイツ国内生産統制および原料の配給・開発に最高権力を有する、中央計画委員会の指導的メンバーとして、シュペーアは、委員会には、ザウツェルに、その監督下に置かれている諸工場のために労働力を調達するよう、指令を与える権限がある、という見解を主張した；そして彼は、ザウツェルの異議にもかかわらず、この態度を確立することに成功した。今や、シュペーアがザウツェルに、労働者の必要総数の見積もりを知らせ、ザウツェルが労働力を調達し、かつそれを、シュペーアから与えられる指令に合致して、さまざまな工場に割り当てる、という慣習が発生した。

シュペーアは、ザウツェルに要求を出す時には、それが、強制されて働く、外国人労働者たちによって満たされるであろうことを、知っていた。彼は、強制労働者計画の拡張が、彼の要求を満たすという目的のために議事日程に挙げられている諸会議に、参加した。彼は、1942年8月10日から12日までの期間において行なわれたヒトラーおよびザウツェルとの話し合いに出席していたが、そこでは、シュペーアの監督下に置かれている諸工場の労働者不足を補填するために必要な場合にはいつでも、ザウツェルが力づくで労働力を占領諸地域から調達する、ということで合意された。シュペーアはまた、1944年1月4日、ヒトラーの司令本部における会議に出席していたが、その時に、シュペーアによって出された労働力の要求を満たすために、ザウツェルが「少なくとも400万の労働力を占領諸地域から」調達する——ザウツェルは、これをただヒムラーの助けを借りてのみなし得る、と確言したのであるが(1292-PS, US-225)——という決定が下された。

ザウツェルは、シュペーアおよび彼の代理人たちに、絶えず、外国人労働者たちは力づくで引き寄せられている、ということを報告した。1944年3月1日の会議の際に、シュペーアの代理人がザウツェルに、たいへん詳細に、400万の労働力を占領諸地域から調達するという、彼の義務が果たされていないことに関して尋ねた。いくつかの場合においては、シュペーアは、特定の諸外国からの労働力を要求した。そのためザウツェルは、1942年8月10日から12日までの会議において、「さらに100万のロシア人労働力を、ドイツ軍需産業のために、1942年10月いっぱいまでに」シュペーアに入手させるよう、命令された(R-124, US-179)。1943年4月22日の中央計画委員会会議の際に、シュペーアは、炭鉱労働のためのロシア人労働力を獲得する諸計画を詳細に論じ、この労働者不足はドイツ人労働者たちによって補充されるべきであるとの提案に、はっきりと反対意見を表明した。

シュペーアの申し立てたところでは、彼は、ドイツ国内の戦時動員においてドイツ人労働力の使用を、そ

して、以前はドイツ国内で生産されていた消費財の生産のための、被占領諸国における労働力の使用を、より重視するために、労働計画の再編を支援したという。シュペーアは、この方向を目指して措置を講じ、いわゆる「シュペーア企業」を占領諸地域において設立した、それらはドイツに出荷するための製品を生産するために利用された。これらの企業の従業員は、ドイツへの移送に対して守られていた、そしてドイツへ行けとの命令を受けた、どの労働者も、シュペーア企業で労働に就けば、移送を回避することができた。この方式は、ドイツへの移送よりはいささか反人道性が少ないとはいえ、それでもなお違法のものであった。シュペーア企業の方式は、大規模な強制労働者計画の中で、小さな役割を演じたにすぎなかったが、それでもなおシュペーアは、強制労働者計画との協働を強く求めた、何故なら彼は、それが実際にどんな方法で適用されるかを知っていたからである。公式の意味において、彼は、同計画の主要な受益者であった、そして絶えずその拡張を強く求めていた。

トット組織の長としても、シュペーアは、直接に強制労働者たちの使用に関与していた。トット組織は、主として占領諸地域において、大西洋防壁や軍用道路の建設のような事業に従事していた、そしてシュペーアが認めたところでは、彼は、それらの事業に必要な労働力を宛がい、それらを守らんがために、強制労働をあてにしていた。彼はまた、強制収容所からの労働力をも、彼の監督下にあった諸工場において使用した。最初彼は、この労働力の源泉を、小規模な、都会から離れたところにある諸工場で使用するために引き入れようとして準備した；そして後には、ヒムラーの権勢欲功名心に対する恐れから、彼は、強制収容所からはできるだけ少ない数の労働者を使うよう、試みたのであった。

シュペーアはまた、軍需産業における戦争捕虜たちの使用にも関与していたが、しかし、彼は、自分はソヴィエト兵戦争捕虜たちをジュネーブ協定に当てはまる諸工場でのみ用いた、と主張している。

シュペーアの地位は、強制労働者計画の実行における諸残虐行為について知ってはいたが、それと直接には関わるほどではなかった、という程度のものであった。例えば、彼は、中央計画委員会の諸会議の際に、彼の労働力要求があまりに大きいので、暴力的な募集方法が必要とされることになった、ということについて知らされた。1942年10月30日の中央計画委員会会議では、シュペーアは、病气だと申し出てくる強制労働者の多くはサボりである、との見解を表明し、次のとおり語った：「SS と警察は、こんな場合何も構うことなく厳格に手を貸して、怠け者として知られているような者たちを、強制収容所付設の工場に押し込んでしまうことができるであろう」。もっとも、シュペーアは、強制労働者たちがしっかりと働くことができるように、彼らに適切な食物と労働条件とを与えることを、あくまで主張した。

酌量軽減情状として承認されなくてはならないのは、彼のシュペーア企業設立によって多くの労働者たちが故郷に留められたこと、および彼は戦争の終結段階において、ヒトラーに戦争は負けであると告げ、かつ諸生産工場の無意味な破壊を——占領諸地域においてもドイツ国内においても——防止するために、措置を講ずる勇気を持った、数少ない者たちのうちの一人であったことである。彼は、いくつかの西部の国々およびドイツにおけるヒトラーの焦土政策に抵抗して、少なからぬ身の危険を承知の上で、それを忌避怠業した。

結論

法廷は、シュペーアは訴因 1 および 2 については無罪、しかし訴因 3 および 4 については有罪である、と

判決する。

フォン・ノイラート

フォン・ノイラートは、全4訴因について起訴されている。彼は、職業外交官であり、1930年から1932年まで、駐英国ドイツ大使であった。1932年6月2日、彼は、フォン・パーペン内閣の外務大臣に任命され、この地位をフォン・シュライヒャーおよびヒトラーの内閣においても保持した。1938年2月4日、フォン・ノイラートは、外務大臣を辞任して、無任所國務大臣、秘密内閣評議会議長および国家防衛評議会議員となった。1939年3月18日、彼は、ベーメン・メーレン保護領長官に任命され、1941年9月27日まで、この身分にとどまっていた。彼は名義上、SSの上級分隊指導者の地位に就いていた。

平和に対する犯罪

外務大臣として、フォン・ノイラートは、1933年10月14日、軍縮会議および国際連盟からの脱退の際、再軍備導入の際、1935年3月16日に成立した一般兵役義務に関する法律の承認および1935年5月21日に成立した秘密国家防衛法の承認の際において、ヒトラーに助言を行なった。1935年6月18日、ドイツと英国との間で始められた、艦船協定に関する交渉においては、彼は、指導的な役割を演じた。彼は、1936年3月7日のラインラント再占領に関するヒトラーの決断に、重要な関与をなし、この占領はフランス軍の側からの何らかの報復措置を受けることなく実行され得る、と予言した。1936年5月18日、彼は、駐フランス米国大使に、次のとおり語った、すなわち、「ラインラントが熟されるまでは」対外的事柄において何ごとも企てないのが、ドイツ政府の政策である、そして、ラインラントに防御施設が設置されて、中部ヨーロッパ諸国が、フランスは好きなようにドイツに侵入することはできない、ということを確認してしまうやいなや、「これらすべての諸国は、対外政策において完全に順応し始め、新たな国際関係が展開されるであろう」(L-150, US-65.)と。

フォン・ノイラートは、1937年11月5日、「ホスパッハ - 会議」に参加した。彼が証言したところでは、彼は、ヒトラーの報せにあまりにも驚いたので、心臓発作を起こしたほどであったという。その後まもなく、彼は辞任を申し出て、それは1938年2月4日に受け入れられた、フォン・フリッチェおよびフォン・ブロムベルクが解任されたのと同じ時である。ヒトラーの侵略諸計画について知ったにもかかわらず、彼はなお、無任所國務大臣、秘密内閣評議会議長および国家防衛評議会議員として、ナチ体制への形式的な関わりを保持した。オーストリア占領の時には、彼は、外務省職を引き受け、英国大使に、この出来事はドイツの最後通牒によって惹き起されたのではない、と断言し、チェコスロヴァキア大使には、ドイツはチェコスロヴァキアとの仲裁合意を固守することを意図している、と知らせた。フォン・ノイラートは、ミュンヘン協定の最終段階に先行する諸交渉に参加した、しかしながら彼は、ヒトラーに平和的手段によるこの事柄の解決のための最大限の努力をさせるために、これらの交渉に加わっただけである、と主張している。

チェコスロヴァキアにおける犯罪的活動

1939年3月18日、フォン・ノイラートは、ベーメン・メーレン保護領長官に任命された。ベーメン・メーレンは、軍の戦隊によって占領された。強制によって無理やり取られたハーハの同意は、この占領を正当化する理由と見なされることはできない。保護領設置の基となった1939年3月16日のヒトラーの法律では、この新しい地域は「将来はドイツ国の地域の一部をなす」と宣言され、そこからは、チェコスロヴァキア共和国がもはや存在しないことが察知された。しかし同法律は、同時に、ベーメン・メーレンが、保護領の存続によって表現される如きドイツの利益を条件としてのみ、その主権を保持し続ける、という想定に基づいていた。それ故、征服の原理が、侵略行動によって獲得された地域にも適用可能であるとしても、法廷はなお、この宣言が、この原理を適用するに十分である、併合に等しいものである、とは考えない。したがってベーメン・メーレンの占領は、戦争の諸規則の影響下にある、軍事的占領と見なされねばならない。チェコスロヴァキアは、1907年のハーグ協定のメンバーでなかったとはいえ、しかし同協定に含まれている陸戦諸規則は、現存の国際法を意味しており、それ故にそれらが適用されるべきなのである。保護領長官として、フォン・ノイラートは、ベーメン・メーレンに、ドイツ国内に現存するものによく似た行政機構を採り入れた。自由な新聞雑誌、政治的諸党派および諸組合は、抑圧された。反対勢力として作用する可能性のあったすべての集団は、法律の保護外に置かれた。チェコスロヴァキアの工業は、ドイツの軍需生産の構造の中に組み込まれ、ドイツの軍備に役立つようにされた。ナチスのアンティセミティズムの政策および立法もまた、採り入れられた。ユダヤ人たちは、政府および経済界の指導的な諸地位から締め出された。

1939年8月、フォン・ノイラートは、声明を發して、サボタージュ行動に対して警告し、「あらゆるサボタージュ行動の責任は、個々の行為者だけでなく、全チェコの住民に当たるものである」と宣告した(3772-PS, USSR-60.)。1939年9月1日、戦争が勃発した時、ベーメン・メーレンでは、8,000人の指導的チェコ人たちが、保安警察によって逮捕され、保護検束に置かれた；彼らのうちの多くは、強制収容所において虐待の結果、命を落とした。

1939年10月と11月に、チェコスロヴァキアの学生たちは、一連の示威行動を催した。その結果、ヒトラーの命令によってすべての大学が閉鎖され、1,200人の学生たちが投獄され、9人の示威行動指導者たちが保安警察およびSDによって射殺された。フォン・ノイラートの証言したところでは、彼は、この行動について前もって知らされていなかったという、ところがそれは、彼の署名が入ってポスターで全保護領内に広められていた声明文によって、予告されていたのである、しかしながら彼の主張によるならば、このことは彼の許可なしに行なわれたのである。

1940年8月31日、フォン・ノイラートは、自身の書いた、保護領の将来を論ずる報告書と、同時にまた彼の同意の下にカール・ヘルマン・フランクが書いた、同じ対象に関する報告書とを、ランメルスに送った。両報告書とも、ゲルマン化の問題と取り組んでいて、チェコ人の多数は、人種的観点ではドイツ民族によって吸収されるべきである、ということ提案していた。両者とも、チェコスロヴァキアの知識人階層およびゲルマン化に反抗するかもしれない他の諸集団の排除を支持して、フォン・ノイラートの報告書は国外追放を、フランクの報告書は国外追放または「特別扱い」を推奨していた。

フォン・ノイラートが主張したところでは、抑圧措置の実際の実行は、彼の国務次官のカール・ヘルマン・フランクの監督下にあった、保安警察と SD の手に握られていた、フランクは、ヒムラーの推薦によって任命されていたのであり、上級 SS および警察指導者として、直接にヒムラーの支配下にあったのである。フォン・ノイラートがさらに主張したところでは、アンティセミティズムの措置および経済的搾取の措置は、国家で決定された政策の結果として、保護領内で効力を発揮させられたものであったという。事情が如何であるにせよ、彼は、保護領において、まさにこの地域の行政が、ドイツが東方に対して行なった諸侵略戦争に重要な役割を演じていた時期に、最高位のドイツ国家公務員であったのであり、そして彼は、戦争犯罪および人道に対する犯罪が彼の支配の下で行なわれていることを知っていた。

寛大な判定のためには、彼が保安警察および SD に対して、大勢の 1939 年 9 月 1 日に逮捕されたチェコスロヴァキア人たちの釈放、およびその後秋に逮捕された学生たちの釈放を支援したことが、想起されなくてはならない。1941 年 9 月 23 日、彼は、ヒトラーに呼ばれて、彼が十分に厳格でないので、ハイドリヒがチェコスロヴァキアの抵抗諸集団の屈服のために保護領に送られる、ということを知らされた。フォン・ノイラートは、ヒトラーにハイドリヒ派遣を思いとどまらせるよう試みたが、それが成果を上げなかったので、辞職を申し出て、1941 年 9 月 27 日、休暇旅行に出て、この時点以後、保護領長官としての職務を行なうことを拒絶した。彼の辞職は、1943 年 8 月に、正式に受け入れられた。

結論

法廷は、フォン・ノイラートを、全 4 訴因について有罪であると認めた。

フリッチェ

フリッチェは、訴因 1、3 および 4 について起訴されている。彼は主にラジオ放送コメンテーターとして知られ、週 1 回、その週の日々の主な出来事を、彼独自の番組「ハンス・フリッチェ語る」において詳論していた。彼は、1932 年 9 月に、ラジオ放送での演説をし始めた；同年中に、彼は、国家政府の組織である無線通信社の長となった。国家社会主義者たちが 1933 年 5 月 1 日、この組織を、彼らの国民啓蒙およびプロパガンダ省に組み込んだ時、フリッチェは、ナチ党および同省に加入した。1938 年 12 月、彼は、同省ドイツ新聞部の長となった；1942 年 10 月に彼は、本省局長に昇進した。彼は、短期間東部前線でプロパガンダ中隊に勤務した後、1942 年 11 月に、宣伝省ラジオ放送部の長および大ドイツラジオ放送政治組織代表全権委員となった。

平和に対する犯罪

ドイツ新聞部の長として、フリッチェは、2,300 の日刊紙から成るドイツの新聞を監視した。この任務の経過の中で、彼は、これらの新聞社に宣伝省の命令を伝えるために、日々の記者会見を開催した。しかしながら彼は、国家新聞局長官ディートリヒの下にあり、ディートリヒはまた、ゲッベルスの下にあった。デ

ディートリヒが新聞社への指令をゲッベルスおよびその他の國務大臣たちから受け取って、それらを諸命令としてまとめ、これらを次にフリッチェに、新聞社への伝達のために手渡したのである。

時々これらの「国家新聞局長官の本日のモットー」——それらの命令はそう呼ばれていた——は、新聞社に対し、国民に特定のテーマを語るよう命じた、例えば、総統原理、ユダヤ人問題、生存圏問題、その他ナチの規範的諸理念など。比較的大規模な侵略作戦の前にはいつも、激しいプロパガンダキャンペーンが実行された。フリッチェは、ドイツ新聞部の長であった期間中、新聞社に、ベーメン・メーレン、ポーランド、ユーゴスラヴィアおよびソヴィエト連邦に対する諸行動あるいは戦争をどう扱うべきか、について指示を与えた。フリッチェは、これらのプロパガンダ措置の文言を決定する必要はなかった。彼はただたんに、ディートリヒが彼に対新聞社用に与えた諸指示の伝達者であるにすぎなかった。例えば、1939年2月、ベーメン・メーレンの併合前に、彼はディートリヒから、新聞社の注意をスロヴァキアの独立運動と、当時のプラハ政府の反ドイツ的な見解および措置との方に向けるように、との命令を受け取った。このディートリヒに宛てて発せられた命令は、外務省から来たのであった。

フリッチェが1942年11月に長となったラジオ放送部は、宣伝省の12の部のうちの一つであった。最初のうちは、ディートリヒとその他の部の長たちが、ラジオ放送が従うべき政策に影響を与えていた。しかしながら戦争終結の頃には、フリッチェ一人だけが、省内においてラジオ関係の問題については指導的となった。この身分において、彼は、日々「モットー」を言葉に表わし、ナチ体制の一般的政治方針に合致し、外務省ラジオ政策部の諸指示およびゲッベルスによる個人的監視の下にある、すべての国家的宣伝の役所に配っていた。

宣伝省の他の公務員たちと共に、フリッチェは、ゲッベルスの許での日々のスタッフの話し合いに参加した。そこで彼らは、日々のニュースおよびプロパガンダ方針に関する訓令を受け取った。1943年以降、フリッチェは、時折これらの話し合いを自分で催した、しかしそれはただ、ゲッベルスおよび彼の政務次官たちが不在の場合だけであった。そしてその場合でも、彼の唯一の任務は、電話によって届けられたゲッベルスの諸指示を伝達することであった。

以上が、第三帝国におけるフリッチェの地位および影響力について、手短かにいわれるべきことである。決して彼は、諸侵略戦争へと至る、計画立案の諸話し合いに呼ばれるほどに、重要人物と認められてはいなかった。彼自身の、反論されていない証言が主張するところでは、彼は一度もヒトラーと自身直接に話したことはなかった。また、彼がこれらの会議でなされた諸決定について知らされていたことを示す、証拠物件は存在しない。彼の活動が、本判決書で与えられた、諸侵略戦争実行のための共同計画の定義に当てはまるということとはできない。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

検察局が主張したところでは、フリッチェは、ドイツ国民の熱情を訴因3および4のうちに数えられる残虐行為へと煽り立てるような具合に、意図的にニュースを変造することによって、戦争犯罪の実行に向けて煽動と激励を行なった。しかしながら、彼の地位と職務上の諸義務とは、彼が諸プロパガンダキャンペーンの原制作および計画立案に関与していたと推量してもよいほどにまで、重要性を持っていたのではなかった。

現存する彼の諸演説からの抜粋文は、彼がはっきりとアンティセミティズムの立場をとっていたことを証明している。彼は、例えばラジオ放送で、ユダヤ人たちが戦争に責任があり、彼らの運命は「総統が予言したとおりに、嫌悪を催すようなものに」なった、と主張した (3064-PS, US-123)。しかし、これらの演説は、ユダヤ人たちの迫害あるいは根絶へと促すものではなかった。彼が東方において進行しつつある絶滅について知っていたという証拠は、存在しない。その上なお、証拠物件は、彼が失敗したとはいえ二度にわたって、アンティセミティズム的な『前衛』の刊行を抑えようと試みたことを示している。

時としてフリッチェは、彼のラジオ放送諸演説で、真実でないニュースを広めたが、しかしそれらが虚偽であることを彼が知っていたという証明は、なされなかった。例えば彼は、ドイツの U ボートは、「アテーニア」が沈められた時、1 隻もその近くにはいなかった、と報じた。これは不真実であった。しかし、フリッチェは、このニュースを海軍から入手したのであるから、彼には、それが虚偽であると想定する理由はなかった。

確かにフリッチェは、彼のラジオ放送諸演説で、折に触れてはプロパガンダ的性質の激しい言明を行なった。しかしながら法廷は、これらがドイツ国民を、被征服諸国民に対する残虐行為を働くよう煽動するようなものであったとは考えない、それ故、彼はその責めありとされている諸犯罪に参加した、と主張することはできない。彼の目標は、国民の気分を、ヒトラーとドイツの戦争努力とのために呼び覚ますことであつた。

結論

法廷は、フリッチェは本起訴状の趣旨においては無罪であると認め、そして、現法廷が次に休廷した時、彼は廷吏によって釈放される、ということ命ずる。

ボルマン

ボルマンは、訴因 1、3 および 4 について起訴されている。彼は、国家社会主義党に 1925 年に加入し、1928 年から 1930 年まで、SA 最高指導本部のメンバーであり、党の補助金会計を管理し、1933 年から 1945 年まで、国家指導者であつた。1933 年から 1941 年まで、彼は、総統代行局スタッフの指導者であり、ヘスの英国への逃亡後、1941 年 5 月 12 日に、党官房長となつた。1943 年 4 月 12 日、彼は、総統秘書となつた。彼は、民衆暴動の政治的、組織的な指導者であり、SS 大将であつた。

平和に対する犯罪

ボルマンは、初めは重要性のないナチにすぎなかったが、次第に多くの権力を獲得していった、とりわけ、破局に至る日々において、彼は、ヒトラーに対して大きな影響力を持った。彼は、党が権力へと昇る際に、活発に活動したが、さらにこの権力の強固化の際にはいっそう活発に活動した。自らの時間の大部分を、彼は、ドイツにおける諸教会およびユダヤ人たちの迫害に費やした。

ボルマンがヒトラーの、諸侵略戦争を準備し、開始し、実行する諸計画について知っていた、という証拠は存しない。彼は、ヒトラーがこれらの侵略計画の一つまた一つと打ち明けた、重要な諸話し合いのいずれにも、出席していなかった。その種の知識を、彼が占めた諸地位から、納得いく仕方でも導き出すということもできない。彼が1941年に党官房長に、そしてさらにその後1943年に総統秘書になり、そこでヒトラーの諸話し合いの多くに出席した時になってはじめて、これらの地位が彼に相応の出入り許可を与えた。侵略戦争実行のための共謀の構成要件に関しての、別の箇所でも論じられた法廷の見解を考慮してみるならば、現存する諸証拠は、ボルマンを訴因1に従って有罪と宣告するためには、十分ではない。

戦争犯罪および人道に対する犯罪

1941年5月29日の指令に従って、ボルマンは、それまでヘスの占めていた役職と代理権とを引き継いだ；1942年1月24日の指令は、これらの代理権を拡張して、彼に、ヒトラーによって発せられた諸法律および諸方針のすべてに関する監督権を与えた。つまりそれによって彼は、それ以降発せられた諸法律および諸命令に、責任を負うことになった。1942年12月1日、すべてのガウは、国家防衛区域となった、そしてボルマンに対し職務責任を負う党のガウ指導者たちは、国家防衛委員に任命された。この結果、これらの者たちが、総合的な市民の戦時動員の実際の指導者となった。これはドイツ内においてだけのことでなく、吸収され征服された国々からドイツ国に組み込まれた諸地域においてもまた、そうであった。

このカラクリによって、ボルマンは、征圧された住民の情け容赦ない搾取を意のままにした。1942年8月12日の彼の命令は、すべての党機関を、ヒムラーによる征服諸地域における強制移住および国籍剥奪の計画のために自由に使用させるものであった。ロシア進駐の3週間後、彼は、1941年7月16日、ゲーリング、ローゼンベルク、カイテルと共に、ヒトラーの宿営における話し合いに参加した；ボルマンの報告書は、それらの地域の住民の奴隷化及び絶滅のための、綿密に輪郭を描かれた諸計画が話し合われ、文書化されたことを示している。1942年5月8日、彼は、ヒトラーおよびローゼンベルクと、オランダ人たちのラトヴィアへの強制入植、ロシアにおける根絶計画および東方諸地域の経済的搾取のことを協議した。彼は、東方における美術工芸品およびその他の財物の差し押さえに興味を持っていた。1944年1月11日の彼の手紙は、占領諸地域から奪った日用品を空襲で焼け出されたドイツ住民に自由に使用させるための、大規模な組織の創設を求めている。

ボルマンは、ドイツ国内のみならず、併合された、あるいは征服された国々における、ユダヤ人迫害に、勤勉に活動した。彼は、SSおよびゲシュタポの協力の下に、6万のユダヤ人たちのウィーンからポーランドへの移送を帰結した、諸話し合いに参加した。彼は、ニュルンベルク諸法の効力を併合された東方諸地域にまで拡大した、1941年5月31日の指令に署名した。1942年10月9日の命令で、彼は、大ドイツ地域からのユダヤ人たちの永続的排除は、もはや移住によってではなく、ただ東方の諸特別収容所における「情け容赦のない暴力」の適用によってのみ行なわれ得る、と宣告した。1943年7月1日、彼は、ユダヤ人たちから裁判所の保護を奪い去って、彼らをもっぱらただゲシュタポの判決に従わせる指令に、署名した。ボルマンは、強制労働者計画に、際立った関与をした。党指導者たちは、各々のガウにおいて、強制労働者関係の事がらを、雇用、諸労働条件、食物、宿泊を含めて、監視した。1943年5月5日の政治指導者たちの団体への回状——それは地方支部指導者たちにまで配布された——によって、彼は、外国人労働者たち

の取り扱いの規制のための指令を発し、そこで、彼らが安全問題に関しては SS による監督下にあることを強調し、それまでに行なわれた虐待はやめられねばならない、と命令した。50 万人の女性使用人たちの東方からドイツへの移送に関する、1942 年 9 月 4 日の報告は、ザウツェル、ヒムラーおよびボルマンがこの行動を監督ことになっている、ということを示している。9 月 8 日の指令で、ザウツェルが、郡指導者たちに、これらの女性使用人たちの配分と手ほどきを監督するよう命じた。

ボルマンはまた、戦争捕虜たちの取り扱いに関して、一連の命令を党指導者たちに宛てて発した。1941 年 11 月 5 日、彼は、ロシア人戦争捕虜たちの威厳ある埋葬を禁止した。1943 年 11 月 25 日、彼は、ガウ指導者たちに、戦争捕虜たちを寛大に取り扱った場合については報告するよう命令した。そして 1944 年 9 月 13 日、彼は、郡指導者たちに、収容所長たちと強制労働のために連絡を取るよう命令した。1943 年 1 月 29 日、彼は、部下の指導者たちに、陸戦規則の諸規定に反して、火器の使用およびまた反抗的な戦争捕虜たちに対する体罰を許可する、OKW の諸命令を伝達した。1944 年 9 月 30 日、彼は、OKW から戦争捕虜たちに対する裁判権を取り上げて、彼らをヒムラーと SS とに引き渡す指令に署名した。

ボルマンは、連合軍飛行士たちに対するリンチに、責任を負っている。1944 年 5 月 30 日、彼は、連合軍飛行士たちのリンチに参加した者たちに対する、警察の介入あるいは刑事訴訟の開始を禁止した。このことは、ドイツ国民をその種の行為へと煽動する、ゲッベルスによるプロパガンダキャンペーンを伴っていた、そして、リンチに関する諸規則が詳論された、1944 年 6 月 6 日の話し合いは、その一部をなしている。

困難な事情の下でその活動を行なわなくてはならなかった、彼の弁護人は、この証拠物件を論駁することができなかった。ボルマンの署名の入った諸記録文書が現にあるのを見れば、もしも被告人がこの場に出席していたとしてみてさへも、果たして弁護人がそのことに成功したかどうか、見極めることは難しい。彼の弁護人は、ボルマンは死亡した、それで法廷は、欠席裁判の権限を法廷に与えている規約第 12 条を用いないでほしい、と申し立てた。しかし、ボルマンの死亡についての納得のいく証拠は存しない、それ故法廷は、すでに以前述べたとおり、彼に欠席のまま有罪判決を下すことを決定した。もしもボルマンがなお生きていて、後になって逮捕されるならば、規約第 29 条に従い、何らかの酌量軽減の情状を考量し、そしてそうすることが適切と思われるならば判決を変更し、あるいは軽減するということは、ドイツ管理理事会に一任される。

結論

法廷は、ボルマンを訴因 1 については無罪、しかし訴因 3 および 4 については有罪と認める。

裁判長： 被告人たちに対する判決が言い渡される前に、そしてなおすべての被告人たちが出席しているうちに、法廷は、機会を利用して、彼らに以下のことを知らせます、すなわち、管理理事会による刑罰軽減への申請書はすべて、本法廷事務総長に、本日から数えて 4 日以内に、提出されなくてはなりません。

[法廷は、ここで 3 時 10 分前まで休憩となる]

【資料 11】 個別判決結果（有罪／無罪）

（○＝無罪、●＝有罪）

訴因 1: 共謀

訴因 2: 平和に対する犯罪

訴因 3: 戦争犯罪

訴因 4: 人道に対する犯罪

(a) 戦争前あるいは戦争中における一般市民に対する謀殺、絶滅、奴隷化、移送その他非人道的行為

(b) 政治的、人種的および宗教的な理由づけによる迫害

	訴因 1	訴因 2	訴因 3	訴因 4
ヘルマン・ゲーリング	●	●	●	●
ルドルフ・ヘス	●	●	○	○
ヨアヒム・フォン・リッペントロフ	●	●	●	●
ヴァイルヘルム・カイテル	●	●	●	●
エルンスト・カルテンブルンナー	○		●	●
アルフレート・ローゼンベルク	●	●	●	●
ハンス・フランク	○		●	●
ヴァイルヘルム・フリック	○	●	●	●
ユリウス・シュトライヒャー	○			●
ヴァルター・フンク	○	●	●	●
ヒヤルマル・シャハト	○	○		
カール・デーニッツ	○	●	●	
エーリヒ・レーダー	●	●	●	
バルドゥール・フォン・シーラッハ	○			●
フリッツ・ザウッケル	○	○	●	●
アルフレート・ヨードル	●	●	●	●
フランツ・フォン・パーペン	○	○		
アルトゥール・ザイス-インクヴァルト	○	●	●	●
アルベルト・シュペーア	○	○	●	●
コンスタンティン・フォン・ノイラート	●	●	●	●
ハンス・フリッチェ	○		○	○
マルティン・ボルマン	○		●	●

【資料 11-b】個別判決結果（量刑）

名前	訴因（○＝無罪、●＝有罪）				量刑
	1	2	3	4	
ヘルマン・ゲーリング	●	●	●	●	絞首刑
ルドルフ・ヘス	●	●	○	○	終身禁固刑
ヨアヒム・フォン・リッペントロフ	●	●	●	●	絞首刑
ヴィルヘルム・カイテル	●	●	●	●	絞首刑
エルンスト・カルテンブルナー	○		●	●	絞首刑
アルフレート・ローゼンベルク	●	●	●	●	絞首刑
ハンス・フランク	○		●	●	絞首刑
ヴィルヘルム・フリック	○	●	●	●	絞首刑
ユリウス・シュトライヒャー	○			●	絞首刑
ヴァルター・フンク	○	●	●	●	終身禁固刑
カール・デーニッツ	○	●	●		禁固 10 年
エーリヒ・レーダー	●	●	●		終身禁固刑
バルドゥール・フォン・シーラッハ	○			●	禁固 20 年
フリッツ・ザウッケル	○	○	●	●	絞首刑
アルフレート・ヨードル	●	●	●	●	絞首刑
アルトゥール・ザイス-インクヴァルト	○	●	●	●	絞首刑
アルベルト・シュペーア	○	○	●	●	禁固 20 年
コンスタンティン・フォン・ノイラート	●	●	●	●	禁固 15 年
マルティン・ボルマン	○		●	●	絞首刑

*ヒヤルマル・シャハト、フランツ・フォン・パーベン、ハンス・フリッチェは、すでに無罪確定により、午後
は現われず

*マルティン・ボルマンは、欠席のまま絞首刑を申し渡し